# 全般的な要求事項のプロトタイプ及び気候関連開示プロトタイプに対する業界団体等からの意見（3月31日時点）

2022年4月

経済産業省 経済産業政策局　企業会計室

# 非財務情報の開示指針研究会

| 座長 | |
|---|---|
| 北川 哲雄 | • 青山学院大学 名誉教授 ・ 東京都立大学 特任教授 |
| **委員** | |
| 大堀 龍介 | • 一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム 理事 |
| 小野塚 惠美 | • カタリスト投資顧問株式会社 取締役副社長COO |
| 坂上 学 | • 法政大学 経営学部 教授 |
| 住田 孝之 | • 住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長 兼<br>• 住友商事株式会社 執行役員<br>• WICIグローバル会長 ・ WICIジャパン常務理事 |
| 竹ケ原 啓介 | • 株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー |
| 冨田 秀実 | • LRQAサステナビリティ株式会社 代表取締役 |
| 溝内 良輔 | • キリンホールディングス株式会社 常務執行役員 |
| 三井 千絵 | • 株式会社野村総合研究所 上級研究員 |
| 森澤 充世 | • 一般社団法人 CDP Worldwide-Japan 理事・ディレクター |
| 森 洋一 | • 公認会計士（VRF 統合報告フレームワークボード・メンバー） |
| 山内 利博 | • 住友化学株式会社 執行役員 |

**オブザーバー**

- 金融庁
- 公益財団法人 財務会計基準機構
- 内閣府 知的財産戦略推進事務局
- 一般社団法人 日本経済団体連合会
- 日本公認会計士協会
- 公益社団法人 日本証券アナリスト協会
- 株式会社 東京証券取引所
- 法務省

# 非財務情報の開示指針研究会・開催実績（2021年）

| 回次 | アジェンダ |
|---|---|
| 第１回<br>（6月10日） | **開示指針の世界的な動向把握**<br>✓ IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準のための審議会の設置に関連する定款改定案の概要<br>✓ EU非財務情報指令改定の概要<br>✓ 非財務に関する基準設定主体の動向<br>➢ 非財務基準設定主体の連携とValue Reporting Foundation (VRF)<br>➢ CDPを通して見る非財務情報開示の国際動向 |
| 第２回<br>（7月16日） | **開示指針の分析**<br>✓ 第1回研究会以降の動向<br>✓ 第1回研究会の議論を受けて<br>✓ 「企業価値に関する報告 - 気候関連の財務報告基準のプロトタイプの例示」の検討 |
| 第３回<br>（9月1日） | **開示事例を踏まえた人的資本開示に関する検討**<br>✓ 第2回研究会以降の動向<br>✓ 第2回研究会の議論について<br>✓ 人的資本開示に関する課題検討 |
| 第４回<br>（10月4日） | **気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討**<br>✓ 第3回以降の動向<br>✓ 第2回の議論を踏まえた、「企業価値に関する報告 - 気候関連の財務報告基準のプロトタイプの例示」の検討 |
| 第５回<br>（11月５日） | **中間報告書（案）**<br>これまでの議論を踏まえた非財務情報の開示のあり方について |
| 11月12日 | **サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて -「非財務情報の開示指針研究会」中間報告 –公表** |

# 非財務情報の開示指針研究会・開催実績（2022年）

| 回次 | アジェンダ |
| --- | --- |
| 第６回<br>（2月3日） | **IFRS財団が公表したプロトタイプに関する検討（1）**<br>✓　全般的な要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプの検討 |
| 第７回<br>（3月8日） | **IFRS財団が公表したプロトタイプに関する検討（2）**<br>✓　「ESG情報開示研究会」における非財務情報開示指標に係る議論の紹介<br>✓　英国FRCによるISSBプロトタイプに関する見解の紹介<br>✓　全般的な要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプに対する業界団体・企業等からのコメント紹介<br>✓　上記、及び前回の議論を踏まえたプロトタイプの検討 |
| 3月25日 | **ISSB プロトタイプに対する基礎的見解 の公表** |

# 業界団体・企業等からの意見・コメントの概況（3月31日時点）①

**＜プロトタイプ全般について＞**

◆ プロトタイプが企業価値評価にフォーカスしていることを評価する意見。

◆ プロトタイプ全般を通じて、”shall disclose”という表現に象徴されるように、TCFD提言と比して義務性、規範性が高まっていること、また、開示要求事項が詳細かつ広範であることについて、

- 開示情報が過度に細則的になることで、事業における様々な自由度を制限してしまうリスクがある
- すべての開示要求事項への対応をDAY1から企業に求めるには負荷が大きい
- 非上場企業や他国企業が同じ水準の開示基準に拘束されていない中では報告期限内の開示情報の収集に困難が伴うケースが想定される

等の指摘。

◆ その上で、

- 企業の主体性の発揮を促す基準であるべき
- 開示内容の優先度や重要性判断の考え方の明示が必要
- Comply or Explainを許容することにより、利用者にとっても開示情報の有用性が増す
- 段階的な開示充実を許容する方針も有用ではないか

等の指摘。

◆ 定性的な内容の開示やGHG排出量Scope3等算定方法が確立されていない開示項目等については比較可能性を確保することが難しいことを指摘した上で、作成者と利用者（投資家等）のエンゲージメントを通じた理解促進を促す要素を盛り込むべきの指摘。

◆ GHG排出量Scope3など、算定方法が確立されていない開示項目について、比較可能性を担保するためには、統一的かつ一貫性ある方法論や使用するデータの整備が必要との指摘。

◆ 比較可能性や情報の信頼性を確保していくため、監査・保証にかかる基準作りや監査側の体制強化、そのために必要な移行期間を求める指摘。

◆ 全般的要求事項と気候をはじめとするテーマ別基準において開示項目が重複する可能性があることを指摘した上で、作成者の実務負担への配慮を求める指摘。

# 業界団体・企業等からの意見・コメントの概況（3月31日時点）②

**＜全般的要求事項について＞**

- 「報告企業の境界」及びバリューチェーンの定義と関係性について、明確化を求める指摘。
- 「報告頻度」について、財務諸表との同時性を確保することをが実務的に難しい項目があるとの指摘。
- 「報告媒体」について、一般目的財務報告と異なる時期に発行される媒体への参照を認めることを求める指摘。
- 統合報告書やESGレポート等において、サステナビリティ関連情報と監査済の財務情報を合わせて記載することが認められた場合、発行体にとっても利用者にとっても利便性が高まる旨の指摘。
- 「適正な表示」について、ISSB基準以外のガイドラインや基準に基づいた情報開示の許容性や、国際的に広く普及しているCDP回答による開示の扱いについて、具体化・明確化を求める指摘。
- “significant”と”material”等、用語の定義の明確化を求める指摘。

**＜気候関連開示プロトタイプ全体について＞**

- 気候変動対応には様々な企業がそれぞれのアプローチで取り組んでおり、一つの正解があるものではないとの認識を示した上で、開示要求事項が過度に細則的になることで企業行動を制約し、イノベーションにマイナスの影響が及ぶことを懸念する指摘。
- ”（より高い規範性を持たせる範囲は）基本原則的な内容に限定するべき”、“企業の主体性の発揮を許容する内容とするべき”、“開示事項に優先順位（必須事項と推奨事項等）のレイヤー付けを行うべき”といった指摘。
- 目的や全般的要求事項との整合性の観点から、基準のタイトルに”Financial“を付し、”Climate-related Financial Disclosure”とするべきとの指摘。

**＜気候関連開示プロトタイプ：目的について＞**

- 「利用者による企業価値評価を支援」との目的を堅持することを求める意見。

**＜気候関連開示プロトタイプ：ガバナンスについて＞**

- ガバナンス機関について、気候関連のリスクと機会に係る「適切なスキルと能力」として想定される内容の明確化を求める指摘。同事項について全般的要求事項との重複の指摘。
- 推奨される体制などについてガイドラインを求める指摘。

# 業界団体・企業等からの意見・コメントの概況（3月31日時点）③

**＜気候関連開示プロトタイプ：戦略について＞**

◆ 短期・中期・長期の影響の予想やこれに基づく資本配分計画等を示すためは膨大な情報の分析が必要であることに加え、不確実性が高いことを指摘した上で、重要性の高い情報に限定した開示が現実的である旨の指摘。

◆ 実務の積み上げや負担の観点から、シナリオ分析を開示必須事項とするかについては慎重な議論が必要であることを指摘した上で、各国の事情や各企業の業容に応じてComply or Explain型のアプローチも選択肢とすることを求める指摘。

◆ 定義・考え方の明確化や企業の判断を支援する指針等を求める意見
- 短期・中期・長期の目安
- 「企業の当期末における財務状態・業績・キャッシュフローに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える影響及び短・中・長期にわたって予想される影響を理解できるような情報」を「可能な場合には定量的に開示しなければならない」との記載について計算の前提や方法
- シナリオ分析が依拠するべきシナリオや、シナリオ自体が更新された場合の開示情報の柔軟な見直し・更新の在り方
- バリューチェーンの境界の考え方
- 機密情報の取り扱い
- 将来予測情報の取り扱い

◆ 「レガシー資産」が「長期間にわたり企業の財政状態計算書に計上され、その後陳腐化した、あるいは当初の価値のほとんどを失った資産のこと」と定義されていることについて、このような資産は通常財政状態計算書に計上されていないことが想定されることを指摘した上で、当該事項が開示必須項目となった場合、サステナビリティ開示と財務会計の開示での不整合を招き、投資家を混乱させるリスクがある旨の指摘。

◆ 「レガシー資産」について、エネルギー安全保障等の観点から維持することが求められるインフラなど重要なインフラとして取り扱いに制約があるものについては、その旨を一般目的財務報告において開示することを明記すべき旨の指摘。

◆ 将来予測情報等については第三者保証を付すことが困難であると指摘した上で、将来的な第三者保証の範囲の限定を求める指摘。

# 業界団体・企業等からの意見・コメントの概況（3月31日時点） ④

**＜指標と目標について＞**

- 各企業にとって重要な指標は開示が要求される開示企業が判断するべきことであり、基準においては重要性の基準を明示することが重要である旨の指摘。
- TCFD対応を進めている企業から見ても多くの追加作業が生じることが予測されることを指摘した上で、段階的にステップを踏みながら開示を進めていくアプローチが望ましい旨の指摘。
- 法的リスク等の観点から有価証券報告書に推定値を掲載することの困難性を指摘した上で、移行リスク、物理リスクにおける量的開示、金額の情報を推定で開示することの困難性を指摘する意見。
- 「Scope3」開示について、画一的に義務的な開示項目とすることの困難性を指摘する意見や、比較可能性の観点からは課題が多いこと、複数社や複数事業間で重複カウントが生じることに関する指摘。
- 「内部炭素価格」については、未だ導入企業が少ないことや、算定方法の基準等が統一されていないことなどから、業種横断指標として開示必須項目とすることは困難である旨の指摘。
- 「リスクに対して脆弱な資産または事業活動」等、定義・考え方の明確化や企業の判断を支援する指針等を求める意見。

**＜業種別指標について＞**

- 米国等の固有の基準や制度を前提とした指標が数多く含まれており、国際的な基準としての修正が必要である旨の指摘。
- 地域ごとの基準や測定方法のうち、どのような内容であれば認められるかについて、より上位の記載箇所において明確化することを求める意見。
- 開示項目に優先順位付け（必須、推奨、任意、等）を付すことを求める意見。
- 業種別指標ごとの開示項目のうち、どの指標に対応するかは事業内容や必要性に応じて異なるとした上で、重要性判断に応じて採用する指標を柔軟に判断することを可能とするよう求める意見。
- 業種別指標で示されている用語の定義、算定方法、算定範囲が必ずしも明らかでないため、明確化すべきとの指摘。
- 複数事業を展開する企業における業種別指標の取扱いを示すガイダンス策定を求める意見。
- 気候関連とは関係が薄いと考えられる項目（安全性関連の開示項目等）について気候関連開示基準からは除外を求める意見
- 営業機密に当たる情報（調達単価特定につながる情報、製品カテゴリー別生産高等）については柔軟な取扱いを求める意見。
- SASBの運用同様、開示項目への定期的な意見募集や見直し等の柔軟な運用を求める意見。　　等

# 業界団体・企業から頂いたご意見

- 2022年の１月下旬～３月にかけて、経済産業省、金融庁、国土交通省、農林水産省より、約450の業界団体・企業（うち企業9）に対して、ISSBプロトタイプの内容について周知を行った。
- 3/31までに40を超える業界団体・企業からのご意見・コメントが研究会事務局に寄せられている。
- 次ページ以降は、業界団体・企業から寄せられたご意見・コメントを対象箇所・該当箇所ごとに転記したもの。

# プロトタイプ全体に関するご意見

# プロトタイプ全体に関する主な意見

全体

## プロトタイプ全体に係る意見

### 主な意見【1/4】

- TCFD提言の４項目を基礎とするが、TCFDは任意の開示フレームワークとして企業の主体性が尊重されていると感じられるものの、気候関連開示プロトタイプは“果たすべき義務”との色合いが濃く、双方は似て非なる印象を受ける。本来、情報開示を評価するに当たっては、企業の主体性の発揮の如何も問われるべきではないのか。
- 企業の一般目的財務報告の利用者が要求する項目は、全てが同じ要求度合いではないはずであり、優先度・重要性の明示が必要。
- 定性評価、定量評価とも、企業の一般目的財務報告の利用者が横比較できるようにすることを目指しているが、果たして、本プロトタイプで本当に横比較できるのか疑問に感じる。
- 定性評価は横比較が難しいと思われる。全般的に一覧性だけが強調され、エンゲージメントを促進する要素が見当たらないが、企業の一般目的財務報告の利用者が企業とのエンゲージメントを通じて理解を深められるような情報開示を目指してほしい。
- TCFD提言に比べても非常に細かい開示要求となっているが、開示の内容は各社にゆだねられるべきではないか。一律にルール化することで、開示に対応する企業側の負担は著しく増加する。
- 有価証券報告書においてISSB基準を適用する場合、会計監査の様な、虚偽記載を予防する体制の構築が必要。本邦において本件に係る監査・保証の体制が必ずしも進んでいるわけではないことから相応の適応期間を設け、会計事務所業界の整備強化や監査・保証に係る基準の制定に努める必要あり。特に、GHG排出量Scope3などを有価証券報告書に記載する場合も他社比較を透明性高く行えることが必須となり、比較可能性を担保する目的から監査・保証の役割は必須と考える。
- 有価証券報告書を念頭に、財務情報と同時に開示する理念については理解するが、非上場企業や、他国を含めた全ての企業が同様のルールで拘束されていない状況においては、同じ期限内に情報を集約し、開示することは困難となるケースも想定される。一定の移行期間や除外規定等の設定が望ましいと考える。
- 気候変動対応を念頭に置いたシナリオ分析対象（例：2℃シナリオや1.5℃シナリオ）が財務諸表監査におけるベースシナリオとなるという誤った認識が共通認識とならないように配慮が必要。

# プロトタイプ全体に関する主な意見

全体

## プロトタイプ全体に係る意見

### 主な意見【2/4】

- 今回公表されている気候関連開示のプロトタイプについては、開示を義務付けられている項目が非常に多く、ISSBがその目的として挙げている各地域が定める基準との両立が可能なグローバル・ベースラインの提供といった考え方と合致していない。
- 気候変動に関する企業情報は、将来の不確実性を伴うものであり、画一的な開示義務化(特に有価証券報告書において全てを記載するといったような)は、利用者に誤った情報を与えることになりかねない。プロトタイプでの各開示項目の中にも、定義が不明確な項目や、開示困難な項目、開示内容が企業の適切な評価に繋がるとは考えにくい項目が含まれているため、一律的な開示ではなく任意開示とすべきか、あるいは、マテリアリティに応じた開示が徹底されるべきではないか、と考えている。加えて、各国の状況を踏まえ、適用時期については移行段階を設ける必要があると考えている。
- 本プロトタイプは多数の日本社が賛同しているTCFD提言がベースとされていることは歓迎すべきものと考える。しかしながら、ISSBの作成する基準は、各国が定める基準の土台となるグローバル・ベースラインの位置づけと理解しており、その位置づけからすると、プロトタイプにおける開示項目は粒度が細く、要求のトーンも過度に厳格化されているとの印象。ISSBの作成する基準が、各国基準の検討において各国の実務・実態を考慮するうえで足枷とならないよう、一定の柔軟性が確保される必要がある。
- 全般的要求事項プロトタイプはTCFD提言の4つの構成要素をベースとしているため、例えば、サステナビリティ全般に対するガバナンス態勢と気候関連に対するガバナンス態勢についてそれぞれ別々に開示が要求される等、開示項目の重複により実務負荷が増大する可能性を懸念。今後、テーマ別基準の追加が予定されていることをふまえると、基準の検討において、開示作成者の実務負荷への配慮が必要と考えている。
- TCFDと同様にシングル・マテリアリティをベースとした開示基準とする方針が堅持される点を評価する。その一方で、ISSBの中で将来的なダブル・マテリアリティをベースとした開示への項目拡大が検討されているのかについて、懸念している。サステナビリティ開示基準作成に当たっては、シングル・マテリアリティをベースとした基準作りに絞っても議論すべき課題が多く存在しており、シングル・マテリアリティをベースとした基準にフォーカスすべき。
- 今後検討予定となっている「概念のガイドライン」（Conceptual guidelines）においては、一般目的財務報告とサステナビリティ開示の関係性を明確にすべきである。両者が並列な関係にあるか、または一般目的財務報告を前提としたサステナビリティ開示か、その位置づけが明確になれば、参照開示すべき項目が整理されるものと思料。

# プロトタイプ全体に関する主な意見

全体

## プロトタイプ全体に係る意見

### 主な意見【3/4】

- 本プロトタイプは、TCFD提言においてはそのボランタリーな性質ゆえに確保できなかった「比較可能性」に重点を置いていると理解しているが、比較可能性を担保するためには、Scope3の算定を含む各種指標やシナリオ分析など、定量的な要素が関わる項目において、統一的かつ一貫性ある方法論や使用するデータの整備が必要ではないか。こうした中、仮に開示を義務化したとしても、特に定量的な項目において、十分に比較可能となるには時間を要すると思料。そのような状況下、一般目的財務報告において定義が明確化されていない数値（シナリオ分析、炭素関連資産比率等の根拠）の開示を行うことは、投資家をミスリードすることにつながりかねず、慎重な検討をお願いしたい。
- 本プロトタイプは、Requirementであり、TCFDのRecommendationとは異なり、本プロトタイプで求められる事項全てに対応するとなると発行体の開示対応負荷が増すことが容易に想定される。気候関連開示プロトタイプp. 3 IN 5でも指摘したとおり、気候変動が企業に与える影響度などは業種により異なることを本プロトタイプでも言及していることから、影響度などが重大でない場合には、そうした判断の理由も付すこと、すなわち、Comply or Explainも許容する旨を明確に設定すべきではないか。むしろ、重大ではないものまでも一律に開示を求めることは、投資家をはじめとした利用者にとっても有用ではないし、また、Explainさせることで、個々の企業の経営判断の独自性を窺い知ることができて投資家などの投資判断にとっての有用性が増すのではないか。
- 本プロトタイプは、開示に当たってのベースラインと位置付けられ、その上でビルディングブロックアプローチの考え方を採用しており、実態を踏まえた考え方として評価できる。しかしながら、ベースラインとしては、多くの開示要求事項を設定しており、これらの開示要求項目すべてをDAY 1 から企業に求めるのは負荷が大きく、このことが障害となりISSB基準を導入する企業の裾野が広がらないことにもなりかねず、結果として気候変動対応に係る開示が遅々として進まなくなるリスクもある。Comply or Explainによる対応を可とするなり、もしくは、段階的に開示を充実させていくことを可とすることもよしとして、導入時点においては、まずは企業が出来るところから開示対応を進められるよう柔軟な導入方針をもたせることが必要ではないか。
- TCFD開示がプライム上場企業を対象に始まったばかりの中で、本プロトタイプをベースにしたISSB基準が出来てくるとなると、企業側の困惑も容易に想像される。そのため、別途ガイドラインなどを作成し、TCFDで求められている開示項目と気候関連開示プロトタイプとの対応関係を項目別に具体的に示すことが、TCFD対応からISSB基準への円滑な移行に繋がると思うことから、検討いただきたい。
- 現状開示している数値は一定の精度があり、特に重要なものは第三者保証をかけている。しかし、今後、気候変動以外のテーマも順次取り上げられ、多様な開示数値を求められるようになれば、数値の精度の確保に多大な労力・時間・コストをかける必要が生じるため、多くの企業にとっては現実的には難しいのではと思われる。

# プロトタイプ全体に関する主な意見

全体

## プロトタイプ全体に係る意見

### 主な意見【4/4】

- TCFD は比較的緩やかな開示要求であったことから、誤解のない範囲で自由な表現で開示している状況。このため、読むだけでは投資判断ができないと思われることもあるかもしれないが、その様な場合は投資家等との直接的なやり取りの中でお互い理解を深めることができていると感じている。一方で、今回の開示要求は詳細であるため、これだけで判断されてしまうことを危惧。開示情報を特定するほど、事業における様々な自由度を制限してしまう面があることも踏まえて、検討いただきたい。いずれにせよ、今回のような企業側に対して意見を聞いていただく機会は是非、今後とも持っていただきたい。また、運用開始前には、十分な準備期間と周知のための説明会などが必要だと思われる。
- 実務負担軽減のため、業種別の開示項目を絞る・プロトタイプに対する開示例の明示を希望する。
- 開示項目が細かいため、全ての企業が対応できない可能性を考慮し、開示基準はあまり厳格化しない方がよいと考える。

（国内基準・制度との整合性に関するご意見）

- プロトタイプにはサステナビリティ開示に関してTCFDよりも踏み込んだ記載が散見されるが、基準化後の各法域の開示ルールへの導入に当たっては、法域や業種毎の特性を十分に考慮し、拙速に過度な規制につながるようなことが無いよう留意すべき。
- 昨今のESGに関する議論を踏まえれば、少なくとも東証のプライム市場上場企業はISSBのグローバル基準での開示を行い本邦企業のESG対応が欧米比で劣後していないことを国内外に示していくことが我が国産業全体の信頼に直結していくものと考える。一方で、ISSB開示が難しい企業については、我が国独自の基準として適用する道を残してもよいと考えるが、ISSB適用企業と非適用企業の区分けがデータ上難しくなるような取扱いは避けるべきと思料する（プライム市場に双方が混在する等）。
- グローバル企業としては、国際基準に準じて開示を進めており、日本独自基準に対応することは負担が増加することをご認識頂きたい。比較可能性の観点でも国際基準であるTCFDまたは ISSBと一致した内容でご検討をお願いしたい。
- 開示項目が法制化される場合は関連省庁で連携を図り、開示資料によって記載項目が異なることで企業側の工数負担が増えないよう、開示項目等を揃えて欲しい。（金融庁：有報、東証：CG報告書、法務省：招集通知等）また、法制化にあたっては、企業側にも十分な準備期間が取れるよう「移行期間」を設けたり、好事例などを発信する等、企業の開示対応をサポートできる体制を作ってほしい。
- 現在議論されている有価証券報告書への記載も含め、ISSB開示基準がどのような位置付けで、いつごろ日本企業に適用されるか、引き続き検討状況を公表いただくとともに、積極的な周知をお願いしたい。

# 全般的な要求事項のプロトタイプ
# に関するご意見

# 全般的な要求事項のプロトタイプに関する主な意見

全般的要求事項

## 導入部・背景（意見関連箇所のみ引用）

IN3. 本IFRSサステナビリティ開示基準は、想定利用者である投資家及び世界の資本市場の参加者による、企業価値の評価に影響を与えるサステナビリティ事項（Sustainability matters）を扱っている。利用者のニーズに応えるため、企業は、短・中・長期の将来キャッシュフローの価値、時期、確実性を予測し、それによって企業価値の評価に資するような、サステナビリティのリスクと機会に関する重要な情報を報告することが求められている。企業価値の評価に影響を与えうる範囲において、重要な情報には、企業が社会や環境に与える影響と、それらの影響が将来キャッシュフローにどのように影響するかについての情報が含まれる。企業価値の評価に関連するサステナビリティ事項（sustainability matters）についての比較可能な開示は、資本の効率的な配分を促進するよう設計されている。

## 主な意見

- “Sustainability matters”について定義すべき。

## 目的

1. サステナビリティ関連財務開示の目的は、報告企業がさらされている重要な（significant）サステナビリティ関連のリスクと機会についての情報であって、一般目的財務報告の主要な利用者が企業へ資本提供を行うかどうか決定する際に有用な情報を提供することである。その決定には以下を含む。

   (a) 株式及び債権の購入、売却又は保有
   (b) 融資及びその他の形態の信用の供与又は決済
   (c) 企業の経済的資源の使用に影響を与える経営者の行動に対する議決権、又はその他の影響力の行使

## 主な意見

- “significant” と“material”という用語はIFRSの会計基準と同じ意味を有するかどうか、異なる場合どのように異なるのか明確化すべき。

# 全般的な要求事項のプロトタイプに関する主な意見

全般的要求事項

## マテリアリティ（意見関連箇所のみ引用）

17.企業は、IFRSサステナビリティ開示基準が要求する特定の開示について、その開示の結果として得られる情報に重要性がない場合には、提供する必要はない。また、IFRSサステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合でも、その要求事項を適用した結果として得られる情報に重要性がないときは、企業はその情報を開示する必要はない。

## 主な意見

- サステナビリティ情報開示における企業の主体性は、その論点がマテリアリティであるか否かによると考える。情報が重要でない場合は開示不要とのことだが、この「重要性」の判断の主体が不明瞭。企業の判断にゆだねられるとの理解でよいか。
- マテリアリティの判断については、企業が自主的・能動的に判断する点は評価できる。当規定では、「サステナビリティ関連財務情報がマテリアルではない場合、開示の必要はない」とあるが、マテリアルではないと判断した理由についての開示も必要ないという認識でよいか。
- Materialityのパラグラフでは詳細にMaterialの意味が説明されているものの、Strategy 並びにMetrics and Targetの箇所では、Significantという形容詞を用いている。このMaterialとSignificantで意図する意味は同じものなのか、それとも違うのかという点を明らかにすることが望ましい。具体的には、同じ意味で用いているのであればmaterialという表記で統一することが望ましいし、違うニュアンスで用いているのであれば、Significantという用語の意味を、企業並びに投資家の誤解を避けるという観点から明確化することが望ましいのではないか。

## 報告企業の境界（意見関連箇所のみ引用）

19. 一般目的財務報告のための報告企業の境界（Boundary）は、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の間で、同一であるべき。

20. 報告企業は、企業価値の評価に影響を及ぼす、報告企業の境界外の関係者との活動、相互作用及び関係から生じる重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する重要な情報を開示しなければならない。

## 主な意見

- Boundaryが財務諸表全体と同一であることを求める必要性について詳しくご説明いただきたい。新興国も含むグローバルな事業領域についてプロトタイプが示す広範な項目に対応することは短期間では困難。利用者が必要とする情報としては例えばPLやBSの一定以上の割合を占める範囲等で良いとの考えもあるのではないか。
- 開示の対象範囲の明確化を希望する（子会社のみ/関連会社含む等）。

# 全般的な要求事項のプロトタイプに関する主な意見

全般的要求事項

## 戦略（意見関連箇所のみ引用）

27. 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的を達成するため、以下の評価を開示開示しなければならない。
(a)短期・中期・長期にわたり、自社のビジネスモデル・戦略・キャッシュフローに影響を与えうると合理的に予想される、重要なサステナビリティ関連リスク及び機会
(b)重要なサステナビリティ関連リスク及び機会がビジネスモデルに与える影響
(c)重要なサステナビリティ関連リスク及び機会が経営陣の戦略と意思決定に与える影響
(d)重要なサステナビリティ関連リスク及び機会の、報告期間末における企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響、及び短期、中期及び長期にわたる予想される影響
(e)重要なサステナビリティ関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンス

30. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、そのビジネスモデルに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える現在の影響及び予想される影響の評価を理解することを可能にする情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。

(a)製品の製造またはサービスのためのバリューチェーン（例：サプライチェーン、オペレーション、労働力、マーケティング及び流通チャネル）に対して重要な気候関連のリスク及び機会が与える現在の影響及び予想される影響の説明

(b) バリューチェーンのどこに、重要な気候関連のリスク及び機会が集中しているか（例：地理的地域、施設又は資産の種類、調達、販売、流通チャネル)。

## 主な意見

- 27.(a)(d):短期・中期・長期にわたるキャッシュフローを予測することは不確実性が高く、タイムリーに監査を経て財務報告書に掲載することは困難。必要性が高い最小限の情報に限定すべき。
- 30: “value chain”を定義すべき。

# 全般的な要求事項のプロトタイプに関する主な意見

全般的要求事項

## 指標と目標（意見関連箇所のみ引用）

45. 企業は、指標、企業特有のKPI、及び目標を、意味があり（meaningful）明確かつ正確な名称と説明を用いて表示しなければならない。

## 主な意見

- “meaningful”を定義すべき。特に“understandable” や “relevance”との関係性を明確化すべき。

## 報告の頻度（意見関連箇所のみ引用）

51.企業は、サステナビリティ関連財務開示の報告期間を識別しなければならない。企業は、サステナビリティ関連の財務開示を、企業の財務諸表の基礎となる報告期間と同じ報告期間で開示しなければならず、したがって、少なくとも12ヶ月ごとに、それらの財務諸表と同時に報告しなければならい。

## 主な意見

- 「財務諸表と同時に報告しなければならない」について、例えば有価証券報告書とは別途、任意の開示物である統合報告書やESGレポートにおいてサステナビリティ関連情報と、その他の開示物で監査済の財務諸表をあわせて記載することが認められると発行体にとっても、利用者にとっても利便性が高まると考える。
- 決算月が12月であることから、サステナビリティ関連財務情報を同じ報告期間とした場合、1月～12月での算定が必要となる。一方で、温対法や省エネ法の算定期間は4月～翌年3月となっており、2度算定が必要であり、誤ったデータを報告する可能性も出てくるため、「同じ報告期間」という限定文言は削除して頂きたい。

# 全般的な要求事項のプロトタイプに関する主な意見

全般的要求事項

## 報告媒体（意見関連箇所のみ引用）

56. 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で求められる情報を、企業の一般目的財務報告の一部として開示することが求められる。企業に適用される規制やその他要求事項によって、一般目的財務報告における、サステナビリティ関連財務情報を開示する場所は様々である。

59. IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、利用者が利用可能な別の報告書と同じ条件で、財務諸表と同時に、相互参照によって組み込むことができ、一般目的財務報告書の中で直接的ではなく、このような方法で情報を含めることによって、一般目的財務報告書の明瞭性が損なわれない場合には、そのようにすることができる。

## 主な意見

- 56: IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報のうち、タイムリーに一般目的財務報告に開示できる内容は一部にならざるを得ないため、別の媒体での開示を認めても良いと思われる。
- 59: GHG排出量などのパフォーマンスデータは、前年度報告、有価証券報告書から遅れて発行する統合報告書への参照を可とするなどの対応をすべき。

## 適正な表示（意見関連箇所のみ引用）

68. サステナビリティ関連財務開示は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない。適正な表示には、本基準（案）/概念フレームワーク（Conceptual Framework）に定められた原則に従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表すことが求められる。

## 主な意見

- 一般開示要求事項プロトタイプにおける“Conceptual Framework”が何を指すのか定義すべき。

# 全般的な要求事項のプロトタイプに関する主な意見

全般的要求事項

## 適正な表示（つづき・意見関連箇所のみ引用）

71.サステナビリティに関する事項に適用される特定のIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、経営者は、第1項に定める目的を満たす情報を開示するにあたり、自らの判断で、以下のような情報を開示しなければならない

a. 利用者の意思決定のニーズに目的適合性がある
b. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連して、企業のリスク及び機会を忠実に表現する
c. 中立的である

73.第71項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように設計されている他の基準設定主体の直近の基準書等、及び一般に認められている業界実務慣行も、第72項に記載されている根拠に反しない範囲において、考慮することができる。

## 主な意見

- ISSB以外のガイドライン等で許容・適用されるサステナビリティの論点の情報開示基準を具体的に明示してほしい。
- VRFが本年6月にIFRS財団と統合するなど、関連の諸基準の統合・収斂が進展しつつあると承知するが、現状国際的に広く普及しているCDP回答による開示の扱いについての見通しも示されることを希望する。
- 71. (b) :「リスクまたは機会」とされているが、なぜ「リスクおよび機会」でないのか。

## 用語の定義（Appendix A）

## 主な意見

- “scalable”, “adaptable” 及び “durable”の用語を定義すべき。

# 気候関連開示プロトタイプに関するご意見

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見



## 気候関連開示プロトタイプ全体に関するご意見【1/4】

- 情報開示は重要であるが、『戦略』『指標と目標』を中心に機密維持とのバランスが問われる事項がある。この点について企業が参照できるガイドラインがあると望ましいのではないか。
- 「せねばならない」ではなく「すべきである」としてスタートし、開示情報が揃った段階で「せねばならない」とすべきではないか。義務・強制までに猶予を持たせてほしい。
- ドラフトは詳細すぎており、最初はもっと基本原則的なものに絞る形式が望ましい。年度を経て開示の経験を重ねるにつれて、より特定・具体的な回答が可能となる素地ができるものと思われる。
- 全編を通じて「shall」が使用されているが、過剰に感じる。気候変動課題には様々な企業がそれぞれのアプローチで取り組まれているが、人類が経験したことがない非常に難しい課題であり、一つの正解があるものでもないと認識。情報開示の細かい項目まで「開示必須」となることについては、企業の取り組みを進めていくうえでも、マイナスの影響もあるのではと危惧する。
- TCFD提言の4項目を基礎とするが、TCFDは任意の開示フレームワークとして企業の主体性が尊重されていると感じられるものの、気候関連開示プロトタイプは“果たすべき義務”との色合いが濃く、双方は似て非なる印象を受ける。本来、情報開示を評価するに当たっては、企業の主体性の発揮の如何も問われるべきではないのか。
- 企業の一般目的財務報告の利用者のために、全ての項目を一覧で開示することを求められているが、TCFD提言よりも要求項目が多く、内容も具体的かつ細部にわたるため、その要求を全て満たすことには困難を感じる。
  - 企業の情報開示にかかる負担への考慮は行われないのか。
  - 企業の営業上の機密への配慮は行われないのか。
  - 要求される開示項目はすべて義務とするのではなく、任意で行われるべき項目もあるはずである。経営戦略を実行する上で、企業が情報開示をどこまで行うのかを企業自身で判断する余地を考慮してほしい。
- IN4にある「一貫性のある完全で比較可能かつ検証可能な情報」について、スコープ3は検証は可能だが、他社比較の際には企業ごとで算定方法が異なることで、厳密には比較可能ではないと思われ、その前提での要求に矛盾がある。またシナリオ分析での影響評価については、ISO14064-3のような検証基準が存在しないため、現時点においては検証不可能。「一貫性のある完全で比較可能かつ検証可能な情報」の要求に応えることは現時点では困難であると考える。現段階ではこれを要求することには非常に無理があると言わざるを得ない。
- シナリオ分析結果の定量開示及び時系列比較など、TCFDやCDP類似項目が求められているが、一律同時の対応は難しいため、段階的な対応や個社のマテリアリティ・優先順位を尊重した柔軟な開示とするべきではないか。開示できない場合はexplainすれば良いとすべき。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 気候関連開示プロトタイプ全体に関するご意見【2/4】

- パラグラフ4-14までの広範にわたる開示基準に完全に合致するまでには時間を要すると考えることから、パラグラフや各パラグラフ内の項目への対応の優先順位の明確化や開示に向けた心得・基本的スタンスなども明文化することが日本国内での認知度・普及するために重要と思料。
- 開示事項が詳細であるということに加え、shallという表現はTCFDで使用されるshouldやshould considerに比べ強い拘束力を伴う印象があり、企業がISSBに沿った開示を過大な負担と認識する可能性を懸念。ISSBによる開示を促進するためにも、開示事項の優先順位を見極めた上で、場合によっては、開示の要請度合いについて、項目ごとに軽重を求める等の意見発信も必要と思料。
- 【既存の基準との関係】:「気候関連開示プロトタイプ」が最終化された（以下、ISSB基準）場合には、TCFD提言との関係性を明確化していただきたい。ISSB基準の検討の一つの目的として既存の基準の統一があることから、各企業がそれぞれISSB基準への対応とTCFD提言への対応を照らし合わせる負担を減らすことを念頭に置いていただきたい。
- 【財務基準との関係】TCFD提言などでは、財務情報の会計原則として準拠すべきものは定めていない。ISSB基準はIFRS財団の基に作られるものであるが、IFRSに沿った会計処理を行っていない場合でもISSB基準を適用することが出来ることを明確化していただきたい。その際、異なる会計基準に基づいていても、サステナビリティ情報の開示については比較可能性が確保できることや、どこまでの会計基準を認めるのか等を明確化する必要があると考える。
- 【保証・監査】今後IAASBで検討が行われていくことと考えるが、戦略や指標と目標に関連して、気候変動に関する定量的な情報の開示が求められる中、そうした情報の保証、監査をどこまで必要とするのか、また、保証・監査に係る一定の基準が必要ではないか。
- 「全般的な要求事項のプロトタイプ」と、「気候関連開示プロトタイプ」の２つが公表されているが、「ガバナンス」、「戦略およびリスク管理」については、全社として広く規定する場合が一般的とみられる。テーマによって変わらない部分は「全般的な要求事項」で包括的に定め、気候関連の特有の部分についてのみ「気候関連開示」にて追加規定を設けるのがよいのではないか。
- 報告頻度について、「全般的な開示事項」51項以下に、財務諸表と同時に開示が必要と規定されているが、実務的に同時が難しい事項がある。
- 各基準間の調整に当たり、CDP（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）の質問との整合についても検討願いたい。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見



## 気候関連開示プロトタイプ全体に関するご意見【3/4】

- 7頁1(a) 、8頁5(d)、6(c) 、9頁8(b) 、10頁9(a)、10(b) 、11頁12(b) 12頁13(a)～(d)：求められる情報のレベルを充足するためには、左記に記載の項目については、情報把握から始める必要がある。システム改修等の費用投下を含む、開示までの長期の準備期間が必要となる。また、指標計測に必要なデータの取得方法（国別、業種別の温室効果ガス排出に関する情報、企業の開示データ等）と無償データの提供、計測手法の提示をお願いしたい。なお、定量情報は複数存在する計測ツールの提供シナリオにより変動するため、計測した財務影響額の連続性や他社比較の基準にばらつきが生じるため、開示が有効であることの背景説明が必要と考える。
- IN1：Climate-related Disclosureとのタイトルであるが、以下の点に鑑み、Climate-related Financial Disclosureがより望ましいでのはないか。全般的な開示要求事項は、General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Disclosureと、Financialが挿入されており、平仄を揃えることが望ましい。IN 1で、気候関連開示プロトタイプは、the identification, measurement and disclosure of climate-related financial informationに対する要求事項を定めたものとしていることから、タイトルにもFinancialを挿入しておくことで「名が体を現わす」ことになる。
- IN5：“Climate change affects all economic sectors. However, the level and type of exposure and the current and anticipated effects of climate-related risks and opportunities on the assessment of enterprise value are likely to differ by sector, industry, geography, size and entity.”と記載があるとおり、気候変動は全ての経済活動に影響を与えるものの、その影響などはセクター、産業などで異なることを認識しているので、後段の重大な気候関連のリスクと機会（significant climate-related risk and opportunities）とも関連する点ではあるが、重大でなければ、企業にその理由を説明することを求める（Explain）を本箇所で明確化することが望ましいのではないか。
- IN7：Incorporation of TCFD is vital and must be defended. Adoption of TCFD has been particularly high in Japan, and this work should follow on. However, TCFD is focused on risk and opportunities. This disclosure may also cover critical areas such as emissions data and forward strategy (as below).（参考和訳）TCFDの導入は不可欠であるが、TCFDはリスクと機会に焦点を当てており、本ISSB開示では排出量データやネットゼロに至るまでの移行計画のような重要な分野を前提として表記しうるのではないか。
- 気候関連開示プロトタイプの内容について、各要件の意図は理解できるが、実際に開示する際のイメージが付かないところが多数ある。各要件にガイダンス（指針、開示例、要求意図等の解説）を付記いただけると有難い。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見



## 気候関連開示プロトタイプ全体に関するご意見【4/4】

（国内基準・制度との整合性に関するご意見）

- わが国の対応として、あくまでISSB基準は「ベースライン」であり、各国は「気候関連開示プロトタイプ」で求められているような項目については、最低限企業に開示を求める必要性が考えられる。一方、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、有価証券報告書についてTCFDに沿った「ガバナンス」や「リスク管理」といった定性的な開示を求める一方で、「戦略」や「指標と目標」といった定量的な開示を義務化することは難しいのではないかといった意見も見られる。どこまで企業に対して開示を求めるのか、他の国に対して開示の質・量で見劣りすることがないように検討をする必要があるのではないか。検討の際には、中小企業の負担なども踏まえ、別途の基準や指針の可能性も視野に入れるべきではないか（ISSB基準で規模別の基準を想定することも含む）。
- わが国の対応として、気候変動情報について、財務諸表と同じく1年ごとに同時に開示することを求めることが想定されるが、現在でも「サステナビリティ報告書」や「統合報告書」は財務情報と比較して遅いタイミングで開示されている。有価証券報告書での気候変動情報の開示は必要であるとともに、他の報告書を参照する場合には、時期のずれに注意が必要である。他の報告書を参照する場合は、①参照先の情報が更新された場合の扱いが不明瞭、②総覧性に欠ける開示となり得る、③参照先の情報に対する監査の必要性などの課題も懸念される。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 目的（1項、2項）

1. 本開示要求の目的は、気候関連のリスクと機会へのエクスポージャーに関する情報を開示するよう企業に要求することであり、それにより、
   (a) 企業の一般目的財務報告の利用者は、気候関連リスクと機会が企業の財務状態、業績及びキャッシュフローに与える影響を判断することが可能になる。また、利用者が短・中・長期にわたる企業の将来キャッシュフローとその価値、時期及び確実性について評価することを支援し、それにより、利用者による企業価値評価を支援する。
   (b) 企業の一般目的財務報告の利用者は、経営者による資源の利用、それに伴うインプット、活動、アウトプット、及びアウトカムが、企業による気候関連リスクと機会への対応とそれらの管理戦略をどのように支えているかについて、理解が可能になる。
   (c) 企業の一般目的財務報告の利用者は、企業がその計画・ビジネスモデル・経営を気候関連リスクと機会に適応させる能力を評価することが可能になる。
2. 企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準：サステナビリティ関連財務情報開示に関する一般要求事項」に従って気候関連開示を作成開示する際に、本基準（案）を適用しなければならない。

## 主な意見

- 利用者については、「利用者による企業価値評価を支援」との表現があり、ステークホルダー一般ではなく投資家等を想定しているとみられるところ、この点を堅持するようお願いしたい。
- 2.に「一般要求事項に従って気候関連開示を作成する際に本基準を適用する」とあるが、一般要求事項の位置づけが不明瞭である。
- 当該基準には既に起こった財務情報につながる開示をするとあるが、財務情報の実績には含まれないFuture cash flowにも言及されており、非財務情報とも受け取れる。また、数値にエラーがあればMisstatementになるともあり、Future cash flowも予想をはずれるとエラーになるのか、監査されるべき数値などなのかなども情報がない。財務諸表の作成者・使用者両者にとって非常に不親切な基準である。
- 当該基準内でのEnterprise valueについて定義が明らかではない。もしEnterprise valueを短・中・長期的なfuture cash flowから計算されるとするならば、詳細な会計的な定義と数式（期間も指定したもの）を示した上で、その数式に影響する関連数値を開示対象・スコープとするべき。
- 例えば「(1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合」といった指標について、重要性があれば開示要求の一部とされているが、どのような影響が財務諸表に与えられると重要性ありに該当するのか、判断できない。当該基準に従って作成開示する企業の対象範囲を明確に定めることをお願いしたい。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 範囲（3項）

３．本基準は以下に適用される。
(a) 企業がさらされる気候関連リスク（以下を含むが、以下に限定されない）
　(i) 気候変動による物理的リスク（物理的リスク）
　(ii) 低炭素経済への移行に伴うリスク（移行リスク）
(b) 企業が利用可能であり、企業が考慮した気候関連の機会

## 主な意見

- Scope should explicitly state forward planning, such as emissions data, together with net zero and pathway alignments. Both emissions, and transition plans are covered further in the document such as 13~15, but this important area warrants being highlighted in the scope section. This area allows users of general purpose financial reporting to understand the longer business strategy in this area, and the journey associated with that entity's impact on the environment.
  （参考和訳）スコープ（項番３）の箇所に、排出量データやネットゼロに至るまでの移行計画についても、言及してよいのではないか。本文書では、排出量と移行計画の両方を詳しく取り上げていることから、この重要な領域は、本項番でも強調されるのがよいのではないか。この領域をレポートに記載することで、読者はこの領域の長期的なビジネス戦略と、当該企業の環境への影響に関する見通しを理解できると考える。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## ガバナンス（第4項）

4. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスクと機会を監視・管理するために用いられるガバナンス・プロセス、統制及び手続きを理解できるような情報を開示しなければならない。

この目的を達成するために、企業は、気候関連のリスクと機会を監督するガバナンス機関（取締役会、委員会、又はガバナンスを担う同等の機関を含みうる）と、気候関連のリスクと機会に関する経営者の役割について、説明を開示しなければならない。以下を含む。

(a) 気候関連のリスクと機会に責任を負う機関又は機関内の個人

(b) 気候関連のリスクと機会に関するその機関の責任が、付託条項、取締役会の権限及びその他の関連組織の方針にどのように反映されているか

(c) 気候関連のリスクと機会への対応を目的とした戦略を監督するために、適切なスキルと能力をどのように確保するか

(d) その機関及びその委員会（監査委員会、リスク委員会又はその他の委員会）が、気候関連事項及び関連する気候関連のリスクと機会について情報を得るプロセスと頻度

(e) 企業の戦略、主要取引の決定、及びリスク管理方針を監督する際、その機関とその委員会が気候関連のリスクと機会をどのように考慮するか（トレードオフの評価と不確実性に対する感度の分析を含む）

(f) その機関が、気候関連目標の設定をどのように監督し、目標に向けた進捗状況をどのように監視しているか（関連業績指標が報酬方針に組み込まれているか、及びその方法を含む）

(g) 気候関連のリスクと機会の評価と管理における経営者の役割（例えば、気候関連の責任が特定の経営者レベルの役職や委員会に割り当てられているかどうか、また、気候関連のリスクと機会を異なる社内機能間で検討・調整する方法を含む、気候関連事項を監視するために経営者が適切な管理を行っているかどうか）、及びその役割にある経営者を組織がどのように監督するかについての説明

## 主な意見【1/2】

- 4全般：ガバナンスについて、サステナビリティ開示の主要な利用者には、従業員などが含まれるなど、一般目的財務報告が対象としている主要な利用者とは異なると考えられる。したがって、一般目的財務報告の枠組みの中に、サステナビリティ財務情報を包含するという提案は機能しないのではないか。
- 4.(c)：「経営者の適切なスキルと能力」との記載について、気候変動関連だけの適切なスキルと能力を開示する必要があるのか、また、気候変動関連に対処するためのスキル、能力とは具体的にどのような能力を指すのか、具体性に欠ける。気候関連開示の規程で特別に開示する項目ではないように感じる。
- 4.(c)：ガバナンス機関における「適切なスキルと能力」の考え方を整理する必要がある。
- 趣旨は理解。ただし、本開示目的の責任を果たすため、推奨される企業の体制つくりのガイドラインなどの提示を要望。
- 4.(f)：カッコ内、役員報酬への気候関連指標の組込みについて、気候関連指標の監督に実効性を持たせる趣旨は理解できるものの、報酬体系にまで踏み込むことはTCFDに向けて各社が対応を進めている範囲を超えて企業の負担が大きい。慎重に取り扱われるべき。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

**主な意見【2/2】**

- 4.(f)：「関連業績指標が報酬方針に組み込まれているか、及びその方法を含む」とあるが、報酬方針の組み込みは、監督・進捗状況監視の一つの手段にすぎず、本指標の開示要件化には唐突感がある。
- 4:「ガバナンスを負う者（Those charged with governance）」の定義が明示されていない。ガバナンス項目を開示するうえで、非常に重要な概念であり、定義づけを検討いただきたい。
- 4：今後アジェンダコンサルテーションによって、気候変動以外のテーマについても順次開示基準が追加検討されると思われる。その際、気候変動関連のリスク・機会を監督するガバナンス体制とその他のイシューを監督する体制は概ね共通していると考えられる。そのため、ガバナンス・プロセスは共通項目として格上げし、テーマ個別の対応状況のみ記載する形式を検討してはどうか。
- 4.(b):気候関連リスクと機会に関するガバナンス機関の責任が付託条項、取締役会の権限及びその他の方針にどのように反映されているか」という点に関して、社内規程やマニュアル上盛り込む必要があるということか、それとも他に意図することがあるのか示してもらいたい。
- 4.(c):「気候関連リスクと機会への対応を目的とした企業戦略を監督するために、適切なスキルと能力をどのように確保するか」という点に関して、これはスキルと能力を確保するプロセスの記載を求めているのか、それとも例えば、取締役のスキルマトリクスを提示することで適切な監督ができるようスキルと能力のある人材を取締役として選任しているかがわかるように開示することを求めているのか、明確化してもらいたい
- 4.(e):「企業の戦略、主要取引の決定、及びリスク管理方針を監督する際、その機関とその委員会が気候関連リスクと機会をどのように考慮するか（トレードオフの評価と不確実性に対する感度の分析を含む）」に関して、「トレードオフの評価と不確実性に対する感度の分析」について明確化して欲しい。
- 4.(f)：【ガバナンス】“including whether and how related performance metrics are incorporated into remuneration policies”と、関連業績指標が報酬方針に組み込まれているか、また、どのように組み込まれているかとあるが、具体的に踏み込み過ぎではないのか。報酬方針に組み込むも、組み込まないも、ガバナンスとしての柔軟性をもたせ、企業の自主的な判断に任せたほうがよいのではないか。むしろ、企業に一律に求めるよりも、個々の企業の判断に任せたほうが、投資家としても企業のガバナンスの甲乙を判断するのに有用ではないか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第5項）

5. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスクと機会に対処するための戦略を理解することを可能にする情報(企業の評価を含む) を開示しなければならない。

(a) 短・中・長期にわたりビジネスモデル、戦略及びキャッシュフローに影響を及ぼす可能性がある重大な気候関連のリスクと機会 （パラグラフ6参照）
(b) 重大な気候関連のリスクと機会がビジネスモデルに与える影響(パラグラフ7参照)
(c) 重大な気候関連のリスクと機会が経営陣の戦略と意思決定に与える影響(パラグラフ8参照)
(d) 重大な気候関連のリスクと機会が報告期間末の財務状態、業績、キャッシュフローに及ぼす影響、及び短・中・長期にわたって予想される影響(パラグラフ9参照)
(e) 気候変動の物理的影響及び低炭素経済への移行に関連する重大な気候関連リスクに対する企業戦略のレジリエンス(パラグラフ10参照)

## 主な意見【1/2】

- 戦略全般について、気候関連のリスクと機会に対処するための戦略を明確にしている企業が適切に評価されることを期待したい。そのため、戦略に関する開示事項は、企業に前向きな開示を促すことを基本とし、過度に細分化した項目を義務付けることがないよう留意されたい。
- また、開示における機密情報の取り扱い、従来の財務報告で開示すべき事項との棲み分けなど、開示にあたり企業が判断に迷うような事項に関して指針を設けることを検討されたい。
- 気候関連の影響の開示にあたっては、「報告期末」に限定せずに報告の時点を企業が柔軟に設定できるようにすべき。

  (d) the impact of significant climate-related risks and opportunities on its financial position, financial performance and cash flows ~~at the reporting period end~~, and the anticipated effects over the short, medium and long term (see paragraph 9); and
- また、一般目的財務報告の読者へのタイムリーな情報開示を可能とするため、開示対象の項目数は、マテリアリティを踏まえつつ、最小限に厳選すべき。
  - 気候関連の情報の精度や報告頻度は多岐にわたるため、「報告期末」といった特定時点における財務への影響を整合的に分析・開示することは、技術的に困難である。可能な限り財務報告と同等のタイムリーな報告を求めつつ、報告時期を「報告期末（the reporting period end）」と限定しないことで、企業側の開示準備作業の低減や平準化をはかるべき。
  - また、ISSBプロトタイプで要求されている気候関連情報の開示を財務報告と同じスケジュールで準備することは、気候関連情報の複雑さや企業の限られたリソースを踏まえると、不可能である。
- 移行リスクや各種物理リスクと機会を評価する際に、将来的な（2030年、2040年、2050年）炭素価格、電気価格、平均気温、洪水頻度、海面上昇予測など、各種パラメーターを参照する必要があるが、元になるパラメーターが各社でばらつくことも予測され、また、海外の文献から抽出することも困難であるため、国内でまとめていただきたい。国内の参考パラメーターを整備いただけると、各企業ももっと積極的に将来的な財務インパクトをとらえることができ、各社開示情報を客観的に相対比較する際も、精度が向上するのではないか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【2/2】

- 戦略について、「短期、中期又は長期」（short, medium or long term）とあり、これは企業自身が定義することになっている。一般目的財務報告作成以上に、企業に自由度を持たせるとすれば、上位概念として現在検討中のサステナビリティ開示に関する概念のフレームワークと一般目的財務報告に関する概念フレームワークを一致させることは難しいのではないか。 また、個々のサステナビリティ項目ごとに時間軸が異なることが想定されることを踏まえると、包括的な記載は難しいのではないか。
- 5.(a):「短期、中期又は長期にわたりビジネスモデル、戦略及びキャッシュフローに影響を及ぼす可能性がある重大な気候関連のリスクと機会」（the significant climate-related risks and opportunities that it reasonably expects could affect its business model, strategy and cash flows over the short, medium or long term）について、TCFD提言では、リスク・機会の顕在化の不確実性を含む課題に対して、キャッシュフローを含む「財務的影響」の分析の必要性に言及している。業種によってはその影響分析上の指標が必ずしもキャッシュフローとはならないケースもあると思料（銀行の場合は与信関係費用が親和性あり）
- 5.(e):シナリオ分析については実施負担に鑑みて、①サステナビリティ開示に係る重要性を踏まえる必要がある、②また、そのあり方についてはTCFDにおける「推奨される開示」と異なり、義務的開示をどこまで求めるかについては慎重な議論が必要であり、各国の事情や各企業の業容に応じてコンプライ・オア・エクスプレインのようなアプローチも認める選択肢もありうるのではないか、という意見があった。
- 5.(e):「重大な気候変動の物理的影響及び低炭素経済への移行に関連する重大な気候関連リスクに対する企業戦略のレジリエンス」という点に関して、P10のパラグラフ10.「気候関連の重大なリスク（物理的リスク及び移行リスク）に対する企業戦略のレジリエンス分析の開示」、特に10(b)で求められる「分析の結果と、以下を含む、企業の財務状態及び業績が、企業の短・中・長期にわたる戦略およびビジネスモデルのレジリエンスをどのように支えているかを示す評価」と記載内容の違いを明確に示してもらいたい（同じことを求めているように思える）。
- “significant”の用語の意味についてサステナビリティ開示基準においても定義が必要と考える。
- 戦略全般：パラグラフ5においては、気候関連のリスクと機会(climate-related risk and opportunities)に係る情報開示とされているが、パラグラフ6～10では、重大な気候関連のリスクと機会（significant climate-related risk and opportunities）に係る情報開示とされ、「重大な（significant）」の有無の違いある。他方、TCFDにおいては、「重大な」という表記はされておらず、気候関連のリスクと機会で統一されている。これは、企業が気候関連のリスクと機会が、当該企業にとって重大なものではないと判断した場合には、開示対応しなくてもよいと判断してよいか。むしろ、「重大な」の表記の有無により、開示対応の要否を判断できることは、以下の点から評価できるのではないか。

1. 全般的な開示要求事項プロトタイプとの整合性：全般的な開示要求事項プロトタイプにおいても「重大な」の表記の有無があり、気候変動対応プロトタイプと平仄が図れている
2. 本プロトタイプのP1. IN5の説明との整合性：気候変動は全ての経済活動に影響を与えるものの、その影響などはセクター、産業などで異なる旨の説明との平仄
3. 金融審議会ディスクロージャーWGでの議論との整合性：ガバナンスとリスク管理は全ての上場企業に求め、「戦略」と「指標と目標」は、重要であると判断した企業に任意で開示を求めるとの議論
4. プライム上場企業の実態に即している
   プライム上場企業の多くが、改訂コーポレートガバナンスコードで求められたTCFD対応に悲鳴を上げている現状に鑑みみれば、現実的な落し所であり、出発点としては妥当 他方、TCFDにおいては、「重大な」との表記はないことから、開示をしないことは、投資家にとっては開示水準が後退したと捉えられかねない。したがって、重大ではないと判断した場合には、少なくともそう判断した理由を説明（explain）する必要があるのではないか。

- 5,6：短期、中期、長期の時間軸は企業が決定し、それを開示することとされているが、一定の目途がなければ特に長期についてはかなり幅が出てしまい、比較可能性が確保されないことも想定される。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第6項）

6. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、短・中・長期にわたって企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュフローに影響を与えることが合理的に予想される、重大な気候関連のリスクと機会を理解できるような情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。

(a) ビジネスモデル、戦略、キャッシュフローにプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があると合理的に予想される気候関連のリスクと機会を特定するために実施されているプロセスの説明。

(b) 短・中・長期をどのように定義するか、及びその定義が企業の戦略的計画の範囲及び資本配分計画にどのように繋がっているか

(c) 重大な気候関連のリスク又は機会、及びそれらが企業に財務的影響を及ぼすと合理的に予想される期間の説明。

(d) 特定されたリスクは物理的リスクか、移行リスクか（例えば、サイクロンや洪水のような異常気象の深刻さの増大のような急性の物理的リスクや、海面上昇や平均気温の上昇を含む慢性の物理的リスクが考えられる。移行リスクには、規制上、技術上、市場上、法律上または風評上のリスクが含まれうる。）

## 主な意見【1/2】

- 短期・中期・長期にわたる影響を予測するのに必要な情報は膨大かつ不確実性が高く、タイムリーに監査を経て財務報告書に掲載することは困難。必要性が高い最小限の情報に限定すべき。
- 「重大な気候関連リスクと機会を理解できるように情報開示しなければならない」との記載について、何を持って重大とすれば良いのか不明瞭。会社が重要性を判断するための基準を提示すべきではないか。基準が決めにくいのであれば、事例集のような形での提示を検討願いたい。
- 移行リスクについて：再生可能エネルギー転換や炭素税など法対応、事業運営コストは明確だが他業種に比して全体規模が小さいことから、他業種比較で相対的に、「取り組み不足」との誤解を与えかねない。
- 物理的リスクについて：各地に点在する拠点・規模、リスクの程度など変数が多岐にわたり、台風・降雪など局地的な天候被害、大震災と海面上昇の相乗による浸水被害、突発的な暖冬による消費行動の変化等といった定性的な事象を掲げることまでが限界で、それが及ぼすと合理的に予想される期間の説明等は不可能。突発的な暖冬、天災（地震・台風）など物理的リスクをタイムラインで捕捉しそれを短期中期長期の戦略的計画に落とし込むことに難易度を感じる。
- 短期・中期・長期については、具体的な期間（もしくは例示）を設定した方が良い。
- 6.(b).短期・中期・長期の資本配分計画を立案することは不確実性が高いためリンクを説明するのも簡単ではない。必要性が高い情報に開示を限定すべき。
- 会社のキャッシュフローに影響を与えることが合理的に予想される、気候関連の重要なリスク及び機会について、その定義が各社異なる可能性が高い中で開示を義務化すると、投資者等利用者にとって判断が困難となる開示が増えることが懸念される。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【2/2】

- An entity shall disclose information that enables users of general purpose financial reporting to understand the significant climate-related risks and opportunities that are reasonably expected to affect the entity's business model, strategy and cash flows over the short, medium or long term. Specifically, the entity shall disclose: 短期、中期、長期と、広い時間軸に言及している点は評価できる。他方、必ずしも短期、中期の時間軸での評価は、長期の取組を阻害する可能性があることから、細則主義に陥ることなく、開示側の自主性に任せるべき。
- ６：TCFD提言内容と整合的であり違和感ない。むしろ、「短・中・長期」の定義などを求めるなど投資家とのミスコミュニケーションを回避できるような手当もなされている印象がある。
- 6.(c)：気候関連のリスク又は機会が企業に財務的影響を及ぼす合理的な期間は予測の難易度が高く開示のハードルが高い可能性があるのではないか（TCFD提言にも当該項目はない）。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第7項）

7. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、そのビジネスモデルに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える影響の評価を理解することを可能にする情報を開示しなければならない。具体的には、以下の情報を開示しなければならない。

(a) 製品の製造またはサービスのためのバリューチェーン（例：サプライチェーン、オペレーション、労働力、マーケティング及び流通チャネル）に対して重大な気候関連のリスクと機会が与える現在の影響及び予想される影響の説明

(b) バリューチェーンのどこに、重大な気候関連のリスクと機会が集中しているか（例：地理的地域、施設又は資産の種類、調達、販売、流通チャネル）。

## 主な意見

- 7（バリューチェーンに係る開示項目）：違和感はないものの、「全般的な開示要求プロトタイプ」の報告企業の境界とも関連してくるものと思うが、バリューチェーンのどこまでを境界にしていくのか（連結対象先、関連会社先、それとも全体）という議論を行い、考え方なり、ガイドラインを提示する必要もあるのではないか。
- バリューチェーンについて、例えばGHGのScope3では購入した原材料に係るGHG排出といった形で、上流・下流を範囲とするのか、ISSBでいうバリューチェーンが上流、下流のどこまでを念頭に置いているのか、明確にすべき。
- 7.(a)(b)：バリューチェーンに対する影響の記述が求められているが、「バリューチェーン」はバウンダリーとは異なると理解している。重要なサステナビリティ情報であり、比較可能性の向上の観点から「バリューチェーン」について定義が必要ではないか。また、取引先の情報に関わることから、任意開示項目とするのが適切ではないか。
- 7.(b)：TCFD提言に沿った取り組み及び開示をするだけでも企業にとっては相当な負担である。プロトタイプはそれ以上の開示を求めるものであり、TCFD提言で示されている範囲内の開示要求にとどめるべきと考える。
- 7.(b)：バリューチェーン分析の結果を示すことになり、個社の取引先情報を提示することになる。社名を公表しなくても、サプライヤーの特定情報につながり、個社の技術を支えるサプライヤー情報の開示にもつながる。また川下情報の開示においては、特定の取引におけるリスク開示になり、取引先との関係に影響を与える可能性がある。
- グローバルに多種多様なビジネスを展開している場合、対象となるリスクと機会は識別できたとしても、以下の点で懸念点が生じる。
    1. 全てのビジネスに関連するリスクと機会を開示できないため、マテリアリティの考え方により、開示するビジネスを限定せざるを得ない。但し、その場合のマテリアリティの考え方について、整理が必要と考える。具体的には、企業価値への影響という観点から企業価値を軸にマテリアリティを考慮するのか、もしくはGHG等の非財務情報の総量を軸とするのか、という点で混乱が生じる可能性が高い。更に、非財務情報の中でも重要となる指標（GHG、エネルギー等）が複数存在する中で、どの指標（GHG、エネルギー等）を基に比較しマテリアリティを適用するのかについて、懸念がある。
    2. (a)の「予想される影響」は将来予測情報であり、第三者保証を前提とした場合、保証すること自体が困難であるため保証の対象事項にそぐわないと考える。将来的に第三者保証を求める際には、範囲を限定する必要があると考える。
- バリューチェーン中の気候に関連する重大なリスクまたは機会が集中している場合（例：地理的領域、施設または資産の種類、インプット、アウトプット、または流通チャネル）に具体的に記載するのは、相手方の承認が必要となるため困難と思われる。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第8項）

8. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な気候関連のリスクと機会が経営陣の戦略及び意思決定 (移行計画を含む) に与える影響の評価を理解できるような情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下の情報を開示しなければならない。

(a)重大な気候関連のリスクと機会（以下を含む）への対応方法

i. 設定した気候関連目標をどのように達成するか（計画実施のための資金調達、目標の見直しプロセス、目標達成のためのカーボンオフセット利用の前提条件（オフセットの最低品質又は認証の閾値を含む）

ii. 気候関連リスクの緩和・適応又は機会に関連した研究開発戦略をどのように進めているか

iii. 新技術を採用しているか

iv. 実施している直接的な適応・緩和策（例：労働力、原材料や製品仕様の変更、効率化策の導入）

v. 実施している間接的な適応・緩和策（例：顧客やサプライチェーン企業との協働、認証スキーム（木材やパーム油などの商品のサステナビリティについて認証を行う国際的に認められた制度）の活用など）

vi. 気候関連リスクの緩和の取組がオフセット戦略に依存する度合い、及びオフセット戦略の選択に影響を与える要因

(b) レガシー資産に関する計画と重要な前提条件は、炭素やエネルギー、水を大量に消費する事業を管理するための戦略と、炭素やエネルギー、水を大量に消費する資産を廃止するための戦略を含む

(c) 第8項(a)及び第8項(b)に従って過去に開示された計画の進捗状況に関する定量的及び定性的な情報

(d) 重要な気候関連のリスクと機会が、企業の財務計画の意思決定にどのように含まれているか（例えば、投資決定や資金調達に関連して）

## 主な意見【1/3】

- 機会の提示について、機会は将来情報であり、不確かな見込み情報を開示することになる。また、企業間競争で戦略として開示できないものもあり、気候関連開示プロトタイプで「開示しなければならない」との開示義務規定とするのは抵抗がある。将来情報ではなく事実に基づく開示義務にすべき。
- 8.(a) i、vi、8.(b)(c)(d)：TCFD提言に沿った取り組み及び開示をするだけでも企業にとっては相当な負担である。プロトタイプはそれ以上の開示を求めるものであり、TCFD提言で示されている範囲内の開示要求にとどめるべき。
- 8.(a) ：「適応・緩和策」の記述がTCFD対比詳細に要求されている一方、同策に係る開示指針やプロトコル等は整備されていない状況に留意が必要。ルールのみが先行し、実態が伴わない恐れあり。
- 8.(a)：i.で資金調達、ii. で研究開発戦略の開示を求めているが、資金調達や研究開発は重要な経営戦略であり、全てを開示できるものではない。（11.(a)(b)も同様）

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【2/3】

- 8.(a) ：カーボンオフセット利用の前提条件として最低品質又は認証の閾値を含むとの基準案となっているが、オフセットに用いられるカーボンクレジットには、①当事国間の二重計上回避のための相当調整（Corresponding Adjustment）の行われていないボランタリーなものと、②二重計上回避が確保されているパリ協定6条2項ないし同条4項に基づくものとがあり、これらを明確に区別した記載を求めるべき。パリ協定上の各国の削減義務（NDC）達成への充当の可不可に関連する可能性があり、この区分は開示情報として重要である。
- 8.(b) ：「レガシー資産」については、企業の戦略・計画だけでなく、「レガシー資産」の定義、それが重要なインフラとして規制下にあるか、早期廃止に対するインセンティブを含め、事業環境に関する情報を、一般投資家に開示することを明示すべき。

  【修正案】
  (b) plans and critical assumptions for legacy assets, including but not restricted to:
  (i) definition of legacy assets, including those designated by the national and regional policies,
  (ii) strategies to manage operations vulnerable to significant climate-related risks, ~~carbon- energy- and water-intensive operations,~~
  (iii) whether it is a regulated critical infrastructure or service,
  (iv) description of policies and other incentives for decommissioning ~~and to decommission carbon- energy- and water-intensive~~ of legacy assets.

  【理由】

  - 気候変動リスクの観点から「レガシー資産」に対する企業の戦略や廃止の計画を一般投資家に開示することの必要性は認識するが、ISSBプロトタイプの記述はエネルギー安全保障や安定供給を支える上で不可欠な重要なインフラであっても、一律的な廃止が前提のように読める。特に、重要なインフラとして規制下にあるものについては、その旨を一般目的財務報告の読者に開示することを明記すべき。
  - また、「レガシー資産」を一律に「carbon-, energy- and water-intensive」と定義することは、リスクの程度にかかわらずエネルギー安全保障や安定供給上重要な資産の価値を毀損するリスクがある。あくまでも、気候リスク分析や政策上の定義にもとづいて、「レガシー資産」に該当するかどうかを判断すべき。特に、水リスクがマテリアルになるかどうかは立地地域に強く依存するので、一律に「water-intensive」と記載すべきでない。
- 8.(b) ：レガシー資産に関する計画と重要な前提条件の具体的な内容について補足情報が欲しい。炭素やエネルギー、水を大量に消費する事業として想定している業種とは。
- 8.(b)：レガシー資産の定義は気候関連開示プロトタイプ:Appendix Aで「長期間にわたり企業の財政状態計算書に計上され、その後陳腐化した、あるいは当初の価値のほとんどを失った資産のこと」とされている。このような資産は通常、減損損失が計上され、財政状態計算書に計上されていないことが想定される。このような項目について開示がなされることはサステナビリティ開示と財務会計の開示での不整合を招き、投資家を混乱させるおそれがある。当該項目については、強制開示とすべきではない。
- 8.(b)：「炭素やエネルギー、水を大量に消費する」を「炭素等の自然資本を」とし、炭素は別格としたうえで、範囲を広くすることで汎用性が高まると思慮。
- 8.(b)：レガシー資産の定義を明確にする必要がある。各国毎に異なり且つ明確になっていない政策が多いなか、それらの影響をどう考慮し説明すべきか、開示が困難な面も多いと思料され、更なる詳細の検討が必要ではないか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【3/3】

- 8~10:全般的に「Shall disclose」とされ、TCFDの「recommend」の要求レベルと異なっている。特にシナリオ分析は、企業の開示負担を考慮し、気候関連のリスクと機会による影響がマテリアルな場合に開示を求めるのでよいのでないか。あるいは、企業の状況に応じて「Comply or Explain」のアプローチも選択肢であり、議論が必要ではないか。
- 8（重要なリスク・機会への対処方法に係る開示項目）TCFD提言と比べて開示要求項目が細かく多岐に及んでいる。各項目の必要性は理解できるものの、ここまでの粒度で開示を求める必要があるのか。
- 8：重要なリスク・機会への対応とシナリオ分析の部分の戦略のレジリエンス評価の部分の関係性を整理する必要はないか。
- 8：「重大な気候関連リスクと機会が経営陣の戦略及び意思決定（移行計画を含む）に与える影響」に関して、「移行計画」は気候関連リスクへの対応として非常に重要な情報と認識している。比較可能性の向上の観点から、移行計画の特徴や開示すべき要素を明確化するのがよいのではないか。
- 8.(a)( ⅱ ):カーボンオフセット利用の前提条件（オフセットの最低品質又は認証の閾値）が分かりにくいことから、具体例があるとよいのではないか。
- 8.(a)( ⅲ ):新技術については競争上の観点から開示が難しい場合もあり、実務上可能な範囲で可とすべきではないか（会計基準として開示が義務となると実務と合わない）。
- 8.(a)( ⅳ ):「気候関連リスクの緩和の取組がオフセット戦略に依存する度合い、及びオフセット戦略の選択に影響を与える要因」が意図するところを明確に示していただきたい。
- 8.(b):「レガシー資産」は「長期間に亘り企業の財政状態計算書に計上され、その後陳腐化した、あるいは当初の価値のほとんどを失った資産のこと」とされるが、会計上は減損には至らないものの、シナリオ分析上中長期的に価値を失う恐れがある資産のことを指しているのか。「レガシー資産」の定義を明確化すべきである。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第9項）

9. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、企業の当期末における財務状態・業績・キャッシュフローに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える影響及び短・中・長期にわたって予想される影響を理解できるような情報を開示しなければならない。具体的には、以下の項目について定性的かつ可能な場合には定量的に開示しなければならない。

(a) 重大な気候関連のリスクと機会が、直近に報告された業績・財務状態・キャッシュフローにどのような影響を与えたか。

(b) 経営者は、重大な気候関連のリスクと機会に対応する戦略に沿って、企業の財務状態が時間の経過とともにどのように変化すると予想しているか。

(i) 企業の現在及び将来の資本配分計画と、それらが財務状態に与える影響(例：大型買収や売却、ジョイント・ベンチャー、事業転換、イノベーション、新規事業分野、資産除却)

(ii) 戦略を実行するために計画された資金源

(c) 経営者は、重大な気候関連のリスクと機会（例：パリ協定に整合した低炭素経済向けの製品・サービスの収益やコストの増加、気候イベントによる資産の物理的損害、気候変動への適応や緩和の総コスト）に対応する戦略を踏まえ、企業の業績が時間の経過とともにどのように変化すると予想しているか。

(d) 重大な気候関連のリスクと機会に関する企業の評価が、財務諸表における判断や見積もりの不確実性の原因にどのような影響を与えたか。

## 主な意見【1/2】

- 機会の提示について、機会は将来情報であり、不確かな見込み情報を開示することになる。また、企業間競争で戦略として開示できないものもあり、気候関連開示プロトタイプで「開示しなければならない」との開示義務規定とするのは抵抗がある。将来情報ではなく事実に基づく開示義務にすべき。【再掲】
- 段階的開示を認めてほしい。特に財務影響は厳しい。TCFDでも段階的開示としている企業がほとんどである。
- 将来予測に関する財務インパクトについては、仮に外れたとしても「免責事項」という位置づけを明確にしておかないと、企業側も開示に足踏みするだろう。
- 9(c)：「重大な気候関連のリスクと機会」による「企業の業績が時間の経過とともにどのように変化すると予想」することは他の変化の要因との切り分けが困難。さらにこれらを短・中・長期について定性的かつ定量的に示すことは更に難易度が高いと思われ短期間では対応できない。
- 「可能な場合は、気候変動による企業の財政状態・業績への影響を定量的に開示しなければならないと」とあるが、企業間の比較が可能で信頼性の高い開示とするために、本規則には運用細則を設けて計算の前提や方法を統一していただきたい。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【2/2】

- 9.(b)：TCFD提言を超えて、企業の将来計画や資金調達の開示を求めているが、義務化された場合、例えば以下のような悪影響を発生するリスクがあり、あくまで任意の開示に留めるべき。
  - 大型買収・売却について、事前に公開する場合、競合企業が案件の先取りを行うリスク
  - 資金調達方法について、事前に公開する場合、調達環境に影響を与え、競争が激しくなることで調達コストが悪化するリスク
- 業績や財務状態に対する影響度、それに対する資本計画や資金調達について、定量的に推定するには「変数」が大きく、合理的でない。
- 「開示しなければならない」（原文shall）は、「開示すべきである」（should）で良いのではないか。TCFD提言における戦略の推奨開示内容　b)は、”Building on recommended disclosure (a), organizations should discuss how identified climate-related issues have affected their businesses, strategy, and financial planning.”となっており、他b)の記載においてもshallではなくshouldとされている。これと照らし合わせても、開示を必須とすることは、少し過剰なのではないか。
- 9.(b)(c)について：予想の基準を全企業一律で設けることが非現実的であり、「指標と目標」の項目内で重要と考える企業が個別に対応することが望ましい。
- 9.(d):戦略について、見積りの不確実性の発生要因に関して、IAS 1 号の規定を参照し、項目(d)を作成しているが、気候関連の開示に使用する数字の精度等は、監査を前提とした厳格な見積りにもとづくものではない。したがって、不確実性の発生要因の開示などにフォーカスすると、作成者の幅広な開示意欲に水を差す可能性があることから、項目（d）は削除すべきであると考える。
- 「企業の当期末における財務状態・業績・キャッシュフローに対して重大な気候関連のリスクと機会が与える影響及び短・中・長期にわたって予想される影響を理解できるような情報を、定性的かつ可能な場合には定量的に開示」との事であるが、中長期に関しては財務に関して定性的、定量的の区別が困難で精度も低くなると思われる。比較的確実性のある、一部分の情報のみを開示すれば良いという解釈であれば成立するかもしれない。
- 合理的な重大なリスク・機会の見える化が求められていると理解。グローバルもしくは国内において統一的な分析手法がない中で、各社手法を模索中。現状は特定のリサーチ会社（MSCI/CVaR）の手法に依る事例やその研究が先行している状況であり、日本の金融・生保業界としてのパイロットが示されると、TCFD賛同数の増加のように、各社の理解が進み、様々な好事例が生まれると思料。
- Specifically, the entity shall disclose qualitatively, and quantitatively when feasible: 定量開示は、しなければならないとされていながらも、可能な場合にはと限定されている点、評価できる。
- 9:「重大な」気候関連のリスクと機会に関する開示が求められているが、ここでいう「重大」の定義を明確化するべきである。
- 9.(a):重大な気候関連リスクと機会が財務諸表に影響があった場合、仮に財務諸表やその注記で重要性の観点等から定量的な情報を出していなくても、気候関連開示プロトタイプに基づく開示では定量的な情報が求められるのか。そうだとしたら、気候関連開示プロトタイプに基づく定量的な情報はどう正確性が担保されるのか。逆に、財務諸表に影響を与えない程度の気候関連リスクと機会であれば、当該リスクと機会は「重大ではない」と考えてよいか。
- 9.(b):「経営者は、重大な気候関連リスクと機会に対応する企業戦略に沿って、企業の財務状態が時間の経過とともにどのように変化すると予想しているか」という点に関して、（ｉ）、（ii）の項目で具体的な内容を記載するよう求められているように感じるが、機関決定されていない内容を記載するべきか、記載するとしたら、どこまでの具体性が求められるのか。
- 9.(b)(i)資本配分計画、大型買収、等は公表済のものに限定すべきではないか（基準として開示が義務となると実務と合わない）。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第10項）

10. 企業は、気候関連の重大なリスク(物理的リスク及び移行リスク) に対する当該企業の戦略のレジリエンス分析を開示しなければならない。以下を含む。

(a) 以下を含む分析の実施方法

i. 多様な気候関連シナリオを比較したか、パリ協定と整合的なシナリオ、及び気候関連の物理的リスクの増大と整合的なシナリオを使用したか

ii. 評価に使用したシナリオと使用したシナリオの情報源（例：気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）ネットゼロ2050シナリオ、国際エネルギー機関（IEA）ネットゼロ2050シナリオ、気候変動政府間パネル（IPCC）代表濃度経路（RCP）1.9 and 2.6)

iii. 選択したシナリオが、気候関連リスクと機会に対する自社のレジリエンスを評価するのに適切であると企業が考える理由の説明

iv. 分析が行われた期間

v. シナリオ分析に用いた情報（リスクの範囲：物理的リスクの対象範囲、事業展開地域等)

vi. 低炭素経済への移行が企業にどのような影響を与えるかについての経営者の仮定(企業が活動する地域の政策的仮定、マクロ経済の動向、エネルギー使用量とエネルギーミックス、技術的仮定を含む)

(b) 分析の結果と、以下を含む、企業の財務状態及び業績が、企業の短・中・長期にわたる戦略及びビジネスモデルのレジリエンスをどのように支えているかを示す評価

i. 気候変動による物理的な混乱や気象パターンの慢性的な変化が生じた場合に、資産や投資がどのように調整されるか、又は、再配分、廃止、修復、アップグレードに対して十分な柔軟性を備えているか

ii. 現在または計画されている低炭素代替物への投資(および投資全体に占める割合) 、労働力の再教育、気候変動の物理的影響に耐えられる資本の柔軟性の程度

## 主な意見【1/2】

- 10.(a)：シナリオの情報源としていくつか例示があるが、引用例が多いIEAは毎年更新されるのに伴い、長期予測も都度変更が為される。プロトタイプは、変更に合わせてシナリオ分析を都度実施する必要があるとも読めるが、戦略のレジリエンス分析（事業、戦略、財務等への長期的影響と耐性が要望されているものと認識）の目的と合致しないのではないか。例えば2～3年ごとの見直し・更新も許容されるべきではないか。
- 10.(a) ：使用するシナリオについて、IEAネットゼロシナリオなどネットゼロのもののみが例示されているが、TCFDは2℃以下シナリオとしていることとの齟齬があり、ネットゼロ以外のものも使用し得ることの確認・確保をお願いしたい。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見



## 主な意見【2/2】

- 10.(a)：レジリエンス分析のシナリオの情報源としてIEA等、特定機関の明示がなされているが、IFRS第13号「公正価値測定」68項では、「観察可能な市場の例としては、取引市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場などがある」と定められており、同じレベル感での記載が妥当と考えられることからプロトタイプに明示されているような具体的なシナリオ名や、提示した機関や団体の特定は不要と考えられる。
- 10.(a):(ⅵ)は、TCFD提言の本則にない記載を今回追加されているものであるが、TCFD提言に追加することは現在の実務を混乱させる可能性があることから当面は避けるべきではないか。また、追加内容が「経営者の仮定」（management's assumptions）とあるが、経営者の仮定は通常の見積もりとどのように異なるかなど、用語定義が必要ではないか。
- 10.(a):シナリオ分析については実施負担に鑑みて、①サステナビリティ開示に係る重要性を踏まえる必要がある、②また、そのあり方についてはTCFDにおける「推奨される開示」と異なり、義務的開示をどこまで求めるかについては慎重な議論が必要であり、各国の事情や各企業の業容に応じてコンプライ・オア・エクスプレインのようなアプローチも認める選択肢もありうるのではないか、という意見があった。
- 10.(a):開示を求める実施方法の項目が明確になり違和感なし
- 採用する気候シナリオが企業任せだが、同業種内でばらつきがある場合に比較可能性に影響を及ぼさないか。財務的なインパクトを計算するのであれば、可能な限り「同じシナリオ」で企業が算定した方が投資家サイドからみても良いと思われる。
- 10.(b) ：TCFD提言に沿った取り組み及び開示をするだけでも企業にとっては相当な負担である。プロトタイプはそれ以上の開示を求めるものであり、TCFD提言で示されている範囲内の開示要求にとどめるべきと考える。
- 10.(b) ：「企業の財務状態及び業績が、短・中・長期にわたる戦略及びレジリエンスをどのように支えているかを示す評価を開示しなければならない」とあるが、この「評価」も、可能な場合は定量的に開示しなければならないのか。もし定量的な開示が必要な場合は、会社間の比較が可能で信頼性の高い開示とするために、本規則には運用細則を設けて計算の前提や方法を統一していただきたい。
- An entity shall disclose an analysis of the resilience of the entity's strategy to significant climate-related risks (physical and transition), including: どのシナリオを利用するかについては自主性に任せている点は評価できる。ただし、ビジネスへの影響度合いによっては、開示のレベル感は異なることは許容すべき。
- 重要な気候関連のリスク（物理的及び移行リスク）に対する企業の戦略のレジリエンスに関する分析（an analysis of the resilience of the entity's strategy to significant climate-related risks (physical and transition)）について、財務諸表におけるIFRS7号の感応度分析と想定しているものが異なるのではないか。
- 金利、為替が動いた場合に金融商品の時価のVaR（Value at Risk）がどのように動くかというのが感応度分析であるが、TCFD提言で求められているのは、企業がもっとも適切と考えたシナリオに則ってリスク量を算出しているだけであり、財務諸表と同様の整理を行うことに違和感がある。
- “Resilience analysis” と “scenario analysis”が、IFRS7.128における感応度分析とどのように異なるかを明確化されたい。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 戦略（第11項）

11. 企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスクがどのように特定、評価、管理、軽減されるかを理解できるような情報を開示しなければならない。この目的を達成するために、企業は次の事項を記述しなければならない。

(a) 気候関連リスクの特定プロセス

(b) 気候関連リスクの重要性を評価するプロセス（以下を含む）

i. 当該リスクの可能性と影響をどのように判断するか(使用される定性的要因や定量的閾値など)

ii. 他の種類のリスクと比較して、どのように気候関連リスクを優先するか（科学的根拠に基づくリスク評価ツール、その他の情報源の使用を含む）

iii.どの重要な入力パラメータを使用するか(例えば、データ・ソース、対象業務の範囲、前提条件で使用される詳細レベルなど)

iv.以前の報告期間と比較して使用プロセスが変更されたかどうか

(c) 重要な気候関連リスクごとに、関連する政策を含め、リスクがどのように監視、管理、軽減されているかを理解するための情報

(d) これらの気候関連リスクの特定、評価及び管理プロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度、どのように統合されているか。

## 主な意見

- 11.(b) ii. : 他の種類のリスクを分析しない限り比較できないと思われるため、開示を必須（shall disclose）とする項目として妥当か改めて検討が必要。
- 11.(b) ii. :「他の種類のリスクと比較して、どのように気候関連リスクを優先するか（科学的根拠に基づくリスク評価ツール、その他の情報源の使用を含む）」とあるが、気候関連リスクを優先させるかどうかは、個社が判断することであって、プロトタイプで指示するものではないと思料
- 11.(a)(b) : リスクの特定プロセス、およびその重要性の評価プロセスの開示を求めているが、これらは各企業の経営戦略の前提となるものであり、全てを開示できるものではない（8.(a)も同様）。「戦略」「指標と目標」の項目を中心に、開示と経営戦略の機密維持とのバランスが問われる事項があるため、この点について企業が参照できるガイドラインがあると望ましい。
- リスク管理について、企業が気候関連リスクの重要性を考えるうえで、TCFD提言では他のリスクとの比較である相対的重要性を求めており、絶対的重要性ではない。相対的という文言が必要なのではないか。
- TCFD提言と整合的であり違和感ない。むしろ、リスクの特定プロセス⇒重要性の評価プロセス⇒リスク管理・軽減方法⇒全体的なリスク管理プロセスとの統合と、順を追って整理されて記載されていて分かりやすくなっている。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 指標と目標（第12項）

12 企業は、一般目的の財務報告の利用者が、重要な気候変動リスクと機会の管理に関する企業のパフォーマンスを理解できるような情報を開示しなければならない。この目的を達成するため、企業は以下を開示しなければならない。

(a)業種横断指標（パラグラフ13参照）

(b)業種別指標（Appendix B参照）

(c)気候変動リスクの軽減や適応、気候変動機会の最大化のために経営者が設定した目標。

(d) 第12項(c)で特定された目標に向けた進捗を測定するために、取締役会または経営陣が使用するその他の主要業績評価指標。

## 主な意見【1/2】

- 開示媒体は「一般目的財務報告」（日本での有価証券報告書）に全ての情報を掲載することを求めているが、有価証券報告書では、法的に確度が担保できないものを掲載することは訴訟リスクがあるため難しい。例えば「業種横断的指標」の移行リスク、物理リスクにおける、量的開示、金額の情報を推定で開示することは困難である。前提条件が一致しない中、こうした推定に基づく数字を開示することには意味がない。
- また、資本展開についても、内部で気候変動向けか否かの切り分けが、手法的に定まっていないものもある。法的訴訟がなくても、グリーンウォッシュとして非難される可能性もある。気候変動対策に寄与しているかどうかの情報は、事業ごと、個社ごとに異なるため、投資家と企業側の丁寧な対話が必要。対話の活発化のためには、ある程度自由な情報開示が必要である。これらの項目は義務開示ではなく、任意開示項目とし、開示場所も、サステナビリティレポートのような任意開示の媒体を念頭にすべき。
- Appendix Bに提供された業種別指標について、その業種の分け方および開示項目としている指標は、SASBスタンダードをベースとしている。SASBは複数あるサステナビリティ開示基準の一つであり、その内容について国際的な合意形成を経て作成されたものではない。そのため今回提案されている多くの指標が、「企業の気候変動に関するリスクと機会に関するパフォーマンスを理解する」というサステナビリティ開示の国際基準を策定する目的に照らして合致しない。また提案の業種ごとの指標は、同業種であってもビジネスモデルによって気候変動による影響の度合いやリスクや機会の大きさが異なることを反映できていない。
- 全業種に共通の指標のみを定め、各企業にとって重要な指標は、開示が要求される「重要性」の基準を明示することにより、開示企業が判断すべきと考える。もし業種別の指標を示すことを必須条件とするのであれば、既存の基準をベースとするのではなく、ゼロベースでまず適切な業種分類についての提案と議論をした上で、業種ごとに事業会社と開示情報の使用者からなるエキスパートグループなどを形成してドラフトをするべき。
- グローバルに多種多様なビジネスを展開している場合、12項(b)の情報については、該当する業種が多数あり、開示すべき情報が多量となる懸念がある。複数のビジネスを展開している企業において、12項(b)の取り扱いに関するガイダンスがあることが望ましい。
- ESGデータベンダーの重要性の高まりを鑑み、ESGデータベンダーの使い方（使用しているベンダー、更新頻度、参照データ項目等）についての言及も検討してはどうか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【2/2】

- 12:【指標と目標】パラグラフ5～10の「戦略」と同様、「指標と目標」においても、重大な気候関連リスクと機会（significant climate-related risk and opportunities）とされていることから、パラグラフ5～10で提起した論点が当てはまるのではないか。他方、TCFDとの比較で言えば、すべからく企業にScope１ ＆ ２のGHG排出量開示を求め、Socpe3のGHG排出量開示も推奨していることに鑑みれば、ISSB基準においても、すべからくScope １ ＆ ２のGHG排出量開示を求めつつ、Scope３のGHG排出量開示も推奨した上で、重大な気候関連リスクと機会と判断した企業については、パラグラフ12にある開示を求めるという整理も想定されるのではないか。

【案】企業は、一般目的の財務報告の利用者が、気候変動リスクと機会の管理に関する企業のパフォーマンスを理解出来るようScope１ ＆ ２のGHG排出量を開示しなければならず、Scope３のGHG排出量についても開示を推奨する。

なお、重大な気候変動リスクと機会である場合には、この目的を達成するため、企業は以下を開示しなければならない。 以下は、プロトタイプと同様の表記を踏襲

- 12：【業種別指標】過度に定量指標重視とならないよう、すなわち、定量指標も定性情報（記述情報）とのバランスあってこそ、投資家とのコミュニケーション、並びに投資判断に資するということを記載することが望ましいのではないか。
- 12.(a)(b):「指標」については、業種横断指標と業種別指標の２種類が挙げられているが、個々の企業に特有の「個社指標」を加える必要はないのか。また、「個社指標」を設定するに際しては、業種横断指標、業種別指標以外で、個社特有の指標がある場合にはと付記することで、企業側に一律に要求するものではないことを明確にすべきと考える。
- 12.(c)(d):「一般開示要求事項プロトタイプ」と「気候関連プロトタイプ」の首尾一貫性を確保すべきと考える。例えば、前者37項ではgovernance body or bodiesという用語が使用され、後者12項(c)、(d)では、board or managementという用語が使用されている。
- 12.(c):「気候変動リスクの軽減や適応、気候変動機会の最大化のために必要に応じて経営者が設定する目標」は、12(a)と12 (b)で示された指標の中から、経営者が設定する目標ということなのか。
- 12.(c)で経営者が設定した目標が、12 (a)と12 (b)の指標をベースにしないということも有りうると想定されるが、そもそも重要だということで12 (a)と12 (b)の指標の開示を求めることの必要性は何なのか。指標と目標が対照しあうように表記を修正するのが望ましいのではないか。
- 12.(d)：12 (c)で経営者が定めた目標の進捗を測定するための「その他の主要業績評価指標」の具体的なイメージが湧かないので、どのような「その他の主要業績評価指標」が想定されるのかをガイドラインなどで示す必要あるのではないか。また、具体的な想定が無いのであれば、12 (d)は削除してもよいのではないか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 指標と目標（第13･14項）

13 企業は、以下の業種横断的な指標を開示しなければならない。

(a) 温室効果ガス排出量：温室効果ガスプロトコルに準拠し、Scope1、Scope2、Scope3の総排出量をCO2換算トン数で表したもの、及び排出量原単位。

(b) 移行リスク：移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と割合。

(c) 物理的リスク：物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と割合。

(d) 気候変動に関連する機会：気候変動に関連する機会に沿った収入、資産、その他の事業活動の割合（金額または割合で表示される）。

(e) 資本展開：気候変動リスクと機会に対して投入された資本支出、融資、投資の額で、報告通貨で表示される。

(f) 内部炭素価格：企業が内部で使用する温室効果ガス排出量1トンあたりの価格。企業が意思決定（例えば、投資決定、移転価格、シナリオ分析）において炭素価格をどのように適用しているかを含め、二酸化炭素換算量1トンあたり報告通貨で表示される。

(g) 報酬：当期において気候変動による影響を受けた経営幹部の報酬の割合（パラグラフ4(f)も参照）、報告通貨による割合、重み付け、説明、金額で表される。

14 スコープ3の温室効果ガス排出量については、開示された指標に含まれる活動についての説明を提供しなければならない。例えば、オンライン小売業者は、顧客に販売する製品の出荷物流のために報告企業が購入した第三者の輸送・流通サービスから生じる温室効果ガス排出に関連するリスクや機会にさらされている可能性がある。小売業者は、そのような排出量に関する情報が、一般目的の財務報告書の利用者がその企業価値を評価する上で重要であると判断することができる。従って、小売業者はScope3の温室効果ガス排出量の決定に、サプライチェーン内の事業者から提供された排出量情報がどのように含まれたかを説明することになる。

## 主な意見【1/5】

- 気候関連への影響は企業毎に異なり、その対応のアプローチも様々であることから、個々の企業が適切だと考える指標を交え、「戦略」をナラティブに説明することが、情報の利用者にとっても有用と考える。企業戦略のダイナミズムが確保されるよう、個々の企業が、指標の選択を含め情報開示の創意工夫を行えるよう、留意されたい。
- (a)～(g)の項目について、開示の基準が明確になっていない。直接的に仮訳を解釈すると、開示の方法は全て定量的な開示を要求しているように読み取れるがこのレベルの開示は現状では非常に厳しい。時間的な猶予（数年）は必要。業種別のプロトタイプのレベルの方が開示のレベルが低いと思われ、業種別のプロトタイプレベルでの開示を要望。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【2/5】

- 本算定において、以下を明確に示すべき
  - ① 算定範囲は連結のみか、関連会社も含むのか
  - ② GHG種類・排出係数、算定方法は省エネ法、温対法、GHGプロトコルが、排出ガスのすべてを含むのであれば、排出量による足切りの設定可否、報告時期の緩和措置などを織り込むべき
- 13.(a)：「Scope3排出量」の開示が義務となっているが、現時点で対応が難しい指標であり、努力義務と位置付けてほしい。
- 13.(a)：スコープ3の算定は自主活動であり、算定対象や排出係数は算定者の自由な選択に委ねられている。また排出係数は産業統計から導出されるものを使用するのが一般的である。プロトタイプが義務的になる場合、算定値にある程度の精度が求められると推察するが、このような排出係数による算定値に意義があるのか疑問。または、事業活動実態に即した算定値が求められるのであれば、サプライチェーン内各社に実排出係数の確認が必要になり、負担が大きい。
- 13.(a)：Scope3については、原理的に業種によって把握しきれない場合があるので、Scope１、２と一律に規定はしないでいただきたい。
- 13.(a)：温室効果ガス排出量については、GHGプロトコールに従ったScope 1～3の開示を求める内容となっているが、カーボンクレジットについての記載も求めるべき（CDPではScope 1～3に加え、別項でクレジットについて開示要求がある）。ただし、この項においても、ボランタリーなものと、二重計上回避が確保されているパリ協定6条2項ないし同4項に基づくものとを区別した記載が必要。
- 13.(a)：業種横断指標として排出量原単位があるが、コングロマリット企業においては、配下の事業によってさまざまな分母が考えられるので、一律の指標にするのは困難。また、CO2排出量の計算方法の開示は、合意するが、CO2排出量原単位の開示は、各企業での購入データや、一次データから積み上げた苦労があるデータであるため、公開するハードルが高い。CO2排出原単位の公開ではなく、何を用いているのかという引用や説明への変更を希望。
- 13.(a)：当パラグラフではScope1、2、3排出量が並列的に記載されているが、こちらについてもマテリアリティの適用が徹底されるべきである。TCFD提言(Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures 2021)の注釈33ではScope3が自社にとって重要か否かの判断についてSBTi(Science Based Targets initiative)における40%の閾値の議論を参照する旨の記載がされていた。当プロトタイプにおいてもScope3の開示についてマテリアリティの適用がある旨の明示及び具体的な参照基準の明記が必要と考える。
- 13：“vulnerable assets”という用語について追加のガイダンスが必要と考える。
- 13：気候変動のリスク・機会に関する指標・目標の進捗に加え、変更があった場合にはその旨と理由の開示を求めるべきではないか。
- 13：Scope３の開示が必須となっているが、Scope３に関しては計算方法や対象範囲に関して国際的にも合意形成がなされる過渡期となっており、開示について猶予を求めることは出来ないのか。具体的には、TCFDガイダンスで参照されている、SBTの判断基準などが参考になる。
- 13.(a)：スコープ3の排出量の開示については、TCFDにおける「推奨される開示」と異なり、義務的開示まで求めるかどうかについては慎重な議論が必要であり、各国の事情や各企業の業容に応じてコンプライ・オア・エクスプレインのようなアプローチも認める選択肢もありうるのではないか、という意見があった。
- 13.(a)：Scope3 の開示にあたり、業種横断的な簡便な算出基準を策定いただきたい。
- 13.(a)：Scope3 排出量の算定において、自社のカウントが他社と重複するケースがある。現時点では特に明確なガイドラインがないと理解しているが、今後議論を進めていく中で整理していただきたい。
- 13.(a) において、採用する排出量原単位が開示企業ごとに異なることで温室効果ガス排出量の比較可能性が確保できなくなることや、Scope3の総排出量を排出量原単位で開示することで開示企業に過大な業務負荷が発生することを懸念。排出量原単位に関する詳細な記載があることが望ましいと思料。
- 13.(a)では温室効果ガス排出について、スコープ3を含む総排出量並びに排出原単位を開示しなければならないとあるが、スコープ3の計測にはデータ上・計測手法上の課題があり、現状推計に依拠して算定される場合が多く、正確性の担保が十分できない懸念がある。
- 13.(a)において「GHGプロトコルに準拠し」（in accordance with the Greenhouse Gas Protocol）とあるが、外部の団体が策定する基準を参照しているものの更新に対してどのように対応するのか。・なお、IFRS財団以外が算出ロジックを決めている指標を参照する場合には、将来的な計算方法の変更はISSBの認可が必要とする、あるいは、計算式は外部に委ねるなどなんらかの工夫が必要なのではないか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【3/5】

- 13.(b)(c)：「脆弱な資産または事業活動の量と割合」については、脆弱とは何と比べて、どんな指標で、など具体的な評価が困難。削除するか、任意の開示にしていただきたい。
- 13.(b)(c) ：「リスクに対して脆弱な資産または事業活動」の定義、並びに、リスクに対して脆弱な資産等の「量と割合」の算出方法を運用細則の中で示していただきたい。
- 13.(b)(c) ：移行リスク、物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の量と割合の開示を求めている。これらの項目は現時点では社会全体として大幅な仮定を置かなければ見積・算定が困難な状況であり、個社レベルで開示を強制されても責任を持てる値にはなり得ない。開示を受けた投資家側も個社に対する評価の混乱につながり、企業価値に根拠のない影響を与えてしまうおそれがある。当該項目については、強制開示とすべきではない。
- 13.(b)(c) ：(b)移行リスクと(c)物理リスクそれぞれのリスクにおける「脆弱な資産または事業活動の量と割合」は、現時点で開示義務とすることは時期尚早であり、また、比較可能性も低いと思慮。
- 13.(d)：「気候変動リスクと機会に対して投入された資本支出、投資の額」の定義を運用細則の中で示していただきたい。
- 13.(d)：気候変動に関する機会の収入、資産を金額で開示することは難しい。
- 13.(d)：気候関連が自動車業界に影響を与える要因は複合的で多岐にわたるため線引きが非常に困難。気候関連の割合を定量的に開示することは困難だと思われる
- 13.(e)：気候関連が自動車業界に影響を与える要因は複合的で多岐にわたるため線引きが非常に困難。気候関連の割合を定量的に開示することは困難だと思われる
- 13.(d)(e) ：あるサービスや商品は気候変動だけの理由により収入を得ているわけではないため、気候変動の要素だけで収入、資本支出、融資、投資の額を正しく算定することは難しい。（気候変動リスクと機会に関連した資本支出と融資額と投資の額に分類することが難しい）
- 13.(d)(e)：「気候変動に関連する機会に沿った収入、資産、その他の事業活動の割合」とあるが、多くの事業活動は、何らかの形で直接的・間接的に「機会」と結びつけることが出来る。個社の考え方でいくらでも膨らませることが可能なため、削除するか、任意の開示としていただきたい。
- 13.(f)：「内部炭素価格」は、日本では法規制などの基準がないため、企業内でいかようにも設定ができる。また、投資判断も名目として炭素価格を加えることが出来るが、実際の判断がどこまで実効性をもってなされているかは表に出てこない。安易な公表は投資家に誤った判断をさせる可能性が有るので、削除するか、任意の開示としていただきたい。
- 13.(f)：炭素価格の大小が企業評価に影響するか、もしくは活用方法が重要視されるのか。
- 13.(f)：内部炭素価格の具体的な金額の開示は重要なコスト情報の露呈にも繋がるため、関係するステークホルダーとの利害調整が必要となる。このような項目の開示による企業評価を優先するか、非開示によるコスト情報関連のステークホルダーの立場を優先するかは、各企業の判断にゆだねるべきであり強制開示とすべきではない。
- 13.(f)：内部炭素価格について、内部で活用するシャドープライスについては、開示を義務化せず任意開示としていただきたい。
- 13.(f)：インターナルカーボンプライシングはまだ導入している企業の割合も少なく、開示義務にすることには無理がある。
- 13.(f)：内部炭素価格は、大規模な省エネの設備投資が必要なメーカーなどで先行して導入されている仕組みであり、排出量自体が相対的に少ない生命保険業界にとって開示の意義は薄いものと思料。
- 13.(f)：内部炭素価格を業種横断指標とするのは、too muchではないか。
- 13.(f)：内部炭素価格の開示については、多くの未導入企業の開示は難しいと考えられることから、内部炭素価格を導入している場合に限定してはどうか。
- 13.(g)：気候変動が及ぼす事業への影響を特定の経営幹部まで遡及し把握することは極めて困難なため除外を要望。
- 13.(g)：株主に対する責任は、株主総会で株主から選任された取締役が負うべきであるため、経営幹部の報酬（executive management remuneration）ではなく、取締役員の報酬（board members remuneration）とすべき。
- 13.(g)：「気候変動による影響を受けた経営幹部の報酬」とはいかなる報酬を意味するのか定義を運用細則の中で明確に示していただきたい。
- 13.(g)：業種によって影響度の異なる気候関連の考慮事項の影響の一律の定量評価することは困難であり、定性的開示を含めて検討すべきと思われる
- 13.(g)：経営幹部の報酬に気候変動対応を考慮しないケースも多くあると考えられることから、経営幹部報酬に気候変動対応を考慮しているケースに限定してはどうか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【4/5】

- 13.(g)：役員報酬への気候関連指標の組込みについて、気候関連指標の監督に実効性を持たせる趣旨は理解できるものの、報酬体系にまで踏み込むことはTCFDに向けて各社が対応を進めている範囲を超えて企業の負担が大きい。慎重に取り扱われるべき。
- 13.(g)：経営幹部の用語の定義が曖昧なので、明確化していただたい（取締役、役員等）。
- 一般投資家の情報ニーズを満たす目的と情報開示業務の効率を踏まえ、「cross-industry metrics」の開示は、TCFD開示ガイドライン（2021年10月改訂版）と同じく、マテリアルな気候関連リスクに限定すべき。

  【修正案】

  13 An entity shall disclose the following cross-industry metrics, where relevant:

  (a) greenhouse gas emissions—in terms of absolute gross Scope 1, Scope 2 and Scope 3, expressed as metric tonnes of $CO_2$ equivalent, in accordance with the Greenhouse Gas Protocol, and emissions intensity;

  (b) transition risks—the amount and percentage of assets or business activities vulnerable to significant climate-related transition risks;

  (c) physical risks—the amount and percentage of assets or business activities vulnerable to significant climate-related physical risks;

  (d) climate-related opportunities—the proportion of revenue, assets or other business activities aligned with significant climate-related opportunities, expressed as an amount or as a percentage;

  (e) capital deployment—the amount of capital expenditure, financing or investment deployed toward significant climate-related risks and opportunities, expressed in the reporting currency;

  (f) internal carbon prices—the price for each metric tonne of greenhouse gas emissions used internally by an entity, including how the entity is applying the carbon price in decision-making (for example, investment decisions, transfer pricing, and scenario analysis), expressed in the reporting currency per metric tonne of CO2 equivalent; and

  (g) remuneration—the proportion of executive management remuneration affected by climate-related considerations in the current period (also see paragraph 4(f)), expressed in a percentage, weighting, description or amount in reporting currency.

  An entity shall disclose absolute Scope 1 and Scope 2 emissions, independent to materiality assessment. An entity shall consider disclosing all of the other metrices subject to materiality assessment in light with Clause 1.

  【理由】

  - パラ1は本スタンダードの目的を、企業の財務戦略や業績等に対する気候変動関連のリスク・機会の影響を、一般目的財務報告の利用者が判断することを可能にするものと定めており、財務的にマテリアルな情報の開示が求められている。一方で、パラ13では、リスク（transition risk, physical risk）や機会（opportunity）を財務的にマテリアルものと明確に定義していないため、企業による開示に差が生じて一般投資家をミスリードする恐れがある。
  - 例えば、安定供給上必要な資産のうち財務的にマテリアルとは言えないものがリスクに区分して開示された場合、それらの資産に対する資本コストやリスクプレミアムの増加による収益性の悪化から、安定供給を維持する上で十分な投資が行われなくなるリスクがある。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 主な意見【5/5】

- 13(f)(g):(f) internal carbon prices/the price for each metric tonne of greenhouse gas emissions used internally by an entity, including how the entity is applying the carbon price in decision-making (for example, investment decisions, transfer pricing, and scenario analysis), expressed in the reporting currency per metric tonne of CO2 equivalent; and (g) remuneration/the proportion of executive management remuneration affected by climate-related considerations in the current period (also see paragraph 4(f)), expressed in a percentage, weighting, description or amount in reporting currency. ICP、報酬の定量開示までを強制とするのは時期尚早ではないか。
- 14:「スコープ3の温室効果ガス排出量については、開示された指標に含まれる活動についての説明を提供しなければならない。（以下、省略）」とあるが、スコープ3については同一業種であったとしてもビジネスモデルによって各カテゴリーにおけるマテリアリティが企業毎に異なることがあり得る。また、活動の全てを追跡・特定し、説明することは容易でなく、開示会社によって説明の粒度が異なることも予想される。開示企業が膨大な作業を行う一方で、比較可能性が伴わないことで、「開示したものの活用されない」「開示のための開示なる」という結果になることを懸念。開示を推進するためには、開示内容の活用方法といった開示企業に開示の意義を示す記載が必要と思料。
- 14：スコープ3の温室効果ガス排出量については、一定の精度で把握できる業者の方が少ないと考えられることから、把握のために、より簡便的な手法・仕組みの開発が望まれる。
- 14：【Scope3の開示対象の境界】財務報告と同じ境界（Boundary）で開示を求めるのか否かについても要検討。同一にすることで、財務報告の一貫性・関連性が明確化する一方で、重要ではないと企業が考える事業や会社まで対象に含めて開示対象とする必要があるのかという「重要性」の視点も考慮する必要があるのではないか。
- 14:：スコープ３の開示は重要である一方で、小規模な上場企業においてはハードルが高いと考えることから、スコープ３の割合が高い場合等に限定してはどうか。
- 14：The biggest challenge for Scope 3 will be in the provision of consistent reference data, where scope 3 coverage may increase over time, rendering the actual published data incomparable one year to the next. To the extent that coverage changes, the disclosures should try to include prior year comparisons on the same coverage measure.（参考和訳）スコープ３の課題は、カバレッジの共通したデータの提供にあると考える。スコープ３の対象範囲は時間の経過とともに増加し、前年度に公開されたデータが翌年と比較出来なくなる可能性がある。カバレッジが変化する場合は、前年度と同じカバレッジでの計測結果を開示に含めるべきよう努めるべきである。
- 14：バリュー・チェーン全体をカバーしたスコープ３排出量開示がISSBにより強制かつ最低限の開示要求事項となることは、ビルディングブロック・アプローチ適用上多くの地域・法域において最低限の要求事項となる。特に金融業界（GHGプロトコル・スコープ３カテゴリー15）においては、データ不足となる場面がある。ISSBはカテゴリー15について段階的アプローチを採用すべきと考える。例えばPCAFは2026年に完全導入する段階的アプローチを示している。
  https://carbonaccountingfinancials.com/files/downloads/PCAF-Global-GHG-Standard.pdf

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 指標と目標（第15項）

15　企業は、気候変動に関する目標を開示しなければならない。

(a) 目標設定の目的（例えば、緩和、適応、セクターや科学に基づくイニシアティブへの適合等）

(b) 目標が絶対値ベースか排出原単位ベースか。

(c) 目標が科学的根拠に基づくかどうか、また基づく場合は第三者による検証を受けたかどうか。

(d) 目標が部門別脱炭素化アプローチを用いて導き出されたものかどうか。

(e) 目標が適用される時間軸。

(f) 進捗を測定するための基準年。

(g) マイルストーン又は中間目標

(h) 目標達成および戦略的目標達成に向けた進捗を評価するために使用する指標。

## 主な意見

- 15.TCFD対応を進めている開示企業にとっても新たに開示すべき事項が多く、多くの追加作業が生じることが予測される。最初から全ての事項の開示を求めるのではなく、段階的にステップを踏みながら開示する方が企業の対応もスムーズと思料。
- 15.(c)(d)：設定した目標が、「科学的根拠に基づいたもの」か、「部門別脱炭素化アプローチを用いて導いたもの」か、を企業が判定するのは難しい。各社が対応できるような運用ガイダンスを提示いただきたい。（部門別炭素アプローチなどは、一般的にSBT イニシアチブの参照が想定されるが、SBTi 参照が当然との流れになるのではなく、別に参照できるガイダンスがあるべき。）
- 15.(h)：目標管理は通常行うものであり、その進捗を報告するだけで足りるため、この項目を開示必須項目にすることは不要。業種や戦略により必要な場合のみ設定すれば良い。
- GHG排出量を目標に置く場合、その内訳（Scope１,２,３）が重要となるため、可能であれば内訳を開示することとしてはどうか。
- 【目標】：TCFD提言と比較して、「開示をしなければならない」と、義務化しているが、パラグラフ14におけるコメント同様、重大な（Significant）気候関連リスクと機会にあたらないと企業が判断する場合には、その理由を説明（Explain）することで済ませるということも検討できないか。また、（ｃ）と（ｄ）のような細かな点まで一律に開示義務化することは、日本企業の多くが置かれた現状に鑑みると、Too Muchではないか。
- 一般要求事項プロトタイプ43(d)項は目標に対する実績の開示を求めているが、気候変動プロトタイプ15項は求めていないので首尾一貫性を維持すべきと考える。
- GHG排出量の開示に関して比較可能性を追求する場合、基準年を統一することも選択肢の一つと考えられる（ex.一定のjurisdictionにおいて、政府等が使用している基準年を使う、AOA（Net-Zero Asset Owner Alliance）などネットゼロイニシアティブが出している目標基準年に合わせる、等）。これにより、削減効果がより分かりやすく可視化され、投資家にとって使いやすい情報になると考えられる。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

## 指標と目標（第16項、第17項）

16 [IFRS SX]は、「月、年」に発行された。企業は、20XX年1月1日以降に開始する年次報告期間から[IFRS SX]を適用しなければならない。早期適用も可能である。IFRS SX]を早期適用する場合、企業はそのことを開示しなければならない。

17 企業は、[4-15]項に規定する開示について、実務上不可能な場合は、初度適用日以前のいかなる期間についても提供する必要はない。

## 主な意見

- 早期適用を可能としつつも、多くの企業が適切な開示ができるように、本規則確定日から効力発生日までの間に、相当な準備期間を設けていただきたい。
- 適用以前のデータ等の開示は、各社の実情を踏まえ可能な範囲での対応とすることをお願いしたい。
- 本基準の適用を開始する際は、全ての基準の適用が必要か。もしくは、TCFDと同様、可能な範囲で部分的に開始し、随時適用範囲を広げていくことが許容されるのか。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見



## Appendix A: 用語の定義

カーボンオフセット（Carbon offset）

温室効果ガスの排出削減または除去を表す排出権プログラムによって発行される排出単位のこと。カーボンオフセットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行、追跡、取消が可能である。

## 主な意見

- 「カーボンオフセット」については、パリ協定に根拠を持つクレジットによるオフセットとそれ以外の別があることを明記すべき。

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見



## Appendix B: 業種別開示要求の注釈等

注釈：テーマ別要求事項と業種別要求事項がどのように関連するか等、TRWGが提案する基準のアーキテクチャの概要については、概要文書を参照のこと。業種別開示はテーマ別基準の他の部分と同じ権限を持つ、すなわち、強制的な開示要求である。

1. 第12項(b)の要件を満たすために、企業は、業種別開示要求の概要を記載した以下の表を使用しなければならない。
2. 以下の業種別開示要求事項の要約は、セクター及び業種別に整理されている。各業種において、気候変動 リスクや機会に関する開示項目が特定されている。一連の会計指標には、各開示項目が関連付けられている。要求事項の全文は、「気候関連開示基準補足（Prototype Climate-related Disclosures Standard Supplement）：開示要求事項のための技術的プロトコル」で見ることができる。この文書には、業種別の説明、開示項目の説明、技術的プロトコル（定義、範囲、実施、集計、表示に関する指針を提供する） を伴う指標、および活動指標（企業の活動規模を定量し、データを正規化し比較を容易にするために会計指標と合わせて使用することを意図する）などが含まれる。
3. 以下の開示項目と関連する測定基準は、業種ベースの活動を参照して列挙されている。企業はそのビジネスモデルに沿った活動や、特定の気候変動リスクや機会に関する指標を開示しなければならない（shall）。企業によっては、複数の業種にまたがる活動を行っている場合もある。
4. 以下のリストは、網羅的なものではない。企業はそのビジネスモデル固有の気候変動リスクや機会に関して、 本基準の要求事項を満たすために、さらなる業種別開示や主要業績指標の提供を必要とする可能性がある。

注釈：ISSBによる検討のためのTRWGの提言には、ビジネスモデルが幅広い活動から構成されている場合に、適切な産業分類を選択するための包括的なガイダンスを開発するという提案が含まれています。

注釈：以下の業種別開示の要約版は、検討を容易にするため、気候関連開示のプロトタイプの一部として含まれている。各指標の業種定義や技術的プロトコルについては、開示要求のための技術的プロトコルの補足を参照されたい。さらに、ISSBによる検討のためのTRWGの提言の中に、ISSBが解決すべき以下の問題に関して、業種別開示にタグ付けをすることが含まれている。

- 国際的な適用可能性（全セクター）。
- 重複（特定のセクター）；および
- 融資された排出量とポートフォリオの整合性（金融セクター）。

ISSBがこれらの課題やその他の潜在的な課題に取り組むのを支援するため、TRWGは、以下の表に示すように、課題のサブセットを特定し、4つの分野に分類した。

| 業種別開示の問題 | 説明と例 |
|---|---|
| 国際的な適用性 | エネルギースター（米国環境保護機関）など、管轄地域固有の規制や基準を引用した指標。 |
| 気候の範囲 | 水質など、気候変動と間接的に関係する指標。 |
| ガバナンス、戦略、またはリスク管理についての要求との重複 | リスクに関する記述など、規格本体で要求される開示と重複する、または対立するような測定基準 |
| 業種横断指標との重複 | Scope 1 GHG 排出量など、業種横断的に要求される指標と同一または類似している指標 |

# 気候関連開示プロトタイプに関する主な意見

気候プロトタイプ

| 主な意見 |
| --- |
| ➢ Appendix B:【気候の範囲（Climate Scope）】水質など、気候変動と間接的に関係する指標も対象にしているが、気候以外のテーマについては、今後議論が予定されている場合には、整合性を図る観点から、今回は対象とせずに検討を改めて実施するということも想定されるのではないか。開示内容の一貫性の確保も重要な視点であることから、今後の議論次第で変更が生じるようなことになれば、開示内容の一貫性を確保できず、また、翻って修正させるようなことになれば、企業側の負担も大きいことが想定されることから、対象外とするのが望ましいのではないか。したがって、気候変動に直接的に関係する指標に絞ったものとするのが、現実的な対応ではないか。 |
| ➢ Appendix B:【重複】他の項目と重複する記述や定量情報については、クロスレファレンスを活用するなどして、発行体側の負荷の軽減などを図るのがよいのではないか。 |
| ➢ Appendix B:SASBの気候関連項目が採用され、「shall」で規定されているが、①日本の産業分類と整合していない場合の開示方法、②コングロマリット企業等、複数の業種に該当する企業は全ての事業について開示する必要があるのか、開示方法（ガイダンス等）の明確化が必要ではないか。 |

# 業種別指標に関するご意見①
# （業種別指標全般、多くの業種に共通する指標）

# 業種別指標に関する主な意見



## 業種別指標全般に係る意見

### 主な意見【1/3】

- 指標および指標の説明の用語の定義が明らかでないものがあるので、明確化して頂きたい。
- 米国の規制・基準が主であり、世界基準とするのであれば、個別の国の規制・基準も含めて整理すべき。
- 米国等の固有の基準や制度を前提とした内容となっているため、国際的な汎用性という観点で重大な課題。プロトタイプ案に記載された趣旨を踏まえつつ、画一的な基準ではなく、各国の事情等に合わせて、各企業の責任において開示項目を設定すべきと考える。
- 企業の一般目的財務報告の利用者が要求する項目は、全てが同じ要求度合いではないはずであり、優先度・重要性の明示が必要。
- 会計指標として挙げられている「ENERGY STAR」は、地域限定の任意規格であるため、グローバルを対象とする指標には適さない。使用に際しては、各国、地域で活用されている規制、標準規格の活用を考えるべきである。
- 全ての文章において、shallが用いられている。必要に応じて使い分けるべき（例えば、国内において法的義務が存在しない場合はmayにすることが妥当と思われる）
- 全てにおいて日本の方法（JISや国内法（測定方法含む）が考慮されていない。全てに入れるのは困難なことからより上位の部分で入れてはどうか。
- 日本政府には、日本企業が参照できる基準や算出方法などを、わかりやすく例示することを求める。解釈の仕方で混乱することのないように方針を一本化し、開示サンプルを付けるなど、気候関連表示プロトタイプの議論が充実するような工夫が欲しい。
- プロトタイプにおける業種はある程度大括りとなっており、業種内の企業であっても全項目に対応することは困難/不必要であることも考えられる。業種ごとの開示項目のどれに対応するかは、事業内容や必要性に応じて業界ごとに選択できるようにすることなどが望ましいと考える。
- 幅広い業界を横断しビジネスを営む業種では、少数株主として主要パートナーと協働し取り組むことが多々ある。その際、パートナー企業との既に締結済契約に基づく限りにおいて関連情報が入手可能となるケースも想定される。そういったケースを想定し、Comply or Explainとすることが望ましく、またそれらは平等に使われるべきと考える。
- 業種別指標は補足資料（Supplement）として提供されているが、これらの業種別指標はガイダンスを目的とした例示（これらの業種でマテリアリティが高いと考えられる指標を考えるときに参考にしてもよい例）であり、カーボンニュートラルへの貢献度を必ずしも正確に表さない項目については削除すべきである。少なくとも強制開示とすべきではないことが明確にされるべき。

# 業種別指標に関する主な意見



## 業種別指標全般に係る意見

### 主な意見【2/3】

- 68の業種別に分けているが、複数の事業セグメントで活動している会社はどうすればいいのか。該当するものはすべて開示するのか、もしくは、主たる事業だけで良いのか。この68業種の枠に収まらない新しい概念が生まれた時にはどうすればいいのか不明。また、開示発行者（企業）側に掛かる負荷・コストと、開示利用者（投資家等）の利益について十分に比較考量したうえで、バランスの取れた開示枠組みとしていただきたい。
- エネルギー多消費かつ排出削減困難な業種の場合、排出枠の設定や環境対策としてのサプライチェーン全体での費用負担の考え方が明示されていない中での開示義務は、リスクだけが強調され、ダイベストメント、カーボンリーケージ、サプライチェーン上流の空洞化につながる懸念が強い。
- ISSBが規定する開示基準に、業種別指標を細かく策定することで、比較可能性を担保している点は理解した。しかしながら、業種別指標を設けることで、米国法基準に則った開示が強制され、域外企業にとっては開示が困難となる可能性がある。総論としての業種共通基準とは異なり、業種別指標については、項目に厳密に沿った回答を要求するのではなく、各企業の柔軟な解釈にそった開示を可能とするなど、柔軟な運用をお願いしたい。
- 業種別開示指標の前提となったSASBは、そもそも任意の開示を前提としており、各項目に対する回答の開示ができない場合はそれに対する理由を記述することが可能であった。また、米国法に則った指標が多いため、域外にあることを理由に別法律を指標とした回答が可能であった。
  SASBは定期的に項目の見直し、項目への意見募集を行っていたため、これらの項目についても、定期的に項目の見直し、項目への意見募集を行っていただきたい。これまで同様の柔軟な運用を継続することを希望する。
- 「業種別」の開示は、どの企業もどこかにあてはめなければならないのか。自社が行っている事業は、適切と判断できるセクターがない。開示が必須ということなのであれば、適切なセクターを設けていただきたい。
- 付属書について業種毎に開示する「指標（会計指標、活動指標）」が異なり、所属する業種毎に何を指標とするか確認する必要があるが、業種例がない場合、どう考えればよいか。
- 主な業種に加え、グループとして複数事業を行っているケースがあり、それらをそれら全てを網羅的に開示すべきということになると企業側に相応の負荷がかかり、対応が困難であることも想定される。
- 主な業種に加え、他の業種に当てはまる事業を同一の敷地内で 一体管理している場合、従の業種で提示される開示項目については、区別できるもののみの開示としていただきたい。
- 事業が複数の業種に跨っている場合、複数の業種別開示事項への対応が必要と思うが、一定規模以下の事業の開示は任意とするよう、配慮いただきたい。

# 業種別指標に関する主な意見



## 業種別指標全般に係る意見

### 主な意見【3/3】

- 【業種区分のコンバージェンス】業種区分については、プロトタイプでは、SASB基準を踏襲していることから、SASBが独自に開発したSustainable Industry Classification System(SICS)の業種区分にて企業を分類している。他方、東証上場企業であれば業種区分（33業種）で業種が区分されている。しかしながら、SICSと東証33業種は異なっており、東証33業種のある業種に属する複数の企業が、SICSでは異なる業種に区分されているケースも散見される。こうした差異を解消する、もしくは、調整する観点から、各国で異なる業種区分を擦り合わせ出来るような「各国業種区分比較表」などのコンバージェンスが必要ではないか。更に、現行のSASB基準では、上場日本企業がSASB側の判断で業種区分されている。任意開示基準であるSASB基準である場合はまだしも、ISSB基準がグローバル基準化するのであれば、現在割り当てられている業種区分の見直しの機会を設ける必要があるのではないか。
- 【業種数】本プロトタイプでは、68業種について業種別開示指標（メトリクス）が設定されているが、元々のSASB基準では77業種について業種別開示指標（メトリクス）が定められている。したがって９業種（＝77―68）に属する企業は、気候変動対応について業種としての開示はしなくてもよいという整理でよいのか。
- 【業種数】ISSB基準における業種分類と我が国の産業分類には違いがある。各法域での産業分類をISSBの産業分類と照らし合わせて、各国ごとに対応を規定することは認められるのか。
- 【業種数】ISSB基準は、一般目的財務報告の利用者が気候変動情報を財務情報と関連付けて評価を行うことを念頭に置いている。そのため、財務情報の開示の前提となっている産業分類とサステナビリティ情報の開示の前提となっている産業分類は一致している必要があるのではないか。
- 【業種数】事業活動に幅がある企業は、該当する複数産業についての要求事項を開示する必要があると考えられる。その際、該当する全ての産業について開示を行うのか、もしくは産業分類について一定の重要性判断を設け、重要なものについての開示を求めるのかについて明確にすべきである。
- 【地域の事業特性に応じた業種別指標（メトリクス）の設定】業種別指標（メトリクス）は、SASB基準がベースであることから、米国のビジネス環境に照らしたメトリクスが多く、ビジネス環境の異なる日本企業にとっては重要ではないメトリクスも含まれている印象がある。これらの開示を求められると発行体側の負荷が増すだけでなく、投資家にとっても投資判断上重要ではないものが開示され、本当に重要な情報が開示されなくなる懸念もあろうかと思料する。したがって、各企業において当該メトリクスが重要ではないのであれば、その理由をExplainすることで負荷を減じたり、もしくは、各国のビジネス慣行に照らして重要と思われる指標（メトリクス）に代替することをよしとする手当てが必要ではないか。
- 【Activity Metrics】各業種の活動指標（Activity metrics）には、気候変動問題に関連のないと思われる指標が含まれているが、どうして必要となるのか示していただきたい。むしろ、業種別開示要求項目を策定する際に、改めて議論し整理する方が望ましいのではないか。
- 【Activity Metrics】気候関連開示プロトタイプ（パラグラフ13）にて排出量原単位の開示を必須とするのであれば、業種別の指標においても排出量を明記しているものについては（例：石油・ガス）排出量のみならず原単位も明記してはどうか。
- 【気候関連以外の会計指標】気候関連の開示項目と会計指標（Climate-related Disclosure Topics & Accounting Metrics）には、気候関連以外の会計指標、例えば、Socialに関連する指標の記載が含まれているが、気候変動問題には関係がないと思われることから、どうして必要となるのか示していただきたい。むしろ、気候関連の会計指標に焦点を充てて整理することが、気候関連プロトタイプとしての位置付けが、企業ならびに投資家に理解しやすいのではないか。また、今後、他のテーマ別開示要求項目の策定も想定されることから、その時に議論し整理するというのが望ましいのではないか。
- 業種分類表上該当するセクターが存在しない場合は共通項目のみ開示する形で良いのか等、対応の明確化を希望する。
- 業種別指標については、SASBの基準に依拠している部分が大きいため、米国等の業種のあり方を前提にしている感があり、①そもそも業種区分のあり方が適切なのか、②個々の業種に関する開示項目が各国の実情に合わない場合の調整をどのように担保するのか、③複数の業種を営んでいる場合にどのように開示することとなるかが、極めて重要な論点と考えらえることから、日本として積極的に意見発信していくことが望ましい。

# 業種別指標に関する主な意見

業種別指標

## 温室効果ガスの排出関係

（開示指標例）※同じトピックであっても、業種によって求められる指標が一部異なる場合がある。

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO2-e<br>割合（%） | RT-CH-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RT-CH-110a.2 |

## 主な意見

- Scope1の計算はGHGプロトコル、他のガイダンスに従うとあるが、他のガイダンスの中に国内温対法は参照されていない。温対法とGHGプロトコルの計算方法は幾分異なるので、GHG総排出量のまとめ結果に差異が生じる。SBTやRE100のGHG算定基準はGHGプロトコルであり、GHGプロトコルがグローバルルールである実情を勘案し、気候関連データの一貫性を図るべく、温対法の計算方法をGHGプロトコル基準としてはどうか。
- GHGプロトコルが最上位にきている。国際的に使用するのであればISOが上位ではないのか。
- 業種共通で開示しなければならない指標として、Scope1、2、3を挙げているが、業種別で挙がっているのはScope1のみ。どのように理解したらよいかわからない。
- 業種全体ではエネルギー集約的で、Scope1排出量は限られた製品によって占められている一報、ほとんどの企業はScope1排出量が必ずしも多くない製品分野に特化している。このため、業種で括るのではなく、製品ごとのScope1排出量を踏まえ、対象を限定した議論・検討も必要と考える。
- 排出量制限規制について各国の状況を把握できないのではないかという懸念がある。規制の例示を充実する、または利用者が必要と考える規制を明示するなど割合を計算する対象を整理していただきたい。
- Scope 1 の割合（%）は、" The percentage shall be calculated as the total amount of gross global Scope 1 GHG emissions (CO 2 e) that are covered under emissions limiting regulations divided by the total amount of gross global Scope 1 GHG emissions (CO 2 e)." とある。emissions limiting regulations"とは「カーボンプライシング、すなわち、炭素税や排出権取引制度の規制」と解釈するが、国内には未だこのような規制はないので、国内の割合はゼロと理解してよいか。

# 業種別指標に関する主な意見



## エネルギー管理関係

（開示指標例）※同じトピックであっても、業種によって求められる指標が一部異なる場合がある。

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合、(4)自家生産エネルギーの割合（エネルギー消費削減及び効率向上に関する取組について議論すべき） | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RT-CH-130a.1 |

## 主な意見

- エネルギー量を熱量換算するときに使う熱量係数は、IPCC、DOE、EIAの数値を使うとあるが、省エネ法、温対法で使っている数値、算出方法は、これらの値と一致しているか。上述と同様、エネルギー量の計算方法もグローバルルールに準拠することを考えられないか。
- 国内の電力会社の再エネ電力メニューを利用する場合、本プロトタイプに定める水力発電やバイオマス発電の各種認定等の基準に適合していると言えるのか。
- 再生可能エネルギー利用率の計算の記載について、再エネの自家発自家消費においても、再エネ証明書（ RECs and GOs）が必要であることを意味しているのか。そうであれば、再エネの自家発自家消費の証明を行うような制度はあるのか。
- 業種が複数にまたがる場合、当該業種のみの会計指標データ算出が困難な可能性がある。
- 再生可能エネルギーと認められるバイオマスは、第３者認証を得たもののみと限定されているが、この限定は外すべき。
- 類似業種にはある「Energy Managment」の項目が自社の業種にはない理由が不明。
- エネルギー構成は国ごとの政策によって異なり、政府が決めるエネルギーミックスの目標に準拠しているかが重要であり、国際的な比較で優劣をつけるものではない。恣意的に特定のエネルギーや技術を抜き出してその比率を明示化することは適切ではなく、開示事項から削除すべき、または任意開示事項とすべき。（再エネと言っても「社会全体として再エネが増えない（＝追加性がない）」場合もあり、社会全体としての温暖化ガス排出量削減には必ずしもつながるわけではないことから、再エネ比率だけを取り上げるのは意味がない）
- 廃熱や副生ガスの有効活用によりエネルギー効率を高めることもできることから「廃熱回収や副生ガスによる自家発電の拡充の量/の割合（kWh、%）」といった指標も評価する事が望ましい。

# 業種別指標に関する主な意見

業種別指標

## 水管理関係

（開示指標例）※同じトピックであっても、業種によって求められる指標が一部異なる場合がある。

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | RT-CH-140a.1 |
| | 水質に関する許認可、基準、規制に違反した件数 | 定量的 | 件数 | RT-CH-140a.2 |
| | 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RT-CH-140a.3 |

## 主な意見

- 水管理について、（水リスクが相対的に低い）日本で操業している場合、これらの情報は投資家にとって有益か疑問。開示情報に「必須」「推奨」といったランク付けをすべきではないか。
- 水の総取水量：対象の事業所について少量使用の事業所（加工専門の事業所・販売店所等）の除外を要望。
- ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合：水ストレスの高い地域の要件の明確化が必要。
- 指標データが合計では無く拠点毎の場合は開示出来ない可能性がある。
- ベースライン水ストレスの評価ツールは統一されているのか。

# 業種別指標に関する主な意見



## サプライチェーン管理関係

（開示指標例）※同じトピックであっても、業種によって求められる指標が異なる場合がある。

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| サプライチェーン管理 | 環境・社会問題に起因する鉄鉱石や原料炭の調達リスクを管理するためのプロセスについての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-IS-430a.1 |

## 主な意見

- 調達における数値情報は営業戦略にかかわるので、必須開示とされても開示できない。
- 当該業種には環境・社会問題に起因する調達リスクを管理するプロセスの開示が要求されているが、調達元の業種には、環境・社会問題について何も開示が要求されていない。まずは、調達元の業種自身が管理を行い、開示すべき。

# 業種別指標に関する主な意見



## その他会計指標に関する意見

### 主な意見

- 会計指標として挙げられている「EPEAT」や「ENERGY STAR」は地域限定の任意規格であるため、グローバルを対象とする指標には適さない。使用に際しては、各国、地域で活用されている規制、標準規格の活用を考えるべきである。
- 気候関連とは関係ない欠陥や安全性関連の開示も求められているが、当テーマの本来の趣旨に沿って、気候関連に限定していただきたい。
- 日本では法定測定義務がない指標が求められている。この部分については「shall」ではなく、「may」とすべき。
- 当業種より環境負荷が高いはずの類似業種と比較して、当業種の指標の負担が重く、不公平感がある。
- 提案されている指標は、調達単価の開示につながり、調達交渉において不利となるリスクがある。このように競争上の悪影響が懸念されるため，当該項目は削除すべき。
- BtoB企業の製品が中間素材である場合、一般的には、顧客企業から資源効率性に関する情報などは得られ難い場合が大半である。（顧客企業は、秘密情報の一種として開示しない）
- 製品のライフサイクルマネジメントの会計指標として挙げられている「IEC62474」は、化学物質規制対応として含有化学物質の開示手順を規格化したものであり気候関連開示とは目的が異なるため使用に適さない。
- 市場シェアを求める指標について、当該市場シェアの定義を明確化する必要がある。現在は米国制度が前提の書きぶりになっており、各国制度に対応した内容にしていただきたい。また、自社の数量が把握できても基準となる市場の数量が把握できるのか懸念がある。現時点で市場自体が未成熟で、市場規模やシェア算定が困難であることに留意していただきたい。

# 業種別指標に関する主な意見



## 活動指標

### 主な意見

- 活動指標として挙げられた項目のうち「従業員数」等、気候変動との関係が不明確なものがある。気候変動との関係をどのように評価するのか明確にすべきである。
- カーボンニュートラルへの貢献度を必ずしも正確に示さない指標があり、それは削除すべき。少なくとも強制開示とはすべきではなく、マテリアリティが適用されるよう明記すべき。
- 活動指標で求められる、カテゴリー別の生産台数や、顧客数、調達関係の情報は、競争上の悪影響が懸念されるものが含まれているため、当該項目は削除するべき。（複数業種から同趣旨回答）
- 活動指標で各種プロジェクト「数」が求められているが、プロジェクトには金額的にも大・中・小と様々あり、その業務内容も異なるため、プロジェクトの数だけを見て何かを適切に判断することは難しい。さらにこれらは気候関連に関係ない指標と考えられる。

# 業種別指標に関するご意見②
# （業種分類ごと）

（注）ご意見があった業種のみ意見を表示しております。

# 業種分類 (1)

| セクター |
| --- |
| **消費財セクター** |
| Apparel, Accessories & Footwear |
| Appliance Manufacturing |
| Building Products & Furnishings |
| E-Commerce |
| Household & Personal Products |
| Multiline and Specialty Retailers & Distributors |
| **抽出物・鉱物加工セクター** |
| Coal Operations |
| Construction Materials |
| Iron & Steel Producers |
| Metals & Mining |
| Oil & Gas – Exploration & Production |
| Oil & Gas – Midstream |
| Oil & Gas – Refining & Marketing |
| Oil & Gas – Services |

| セクター |
| --- |
| **金融セクター** |
| Asset Management & Custody Activities |
| Commercial Banks |
| Insurance |
| Investment Banking & Brokerage |
| Mortgage Finance |
| **食品・飲料セクター** |
| Agricultural Products |
| Alcoholic Beverages |
| Food Retailers & Distributors |
| Meat, Poultry & Dairy |
| Non-Alcoholic Beverages |
| Processed Foods |
| Restaurants |
| **ヘルスケアセクター** |
| Drug Retailers |
| Health Care Delivery |
| Health Care Distributors |
| Managed Care |
| Medical Equipment & Supplies |

# 業種分類 (2)

| セクター |
| --- |
| **インフラセクター** |
| Electric Utilities & Power Generators |
| Engineering & Construction Services |
| Gas Utilities & Distributors |
| Home Builders |
| Real Estate |
| Real Estate Services |
| Waste Management |
| Water Utilities & Services |
| **再生可能資源・代替エネルギーセクター** |
| Biofuels |
| Forestry Management |
| Fuel Cells & Industrial Batteries |
| Pulp & Paper Products |
| Solar Technology & Project Developers |
| Wind Technology & Project Developers |
| **資源転換セクター** |
| Aerospace & Defense |
| Chemicals |
| Containers & Packaging |
| Electrical & Electronic Equipment |
| Industrial Machinery & Goods |

| セクター |
| --- |
| **サービスセクター** |
| Casinos & Gaming |
| Hotels & Lodging |
| Leisure Facilities |
| **技術・通信セクター** |
| Electronic Manufacturing Services & Original Design Manufacturing |
| Hardware |
| Internet Media & Services |
| Semiconductors |
| Software & IT Services |
| Telecommunication Services |
| **運輸セクター** |
| Air Freight & Logistics |
| Airlines |
| Auto Parts |
| Automobiles |
| Car Rental & Leasing |
| Cruise Lines |
| Marine Transportation |
| Rail Transportation |
| Road Transportation |

# 消費財セクター

# Apparrel, Accessories & Footware（衣料品、装飾品、履物）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 原材料リソース | 主要な原材料の資源地に関連する環境及び社会リスクの説明 | 議論及び分析 | n/a | CG-AA-440a.1 |
| | 第三者機関の環境基準および/または社会基準に認証されている、調達された原材料の割合、および基準別の割合 | 定量的 | 重量あたり割合（%） | CG-AA-440a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）ティア1サプライヤーの数、（2）ティア1以外のサプライヤーの数 | 定量的 | 数量 | CG-AA-000.A |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Appliance Manufacturing（家電製品製造業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 製品ライフサイクルが環境に与える影響 | 売上に占めるエネルギースタープログラムの認証製品の割合 | 定量的 | 収益あたり割合（%） | CG-AM-410a.1 |
| | 売上に占める米国家電製品協会（AHAM）が定めるサステナビリティ規格の認証製品の割合 | 定量的 | 収益あたり割合（%） | CG-AM-410a.2 |
| | 製品の廃棄段階の影響を管理するための取組の記述 | 議論及び分析 | n/a | CG-AM-410a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 年間生産量（製品種類別） | 定量的 | 数（ユニット数） | CG-AM-000.A |

## 主な意見

＜製品ライフサイクルが環境に与える影響＞

- 製品ライフスタイルが環境に与える影響を評価する際に原案にあるエネルギースターおよび米国家電製品協会（AHAM）という特定国の団体の指標を用いるのグローバルからの見地から公平性に欠けるといわざるをえない。
- エネルギースタープログラムの対象となる製品カテゴリーを製造していない企業に対しての指標も必要ではないかと思われる。
- 「売上に占める米国家電製品協会（AHAM）が定めるサステナビリティ規格の認証製品の割合」やp.54「原子力発電機（ユニット）数の合計（米国原子力規制委員会のアクションマトリックスコラムでの分類に基づく）」といった必ずしもグローバルではないと思われる基準での開示項目である。

＜活動指標＞

- 活動指標として、「年間生産量（製品種類別）」が挙げられているが、製品種別の定義が曖昧であり、また同じ種別の製品でも製品タイプによって性能差がある。それらを一括で数量として指標化し、比較に使うことは適切ではない。家電製品は脱炭素化に向けた重要アプローチである“電化”に貢献すると言えるが、その生産量が気候変動対応のコンテクストでどのように評価されるのかを明確にすべきである。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Building Products & Furnishings（建築資材）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 製造過程におけるエネルギー管理 | （1）総エネルギー消費量、（2）グリッド電力の割合、（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | CG-BF-130a.1 |
| | 製品ライフサイクルのへの影響管理、及びサステナブル製品への需要への対応についての取り組みに関する説明 | 議論及び分析 | n/a | CG-BF-410a.1 |
| 製品ライフサイクルが環境に与える影響 | （1）廃材の回収量、（2）廃材の再利用割合 | 定量的 | トン（t）<br>重量あたり割合（%） | CG-BF-410a.2 |
| 木材のサプライチェーンマネジメント | （1）木繊維原料の購入総量、（2）第三者認証森林地から購入割合、（3）基準による割合、（4）その他の木繊維基準に対する認証割合、（5）基準による割合 | 定量的 | トン（t）<br>重量あたり割合（%） | CG-BF-430a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 年間生産量（製品種類別） | 定量的 | 企業の管理単位<br>（例：ユニット数、重量、平方メートル（㎡）） | CG-BF-000.A |
| 製造設備の面積 | 定量的 | 平方メートル（㎡） | CG-BF-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# E-Commerce（インターネット販売業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| ハードウェア札日、エネルギー及び水の管理 | （1）総エネルギー消費量、（2）グリッド電力の割合、（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | CG-EC-130a.1 |
| | （1）総取水量、（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（※）が「高い」または「非常に高い」地域でのそれぞれの割合<br><br>（※）ベースライン水ストレス：利用可能な水供給量に対する総取水量の比率 | 定量的 | 千平方メートル（㎥）<br>割合（%） | CG-EC-130a.2 |
| | データセンターのニーズに対するための戦略的計画への、環境配慮の組み入れ統合に関する検討 | 議論及び分析 | n/a | CG-EC-130a.3 |
| 商品梱包・輸送 | 商品出荷における温室効果ガス (GHG) フットプリント | 定量的 | CO２排出量（t） | CG-EC-410a.1 |
| | 商品配送による環境負荷削減に向けた戦略に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | CG-EC-410a.2 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# E-Commerce（インターネット販売業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 企業が定義するユーザーアクティビティの指標 | 定量的 | 数量 | CG-EC-000.A |
| データ処理能力、外部委託の割合 | 定量的 | ※1，※2 | CG-EC-000.B |
| 出荷数 | 定量的 | 数量 | CG-EC-000.C |

※1　データ処理能力の例：
- MSU（100万サービスユニット）、MIPS（100万命令/秒）、MFLOPS（100万フロップス）、計算サイクル、その他の測定単位による
- あるいは、ラックスペースやデータセンターの平方メートル（㎡）等、他の測定単位で所有・外部委託されたデータ処理のニーズを開示する場合がある。

※2　外部委託割合は、コロケーション施設・クラウドサービス（サービスプラットフォーム、サービスインフラ等）も含まれる。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Household & Personal Products（日用品）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 水資源管理 | （1）総取水量、（2）総消費水量、ベースライン水ストレスが高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合<br><br>（※）ベースライン水ストレス：利用可能な水供給量に対する総取水量の比率 | 定量的 | 千平方メートル（㎢）<br>割合（%） | CG-HP-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明 | 議論及び分析 | n/a | CG-HP-140a.2 |
| パーム油サプライチェーンにおける環境・社会影響 | パーム油の調達量、持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）のサプライチェーンを通じて認証された(a)アイデンティティ・プリザーブド、(b)セグリゲーション、(c)マスバランスまたは(d)ブック＆クレームの割合 | 定量的 | トン（t）<br>割合（%） | CG-HP-430a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 販売された製品の単位、販売された製品の総重量 | 定量的 | 数量、トン（t） | CG-HP-000.A |
| 製造施設数 | 定量的 | 数量 | CG-HP-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Multiline and Specialty Retailers & Distributors（小売･物流業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 小売･輸送におけるエネルギー管理 | （1）総エネルギー消費量、（2）グリッド電力の割合、（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | CG-MR-130a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）小売店舗数、（2）物流拠点数 | 定量的 | 数量 | CG-MR-000.A |
| （1）小売店舗総面積、（2）物流拠点総面積 | 定量的 | 平方メートル（㎡） | CG-MR-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# 抽出物・鉱物加工セクター

# Coal Operations（石炭採掘業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | EM-CO-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-CO-110a.2 |
| 水資源管理 | （1）淡水の総取水量、（2）リサイクル割合、（3）ベースライン水ストレスが高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合<br>（※）ベースライン水ストレス：利用可能な水供給量に対する総取水量の比率 | 定量的 | 千平方メートル（㎢）<br>割合（%） | EM-CO-140a.1 |
| | 水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数 | 定量的 | 件数 | EM-CO-140a.2 |
| リザーブ評価及び資本支出 | 炭素排出量の価格を説明する将来の価格予測シナリオに対する石炭埋蔵量レベルの感度 | 定量的 | 百万トン（t） | EM-CO-420a.1 |
| | 実証済石炭埋蔵量に含まれる（発生が見込まれる）見積り二酸化炭素排出量 | 定量的 | CO 2 排出量（t） | EM-CO-420a.2 |
| | 石炭の価格・需要および/または気候規制が、資産の調査、買収、開発のための設備投資戦略にどのように影響するかに関する議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-CO-420a.3 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Coal Operations（石炭採掘業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 燃料炭の生産量 | 定量的 | 百万トン（t） | EM-CO-000.A |
| 原料炭の生産量 | 定量的 | 百万トン（t） | EM-CO-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Construction Materials（建設業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | EM-CM-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-CM-110a.2 |
| 大気質 | (1)NOX、(2)SOX、(3)PM10、(4)ダイオキシン、フラン等、(5)VOC、(6)多環芳香族、(7)重金属排出量 | 定量的 | トン（t） | EM-CM-120a.1 |
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3)代替エネルギーの割合、(4)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | EM-CM-130a.1 |
| 水管理 | (1)淡水の総取水量、(2)リサイクル率、(3)ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域にある割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | EM-CM-140a.1 |
| 廃棄物管理 | 廃棄物生成量、有害廃棄物の割合、リサイクルされた割合 | 定量的 | トン(t)、割合（%） | EM-CM-150a.1 |
| 製品のイノベーション | 持続可能なデザイン、建設の認証の対象となる製品の割合 | 定量的 | 売上に占める割合（%） | EM-CM-410a.1 |
| | エネルギー消費、水及び/または素材への影響を削減する製品の対象となる市場及び割合 | 定量的 | 通貨単位、割合（%） | EM-CM-410a.2 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Construction Materials（建設業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 主要製品毎の生産量（収入に応じた分類とし、少額の場合は合算してよい） | 定量的 | トン（t） | EM-CM-000.A |

## 主な意見【1/2】

＜温室効果ガスの排出＞

- GHGプロトコルが最上位にきている。国際的に使用するのであればISOが上位ではないのか。国内の法（算定・報告・公表制度）も記載すべき。
- 方法論が限定されている。国内においても対応可能なように記載すべき。（付属書p50 2.3）

＜大気質＞

- JISや国内試験方法が記載されておらず、海外の試験方法はトレースが困難。国内の試験方法を追記すべき。
- セメント産業は、VOCsやPAHsの法定測定義務はない。また重金属については、ある処理の認定を受けた工場のみである。従ってこの部分は、shallではなくmayに修正すべき。

＜水管理＞

- 水管理について、（水リスクが相対的に低い）日本で操業している企業に関するこれらの情報は投資家にとって有益か？開示情報に「必須」「推奨」といったランク付けをすべきではないか。
- 「再開発用地」「水ストレス地域」「１００年以内の洪水地域」における区画数や引渡し数を開示することが求められている。しかしそれぞれの定義をどのように捉えるのか、日本の法令のどれに準拠するのかを決める必要があると思われるが、それが国際的に通用するのかという懸念がある。
- 日本のセメント産業では、扱いがないことから、国や地域、産業等によって適用とすべき。

＜エネルギー管理＞

- バイオマスが第三者に認定されたものだけと限定されている。これは外すことが妥当（付属書p55 4.4.2）

＜廃棄物管理＞

- EPAやEUで定義された廃棄物となっている。国内の定義も入れるべき。（付属書p57 2.1）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Construction Materials（建設業）

## 主な意見【1/2】

＜製品のイノベーション＞

- 認定機関が国内にないことから実施は不可と思われる。（付属書p59）
- 「持続可能なデザイン、建設の認証の対象となる製品の割合」では対象としてLEEDやBREEAM などの認証が示されている。日本版ではCASBEE が認められるようになるかもしれないが、いずれにせよ評価には相当な労力がかかるため、実際には上位ランク相当の設計になっていても認証を受けないケースも多々ある。（自治体によっては一定規模以上のCASBEE 評価を義務化しているが、小規模の場合は免除）。日本の実態に配慮したルールを検討いただきたい。ちなみにこの様な認証制度はレベルに応じたランク付けがなされているが、認証されていればランクは問わず集計対象となるという考えということか。
- 「HERS®インデックス・スコアの認証」「WaterSense®の仕様」などは日本版では別の制度に置き換えて運用される必要があると思いますが、懸念される点もあると考える。例えば、「グリーンビルディング規格の第三者認証」はCASBEE やBELS が思い浮かぶが、これらの制度で認証まで取得しようとするとコストがかかるため、実際には上位の認証取得可能な住宅であっても認証まで取得しないケースがほとんど。米国では建売が基本であるため、事業者側がコスト負担するが、日本の場合ほとんどが請負のため、通常コスト負担はオーナーとなる。認証は販売時に第三者へ性能を知らせるために取得することが主な目的のため、設計者と十分な打ち合わせの後に建設する請負住宅においては余り意味がない。（転売時に役立つという意見もあるが、今の日本の実態としてそこまで考えて認証取得する方はほとんどいない）。日本において認証取得数は実態を把握する指標としては適していないと考えられる。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Iron & Steel Producers（鉄鋼業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | EM-IS-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-IS-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | EM-IS-130a.1 |
| | (1)総燃料消費量、(2)石炭の割合、(3)天然ガスの割合、(4)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | EM-IS-130a.2 |
| 水管理 | (1)淡水の総取水量、(2)リサイクル率、(3)ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域にある割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | EM-IS-140a.1 |
| サプライチェーン管理 | 環境・社会問題に起因する鉄鉱石や原料炭の調達リスクを管理するためのプロセスについての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-IS-430a.1 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Iron & Steel Producers（鉄鋼業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| プロセス別粗鋼生産量、割合：(1)基礎的酸素炉プロセス、(2)電気アーク炉プロセス | 定量的 | トン（t）<br>CO２排出量割合（%） | EM-IS-000.A |
| 鉄鉱石生産量（内部消費用、外販用含む） | 定量的 | トン（t） | EM-IS-000.B |
| 原料炭生産量（内部消費用、外販用含む） | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | EM-IS-000.C |

## 主な意見【1/2】

＜全般＞

- 業種別指標は補足資料（Supplement）として提供されているが、これらの業種別指標はガイダンスを目的とした例示（これらの業種でマテリアリティが高いと考えられる指標を考えるときに参考にしてもよい例）であり、カーボンニュートラルへの貢献度を必ずしも正確に表さない項目については削除すべきである。少なくとも強制開示とすべきではないことが明確にされるべきである。

（参考）本プロトタイプと同様にグリーンな活動指標（タクソノミー）を業種別に定めた現在開発進行中のISO14030-3では、業種の地域性や特性を勘案して具体的な閾値等を画一的に適用させることはせず、あくまでも例示として扱っている。

＜エネルギー管理＞

- エネルギー構成は国ごとの政策によって異なり、政府が決めるエネルギーミックスの目標に準拠しているかが重要であり、国際的な比較で優劣をつけるものではない。恣意的に特定のエネルギーや技術を抜き出してその比率を明示化することは適切ではなく、開示事項から削除すべき、または任意開示事項とすべき。（再エネと言っても「社会全体として再エネが増えない（＝追加性がない）」場合もあり、社会全体としての温暖化ガス排出量削減には必ずしもつながるわけではないことから、再エネ比率だけを取り上げるのは意味がない）廃熱や副生ガスの有効活用によりエネルギー効率を高めることもできることから「廃熱回収や副生ガスによる自家発電の拡充の量/の割合（kWh、%）」といった指標も評価する事が望ましい。（EM-IS-130a.1、EM-IS-130a.2）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Iron & Steel Producers（鉄鋼業）

## 主な意見【2/2】

＜活動指標＞

- EM-IS-000.Aではプロセス別粗鋼生産量、割合の開示を求めている。プロセス別の数量生産量・割合を開示することが、カーボンニュートラルへの貢献度を必ずしも正確に表さないことから、削除すべき。少なくとも強制開示とはすべきでない。（EM-IS-000.A）
- EM-IS-000.B及びCでは鉄鉱石生産量及び原料炭生産量の開示を求めている。鉄鋼業では自社で鉱山を保有している企業、保有していない企業がある。後者にとっては当パラグラフで開示が求められている項目について重要性が乏しいことが考えられるため、カーボンニュートラルへの貢献度を必ずしも正確に表さないことから、削除すべき。少なくともマテリアリティが適用されるよう明記すべきと考える。（EM-IS-000.B、EM-IS-000.C）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Metals & Mining（鉱業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | EM-MM-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-MM-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | EM-MM-130a.1 |
| 水管理 | (1)淡水の総取水量、（2）淡水の総消費水量、ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域にある割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | EM-MM-140a.1 |
| | 水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数 | 定量的 | 数量 | EM-MM-140a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）金属鉱石の生産量、（2）最終的な鉄製品の生産量 | 定量的 | 販売可能トン（t） | EM-MM-000.A |
| 総従業員数、契約社員割合 | 定量的 | 人数、割合（%） | EM-MM-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Metals & Mining（鉱業）

## 主な意見

＜温室効果ガス排出＞

- Scope1の計算はGHGプロトコル、他のガイダンスに従うとあるが、他のガイダンスの中に国内温対法は参照されていない。温対法とGHGプロトコルの計算方法は幾分異なるので、GHG総排出量のまとめ結果に差異が生じる。SBTやRE100のGHG算定基準はGHGプロトコルであり、GHGプロトコルがグローバルルールである実情を勘案し、気候関連データの一貫性を図るべく、温対法の計算方法をGHGプロトコル基準としてはどうか。（付属書p72　EM-MM-110a.1.2.2項）
- Scope 1 の割合（%）は、" The percentage shall be calculated as the total amount of gross global Scope 1 GHG emissions (CO 2 e) that are covered under emissions limiting regulations divided by the total amount of gross global Scope 1 GHG emissions (CO 2 e)."とある。emissions limiting regulations"とは「カーボンプライシング、すなわち、炭素税や排出権取引制度の規制」と解釈するが、国内には未だこのような規制はないので、国内の割合はゼロと理解してよいか。（付属書p73　EM-MM-110a.1.3.2項）

＜エネルギー管理＞

- エネルギー量を熱量換算するときに使う熱量係数は、IPCC、DOE、EIAの数値を使うとあるが、省エネ法、温対法で使っている数値、算出方法は、これらの値と一致しているか。上述と同様、エネルギー量の計算方法もグローバルルールに準拠することを考えられないか。（付属書p75、EM-MM-130a.1.1項）
- 再生可能エネルギー利用率の計算において、"For any renewable electricity generated on-site, any RECs and GOs must be (i.e., not sold) and retired or cancelled on behalf of the entity in order for the entity to claim them as renewable energy."とある。この場合、再エネの自家発自家消費においても、再エネ証明書（ RECs and GOs）が必要であることを意味しているのか。そうであれば、再エネの自家発自家消費の証明を行うような制度はあるのか。（付属書p76、EM-MM-130a.1.3.3項）
- 再生可能エネルギーとして、水力に関しては、"the Low Impact Hydropower Institute or that are eligible for a state Renewable Portfolio Standard;"の認定を受けたもの、バイオマスに関しては" third-party standard (e.g., Forest Stewardship Council, Sustainable Forest Initiative, Program for the Endorsement of Forest Certification, or American Tree Farm System), materials considered eligible sources of supply according to the Green-e Framework for Renewable Energy Certification, Version 1.0 (2017) or Green-e regional standards, and/or materials that are eligible for an applicable state renewable portfolio standard."の認定を受けたものに制限するとある。国内の電力会社の再エネ電力メニューを利用する場合、これらの基準に適合していると言えるか。（付属書p76、EM-MM-130a.1.3.4項）

（資料）IFRS TRWG "Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements" から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Exploration & Production（石油･ガス（採掘･製造））

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | EM-EP-110a.1 |
| | 以下より発生する世界全体のScope 1 排出量<br>(1) フレア炭化水素, (2) その他燃焼, (3) プロセスエミッション,<br>(4) その他のベント排出物、(5) 炭酸ガス排出量 | 定量的 | CO 2 排出量（t） | EM-EP-110a.2 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-EP-110a.3 |
| 水管理 | (1)淡水の総取水量、（2）淡水の総消費水量、ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域にある割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | EM-EP-140a.1 |
| | 水製造量及び逆流水割合<br>（1）排出割合、（2）注入割合、（3）再利用割合<br>排水に含まれる炭化水素含有量 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%）<br>トン（t） | EM-EP-140a.2 |
| | 使用されたすべてのフラクチャリング流体化学物質（※）が公開されている水圧破砕された壁の割合<br><br>(※）フラクチャリング流体化学物質：<br>水圧破砕法（後述）により高圧の水を注入してシェールガス等を採取する際、特殊な砂粒や、酸･防腐剤･ゲル化剤･摩擦低減剤などの化学物質を添加した水が利用されている。 | 定量的 | 割合（%） | EM-EP-140a.3 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Exploration & Production （石油･ガス（採掘･製造））

**気候関連の開示項目と会計指標（続き）**

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 水管理（続き） | ベースラインと比較して地表水/地下水の水質が悪化した水圧破砕法（※）拠点の割合<br>（※）水圧破砕法：<br>高温岩体地熱発電や、シェールガス･タイトオイルの採取に用いられている、地下の岩体に超高圧の水を注入して亀裂を生じさせる手法。 | 定量的 | 割合（%） | EM-EP-140a.4 |
| リザーブ評価及び資本支出 | 炭素排出量の価格を説明する将来の価格予測シナリオに対する石炭埋蔵量レベルの感度 | 定量的 | 百万トン（t） | EM-EP-420a.1 |
| | 実証済石炭埋蔵量に含まれる（発生が見込まれる）見積り二酸化炭素排出量 | 定量的 | CO２排出量（t） | EM-EP-420a.2 |
| | 再利用エネルギーへの投資額、再利用エネルギー販売による収入 | 定量的 | 額（報告通貨） | EM-EP-420a.3 |
| | 炭化水素の価格･需要および/または気候規制が、資産の調査、買収、開発のための設備投資戦略にどのように影響するかに関する議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-EP-420a.4 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Exploration & Production （石油･ガス（採掘･製造））

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）石油生産量（2）天然ガス生産量、（3）合成油生産量、（4）合成ガス生産量 | 定量的 | 千バレル/日(Mbbl/day)<br>百万立方フィート/日（MMscf/day) | EM-EP-000.A |
| 海上拠点数 | 定量的 | 数量 | EM-EP-000.B |
| 陸上拠点数 | 定量的 | 数量 | EM-EP-000.C |

**主な意見**

＜温室効果ガス排出＞

- 以下より発生する世界全体のScope 1 排出量

(1) フレア炭化水素, (2) その他燃焼, (3) プロセスエミッション,(4) その他のベント排出物、(5) 炭酸ガス排出量

上記内容やメタンエミションについては、現在自主的に削減する取組が世界的に行われている段階であり、その内容も検討途上であり確立されていない。そのため開示項目を定め開示を義務化するには適しておらず、本項目を削除すべきである。（付属書　p79）

＜活動指標＞

- 合成石油、合成ガスの生産量などは、まだその製造方法やMRV（Measurement, Reporting and Verification）などについて統一された基準や考え方が確立されておらず、正確な比較ができないおそれがある。よって指標から除くべきである。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Midstream （石油･ガス（中間輸送））

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | グローバルなスコープ1の総排出量、メタンの割合、排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO２排出量割合（%） | EM-MD-110a.1 |
| | Scope１排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-MD-110a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）天然ガス、（2）粗製油、（3）石油精製製品の輸送量（手法毎） | 定量的 | トン（t）<br>キロメートル（km） | EM-MD-000.A |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Refining & Marketing （石油･ガス（精製･販売業））

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | EM-RM-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-RM-110a.2 |
| 水管理 | (1)淡水の総取水量、（2）淡水の総消費水量、ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域にある割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | EM-RM-140a.1 |
| 製品諸元及びクリーン燃料の混合 | (1)再生可能燃料の生産、(2)分離されたバイオ燃料クレジット（RIN）の購入量に基づき達成した再生可能燃料義務量（RVO）比率 | 定量的 | 割合（%） | EM-RM-410a.1 |
| | 先進的バイオ燃料及び関連インフラの市場及び市場シェア | 定量的 | 通貨単位、割合（%） | EM-RM-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 原油及びその他原料の精製量（生成システムにおいてプロセスされた原油及びその他原料） | 定量的 | 石油換算バレル（BOE） | EM-RM-000.A |
| 精製施設容量 | 定量的 | 日産100万バレル（MBPD） | EM-RM-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Refining & Marketing （石油･ガス（精製･販売業））

## 主な意見

＜全般＞

- 基本的に「Oil & Gas – Refining & Marketing」にカテコライズされると考えられるが、「Oil & Gas – Services」、「Oil & Gas –Midstream」、「Oil & Gas – Exploration & Production」にも関連がある場合、またグループとして事業を行っているケースもあり、それら全てを網羅的に開示すべきということになると企業側に相応の負荷がかかり、対応が困難であることも想定される。
- 油精製事業が主体であるものの、化学事業を製油所で石油精製事業と一体管理している場合、業種CHEMICALS で提示される開示項目については、区別できるもののみの開示としていただきたい。

＜製品諸元及びクリーン燃料の混合＞

- 「先進的バイオ燃料及び関連インフラの市場および市場シェア」は定義を明確化する必要がある。現在は米国制度が前提の書きぶりになっており、各国制度に対応した内容にしていただきたい。（１）の「再生可能燃料の生産」は、「再生可能燃料の生産・調達・使用」としていただきたい。（補足説明：「調達」は日本の石油会社はバイオ燃料を海外から調達していることから、「使用」は省エネ法改正において、自家消費再エネや水素等の非化石エネルギー導入拡大の方向性が打ち出されており、今後製油所等での再生可能燃料使用が見込まれることから、追加している）（２）の内容は米国制度の内容であり削除いただきたい。もしくは各国の制度に対応する内容にしていただきたい。（付属書p100、108～109）
- 「先進的バイオ燃料及び関連インフラの市場および市場シェア」の定量的な情報が求められているが、自社の数量は把握できても基準となる市場の数量を把握できるのか懸念がある。現時点で市場自体が未成熟で、市場規模やシェア算定が困難であることに留意していただきたい。（付属書p100、108～109）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Oil & Gas – Services（石油･ガス（サービス））

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 排出量削減サービス及び燃料管理<br>水管理 | 総燃料消費量、再生可能エネルギーの割合、（1）稼働中の設備車両・（2）休眠中の設備の割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | EM-SV-110a.1 |
| | 大気排出に関連するリスク・機会・影響を解決するための戦略/計画に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-SV-110a.2 |
| | ノンロードディーゼルエンジン規制のTier4に適合するエンジンの割合 | 定量的 | 割合（%） | EM-SV-110a.3 |
| 水管理サービス | （1）業務運営で取り扱っている総淡水量<br>（2）再利用割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | EM-SV-140a.1 |
| | 水消費・排水に関連するリスク・機会・影響を解決するための戦略/計画に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | EM-SV-140a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 稼働している採掘拠点 | 定量的 | 数量 | EM-SV-000.A |
| 稼働している破砕拠点 | 定量的 | 数量 | EM-SV-000.B |
| 採掘実施距離（深さ） | 定量的 | メートル | EM-SV-000.C |
| 総従業員の労働時間 | 定量的 | 時間 | EM-SV-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# 金融セクター

## セクター全体に対する意見

- TCFD提言では金融セクターのGHG排出量に関して、①銀行業は貸付及びその他の金融仲介事業活動のGHG排出量、②保険業は商業用不動産と専門的保険に関連する加重平均炭素強度又はGHG排出量、③アセット・オーナーは所有する資産のGHG排出量、④アセット・マネージャーは運用資産のGHG排出量の開示が求められている。これらに言及する必要はないのか。
- IFRSサステナビリティ開示基準については、別途、金融当局主導のフレームワークも導入されていくものと考えられる。我が国金融機関の気候変動リスクへの取り組みが円滑に進められるとともに、開示情報を評価する投資家等が容易に比較できるように、可能な限り、各基準を整合的・統一的なものとする方向での検討をお願いしたい。
- 活動指標について、気候変動との関係性や当該指標の位置づけについてお示し頂きたい。
- 会計指標の中に「ESG要素」という文言があるが、当該文言の定義について明確に定めることをお願いしたい。
- 業種別の指標開示項目にかかる業種区分の定義を明確に定めることをお願いしたい。

# Asset Management & Custody Activities（資産管理・カストディー業務）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 投資管理、助言業務へのESG要素の取り込み | 資産クラスごとの、(1) ESGインテグレーション、(2)サステナビリティをテーマにした投資、(3)スクリーニングを行う管理資産 | 定量的 | 通貨単位 | FN-AC-410a.1 |
| | 投資及び/またはウェルスマネジメントのプロセスと戦略におけるESG要素を取り込むアプローチに関する説明。 | 議論及び分析 | n/a | FN-AC-410a.2 |
| | 投資先に対する議決権行使とエンゲージメントに関する方針と手続きに関する説明 | 議論及び分析 | n/a | FN-AC-410a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 管理資産における(1)登録資産 及び(2)未登録資産の残高 | 定量的 | 通貨単位 | FN-AC-000.A |
| カストディー・監督する資産の残高 | 定量的 | 通貨単位 | FN-AC-000.B |

## 主な意見

＜投資管理、助言業務へのESG要素の取り込み＞

- Amount of assets under management, by asset class, that employ (1) integration of environmental, social, and governance (ESG) issues, (2) sustainability themed investing, and (3) screeningについて、定量開示とされているが、必ずしも金額ベースにする必要はないのではないか。また、すべての項目の開示を必須とする必要はないのではないか。なお、定量開示するにしろ、第三者認証を必須とするなどは対応負荷が過大になることから、柔軟な運営が必要。（付属書p125）
- Asset Management & Custody Activities（資産管理・カストディー業務）：「資産クラスごとの、(1) ESGインテグレーション、(2)サステナビリティをテーマにした投資、(3)スクリーニングを行う管理資産」という開示項目/会計指標について、気候変動に関連したプロトタイプにも関わらずなぜESGであるのか。
- 運用会社ごとにESGインテグレーションやスクリーニングの基準は様々である。ある程度基準を決めないと定量的な開示は困難ではないか。機関投資家がESGを一切考慮せずに運用しているとも思えず、全てESGインテグレーションで運用している、という主張もあり得る中、この数値が会計指標となり得るのか疑問である。（例えばGPIFは日本国債を含む全ての運用をESG投資と主張しているが、日本サステナブル投資フォーラムは日本のESG投資残高の集計においてGPIFの日本国債の運用分は除外している。）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Commercial Banks（商業銀行）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 与信分析へのESG要素の取り込み | 業種別の信用リスク | 定量的 | 通貨単位 | FN-CB-410a.1 |
| | 与信分析におけるESG要素を取り込むアプローチに関する説明。 | 議論及び分析 | n/a | FN-CB-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 部門（a:個人口座、b:中小企業口座）ごとの、当座預金及び普通・定期預金の(1)口座数 及び(2)総残高 | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-CB-000.A |
| 部門（a:個人口座、b:中小企業口座、c:企業）ごとの、貸出金の(1)件数 及び(2)総額（不動産ローンやリボルビングローンは除く） | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-CB-000.B |

## 主な意見

＜全般＞

- Commercial Banks（商業銀行）について、TCFD提言では総資産に占める炭素関連資産額及びその割合に加えて、気候関連の機会に関連する投融資等の金額についても開示することが望ましいとされているが、こちらでは与信分析のみが対象となっている
- この点を踏襲した指標の開示は必要ないか（Insurance（保険業）では、TCFDと同様に環境リスクへのエクスポージャーの開示が求められている。）。上記の全体の３点目で記載した、事業内容が複数に跨る企業の考え方と併せて、整理が必要と考えられる。

＜与信分析へのESG要素の取り込み＞

- 「信用リスク」の定義や定量化における前提等を明確に定めることをお願いしたい。
- Commercial and industrial credit exposure, by industryについて、定量評価の開示を必須とするのは時期尚早ではないか。定性評価もありうるのではないか。（付属書p125）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Insurance（保険業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 投資管理へのESG要素の取り込み | 業種と資産クラスごとの総投資資産 | 定量的 | 通貨単位 | FN-IN-410a.1 |
| | 投資管理のプロセスと戦略におけるESG要素を取り込むアプローチに関する説明。 | 議論及び分析 | n/a | FN-IN-410a.2 |
| 責任ある行動にインセンティブを付与するための政策 | エネルギー効率化技術及び低炭素技術に関連する正味収入保険料 | 定量的 | 通貨単位 | FN-IN-410b.1 |
| | 健康面、安全面、環境面で責任ある活動や行動にインセンティブを付与する製品または製品の特長に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | FN-IN-410b.2 |
| 環境リスクへのエクスポージャー | 気候関連の自然災害に起因する付保対象製品の予想最大損失率（probable maximum loss: PML）（PMLの計算における気候関連シナリオに関する議論を含む） | 定量的 | 通貨単位 | FN-IN-450a.1 |
| | (1)モデル化された大規模自然災害、(2)モデル化されていない自然大規模災害に対する保険料支払いに起因する、事象、地理的区分別の金銭的損失の総額（再保険の正味及び総額）<br>（気候変動に起因する影響と気象関連損失の多様性が、再保険コスト及び再保険を通じたリスク移転のアプローチに与える影響を議論すべき） | 定量的 | 通貨単位 | FN-IN-450a.2 |
| | (1)個別契約の引受プロセス及び(2)企業レベルのリスクと自己資本率の管理における環境リスクの取り込みのアプローチ | 議論及び分析 | n/a | FN-IN-450a.3 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Insurance（保険業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| (1)損害保険、(2)生命保険、(3)引受再保険における引受保険の数（製品ラインごとの分類も可能） | 定量的 | 数 | FN-IN-000.A |

## 主な意見【1/3】

＜全般＞

- 本業種別指標は、SASB基準をほぼそのまま採用していることから、以下の観点でフォーカス・整理することで、各社の負荷軽減、読者フレンドリーな内容につながると思料。開示基準での見直しが困難であれば、国内向けの別途打出し・整理が必要。
- 「投資管理へのESG要素の取り込み」、「責任ある行動にインセンティブを付与するための政策」は、必ずしも気候変動にフォーカスされている状況ではなく、広範に“ESG”が対象となっていることから、より気候変動関連にフォーカスすること。
- エネルギー効率化技術及び低炭素技術に関連する正味収入保険料、PMLなど、損害保険業界に依っている項目も存在していると考えていることから、生命保険業界向けの指標を明示すること。もしくは、現行の指標に、「特に損保向け」などを明示すること。
- 業種と資産クラスごとの総投資資産をはじめとして、中核会社など、対応可能な会社からのスタートをできれば、各社も進めやすいと思料。
- 業種別指標のプロトタイプでは、SASBの保険セクター用の基準がそのまま採用されているが、参照されている分類体系や法規制等が米国のもののままとなっており、米国以外の国や地域での適用は難しいかと考えられる。
- 国際会計基準では、業種や商品を仔細に規定する米国会計基準と異なり、包括的・概念的な建付けとなっているため、国際サステナビリティ開示基準についてもグローバルな統一基準を指向するのであれば、同様にあらゆる規制・商慣行のもとで使用できる原則主義のものとすべきと考える。
- ISSBのサステナビリティ基準はグローバルなベースラインを提供するものであるとの考えに賛同するが、プロトタイプにおいては開示を義務付ける項目が詳細かつ非常に多く、グローバルベースラインの趣旨に合致していないと考える。
- 特に業種別指標において、細かく規範的な記載が多く見受けられる。使用が任意であったSASBと異なり、開示を基本とするISSBにおいては、企業の開示負担・実現可能性も考慮に入れた基準設定が必要と考える。本基準を導入してから当面の間は、開示必須とせず、企業の努力義務とする等の移行期間を設けることを是非ともご検討いただきたい。
- 『業種別指標』の『保険会社』の次の3点は、本基準採用にあたって影響が非常に大きい内容であるため、優先的にご検討頂きたい。①PML（最大損失予想額）のグロスとネットの両方、複数の開示および支払保険金額の開示について保険会社は、健全性や収支安定性、効率性を維持する一環として再保険を調達している。グロスとネットの差は再保険調達を示し、同時に、かつ複数を開示することは保険会社の再保険調達状況を示すこととなる。継続的かつ健全な再保険調達に支障を及ぼす可能性が高い。例えば、再保険料および保険料の高額化や、短期利益を求める投資家から再保険額の減額を求められる等が考えられる。支払保険金額の開示も同様に健全性等に負の影響を及ぼすことが考えられる。②保険料収入の金額ベースの開示について気候関連情報開示の国際的な枠組みであるTCFD提言同様に、比較可能性に長じる比率ベースの開示を可とし、比較可能性を高めることが必要と考える。金額開示の場合、その規模により顧客が特定の会社に集中する場合も想定され、安定した保険キャパシティの提供に負の影響を与える可能性がある。③北米基準の適用についてSASB基準を転記しているなど、全体を通じ、北米基準を適用する案となっている。グローバルでの活用には、国際基準を主とすることが必須と考える。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Insurance（保険業）

## 主な意見【2/3】

＜Industry　Descriptionの注釈＞

- Health Insuranceを提供している場合は、マネージドケアを参照するよう記載されているが、米国の医療制度を前提とした注釈であると思われる。国際的な基準として策定する場合には、当該注釈を削除するとともに、マネージドケア基準部分で、その定義を明確にすることが必要。（付属書p129）

＜投資管理へのESG要素の取り込み＞

- 「Total invested assets, by industry and asset class」について、定量開示とされているが、必ずしも金額ベースにする必要はないのではないか。また、すべての項目の開示を必須とする必要はないのではないか。なお、定量開示するにしろ、第三者認証を必須とするなどは対応負荷が過大になることから、柔軟な運営が必要。（付属書p129）
- 時間軸/短期・中期・長期（FN-IN-410a.1の1）、対象とする資産の種類（FN-IN-410a.1の1.1）、業種（FN-IN-410a.1の2.2）、投資適格の基準（FN-IN-410a.1の3）、ESG投資の質（FN-IN-410a.2の5.1.3）、将来のESG要因のリスク・プロファイルを計算するシナリオやモデル（FN-IN-410a.2の6）等の定義を示されるべきと考える。（付属書p131～133）
- 米国会計付表Schedule(1.1)や北米産業分類システムNAICS(2.1)の参照／使用が求められているため、他法域での適用についての記載が必要。（FN-IN-410a.1）
- 気候変動を越えてESG投資にまで範囲を広げたものである上、手法・体制に関する開示が求められている。開示企業の実情（人的リソース・データ有無等）に合わせて、企業側に一定の柔軟性を持たせることが必要であり、開示要件（shall）とするのではなく、推奨項目もしくは例示へ変更することが望ましい。（FN-IN-410a.2）（付属書p131）
- 10 largest industriesのindustriesの区分を明確にする必要がある（SASBの区分けに従うのか、その他の区分けとするのか）。(付属書p131（2.2）)
- ESGファクターのincorporationについてGSIAの定義に沿うことが求められているが、具体的に何を指しているのか不明。開示要件化するにあたっては、レベル・分類の粒度は、開示企業側の負担や実現可能性を考慮した上で定義づけすべき。（付属書p132（1.2））
- ESG factors/issuesとしてPRIが参照されているが、リンク切れとなっており、factorsの例を参照することができない。（付属書p132（1.2））
- 「regulatory requirements」の範囲を明確にする必要がある（ハードローのみか、それともソフトローも含むのか）。（付属書p132（2））
- シナリオ分析／モデルに関する開示は、現時点では「任意開示」とすることが望ましい。特に、人権リスクがポートフォリオに与える（定量的）影響は、現時点では分析が難しいことを踏まえるべき。ESGファクターの中に、気候変動や自然資本と並列して、cybersecurity risksを含めることに違和感。削除することを求める。（付属書p133（6.1））
- Federal Reserve policyは、金融政策ポリシー等に変更することが必要。（付属書p133（9.3））

＜責任ある行動にインセンティブを付与するための政策＞

- 「Net premiums written related to energy efficiency and low carbon technology」について、Insuranceと言ったときに損害保険と生命保険ではビジネスも影響度も違うため、そのことは明示的に整理すべき。（付属書p129）
- TCFD提言同様に、比較可能性に長じる比率ベースの開示を可とし、比較可能性を高めることが必要と考える。（FN-IN-410b.1、FN-IN-410b.2）（付属書p134、135）
- 「エネルギー効率化技術及び低炭素技術」は、国際的に合意された定義がなく、エネルギー事情によって国ごとに位置づけが変わるため、国際的に比較可能な形で定量的に示すことは難しい。定量的に示すことよりも、保険会社が事業展開する各国における「エネルギー効率化技術及び低炭素技術」の普及・推進に関する考え方を示す方が望ましい。（FN-IN-410b.1全般）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Insurance（保険業）

## 主な意見【3/3】

＜環境リスクへのエクスポージャー＞

- 「Environmental Risk Exposure」について、Insuranceと言ったときに損害保険と生命保険では、環境リスクの影響度は明らかに違うため、そのことは明示的に整理すべき。（付属書p130）
- 大規模自然災害リスク等に関しては、生損保・再保険の業界毎の棲み分けや、業態・商品の特性を考慮し、それぞれの業界や地域ごとの特性等も考慮した計測を行うべき。（付属書p130）
- 一般的に、生命保険においては、損保や再保険と比較し、大規模自然災害リスクは低位であり、そのリスクについて、保険として一律の基準やルールが適用されることがないよう留意すべき。（付属書p130）
- PML（最大損失予想額）および支払保険金の開示は健全な保険提供、再保険調達に負の影響を及ぼすため、開示は適さないと考える。（FN-IN-450a.1、FN-IN-450a.2）（付属書p136）
- PMLの詳細な開示を義務化することは、企業の開示負担や実現可能性、競争戦略への影響を踏まえると避けるべきであると思料し、開示を求める場合でも気候変動に影響の大きいペリルについて、再保険控除後のネットベース（4項の記載）にとどめることが妥当と考える。なお、地理的区分はU.S. Federal Security Act等のRegulation S-K item 101(d)に従うとされているが、各社の地理的な経営管理単位とすることも許容すべき（3.1）。※なお、item 101(d)は欠番（reserved）ではないかと思われる。別の法令を指しているのか。（FN-IN-450a.1全般）（付属書p136）
- 津波は気候変動によるものではないため、対象として不適切と考える。（FN-IN-450a.1、Table 3・4）（付属書p137）
- 日本の場合は、PMLの計算対象は、計測期間を1年としているが、将来の気候変動要素は考慮をしていない。したがって、FN-IN-450a.1が将来時点を対象としたPMLの算出である場合、対応はできない。（FN-IN-450a.1）（付属書p137）
- 気候変動影響（特にNote to FN-IN-450a.1、Note to FN-IN-450a.2、FN-IN-450a.3の記載）を踏まえた評価は、TCFD提言を踏まえて各社が取り組んでいるところであり、現時点においてはTCFD提言に沿った「任意開示」とすることが重要と思料する。（FN-IN-450a.1、FN-IN-450a.2、FN-IN-450a.3全般）（付属書p136～140）
- 上記「FN-IN-450a.1」と同様に、過去の自然災害による損害額実績の詳細な開示を義務化することは、企業の開示負担や実現可能性、競争戦略への影響を踏まえると避けるべきであると思料し、開示を求める場合でも気候変動の影響が大きいペリルによる損害の年間合計の再保険控除後のネットベース（6項の記載）にとどめることが妥当と考える。（FN-IN-450a.2全般）（付属書p137）
- 米国基準が参照されているが、米国外からは当該基準へのアクセス、理解が不十分となることが想定されるため、国際的な基準を別途作成することが必要と考える。（FN-IN-450a.1、FN-IN-450a.2全般）（付属書p136～137）
- FN-IN-450a.2と統合するほうが混乱を招かない。（FN-IN-450a.3）（付属書p139）
- 自然災害の定量的なインパクトや予想最大損失率の定義・計測方法等を明確に定めることをお願いしたい。（付属書p130）

＜活動指標＞

- 現状は保険契約数ベースになっているが、保険契約件数・保有契約高・お客さまなど、事業者が選択できる仕立てとしていただけると、各社内においても推進しやすいと思料。一方で、気候変動にフォーカスしている気候関連開示プロトタイプの中で、上記指標の開示を求めることは違和感あり（これもSASB基準をそのまま採用している弊害）。（付属書p130）
- Health Insuranceを提供している場合は、マネージドケアを参照するよう記載されているが、米国の医療制度を前提とした注釈であると思われる。国際的な基準として策定する場合には、当該注釈を削除するとともに、マネージドケア基準部分で、その定義を明確にすることが必要。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Investment Banking & Brokerage （投資銀行･仲介業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 投資銀行・仲介業務へのESG要素の取り込み | ESG 要素が組み込まれた<br>(1)引受業務<br>(2)アドバイザリー<br>(3)証券化取引<br>からの総収入 | 定量的 | 通貨単位 | FN-IB-410a.1 |
| | ESG 要素が組み込まれた投融資の<br>(1)件数<br>(2)投資価値及び負債 | 定量的 | 通貨単位 | FN-IB-410a.2 |
| | 信用分析／投資銀行･証券業務における環境･社会･ガバナンス(ESG)要因の組み込み方法に関する説明 | 議論及び分析 | n/a | FN-IB-410a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| (a)引受業務、(b)アドバイザリー、(c)証券化取引の(1)件数、(2)金額 | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-IB-000.A |
| 業種毎の投資･債務保有の(1)件数、(2)金額 | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-IB-000.B |
| (a)固定収入、(b)資本、（c）通貨、（d）デリバティブ、（E)コモディティ商品の市場取引実績の(1)件数、(2)金額 | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-IB-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Investment Banking & Brokerage （投資銀行・仲介業）

## 主な意見【1/2】

＜投資銀行・仲介業務へのESG要素の取り込み＞

- Investment Banking & Brokerage （投資銀行・仲介業）も同様で、「ESG 要素が組み込まれた(1)引受業務(2)アドバイザリー(3)証券化取引からの総収入」と「ESG 要素が組み込まれた投融資の(1)件数(2)投資価値及び負債」について、①気候変動に関連したプロトタイプにも関わらずESGでよいのか。
- 投融資や引受のポリシーを定めている投資銀行・仲介業においてはその引受、投融資の全てがESGを考慮しているとも考えられ、活動指標と同じになるのではないか（ESG要素の会計指標となり得るのか疑問）。
- 「“may include screening” adds to this complexity, with a suggestion that a bank that screens all transactions could be representing its business as 100% ESG.」(参考和訳：“may include screening”という表現は、複雑性を増すと考える。評価対象企業の全ての取引を精査し、100%とESGであるビジネスであると確認するプロセスのように読める。）（FN-IB-410a. 1 ; 1 . 1 、付属書p143 ）
- 証券化商品に関連し、アンダーライング資産となる上場・非上場有価証券で証券コードやISINコード等が付されているものについては、個社判断ではなく業界共通で、ESG関係有価証券かどうか統一したフラグを立てて欲しい（一例としてグリーンボンド等）。（FN-IB-410a. 1 ; 2 . 3 、付属書p143）
- 証券化商品に関連し、本開示の趣旨に照らして、重要性のあるものを選択して集計・開示する方針を許容して欲しい。プライマリー組成を対象とし、セカンダリ取引は除くことでよいか明確化して欲しい。（FN-IB-410a. 1 ; 2 . 3 、付属書p143）
- 定量指標を業種毎にブレイクダウンして示せとあるが、NAICSの３桁ベースにまでブレイクダウンするのはかなりの労力が必要。各企業内の実情に合わせてマネジメントビューでの産業別開示を許容するか、NAICSないし共通コードを利用する場合はハイレベルな段階での表示とすべき。（FN-IB-410a. 1 ; 3 、FN-IB-410a. 2 ; 5 、付属書p144）
- p.146「links this characteristic to fund management attributes (GSIA / PRI), rather than taxonomies, ICMA principles or PRB standards.」（参考和訳：本文書では、資産運用ビジネスに関わる取り組み（GSIAやPRI）が参照されているが、タクソノミーやICMA、PRB （Principles for Responsible Banking）なども参照されるべきではないか。）（FN-IB-410a.3、付属書p145）
- NAICSは特定の国においてのみ適用されるものであるため、各国は現地での区分を適用できるようにすべきと考える。The entity shall use the North American Industry Classification System (NAICS) for classifying investees and borrower.NAICS is only applicable to specific countries. Jurisdictions should be able apply local classification.

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Investment Banking & Brokerage （投資銀行・仲介業）

## 主な意見【2/2】

＜活動指標＞

- マーケットメイク取引については、約定した取引を集計するのが実務上の限度と考える。（FN-IB-000.c）（付属書p142）

＜その他＞

- 以下を、開示項目のトピックとして追加、カテゴリーは議論及び分析する。金融機関は社会インフラ的な役割も担っていることから、非営利活動についても言及するべきではないか。例えば「金融経済教育」のような啓蒙活動も気候変動リスクを抑える役割を担っていると思う。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Mortgage Finance （モーゲージ）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 抵当・担保資産の環境リスク | 100年内に洪水が起きる地域にあるモーゲージローンの（1）契約数、（2）金額 | 定量的 | 数量、通貨単位 | FN-MF-450a.1 |
| | モーゲージローンの既定の（1）総期待損失（2）デフォルト時損失率及び地域毎の気候関連自然災害に関する滞納期限 | 定量的 | 通貨単位、割合(%) | FN-MF-450a.2 |
| | 気候変動及びその他環境リスクについて、モーゲージローンのオリジネーション及び引き受け（条項？）にどのように含まれているかの説明 | 議論及び分析 | n/a | FN-MF-450a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| (a)一般（住宅）、(b)商用に組成されたモーゲージローンの(1)件数、(2)金額 | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-MF-000.A |
| (a)一般（住宅）、(b)商用に購入されたモーゲージローンの(1)件数、(2)金額 | 定量的 | 数、通貨単位 | FN-MF-000.B |

## 主な意見

＜抵当・担保資産の環境リスク＞

- 定義等を明確に定めることをお願いしたい。
- デフォルトや回収率の定義等を明確に定めることをお願いしたい。

＜全般＞

- モーゲージバンクだけでなく、商業銀行の一般的な住宅ローン等も対象範囲となるのかお示し頂きたい。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# 食品・飲料セクター

# Agricultural Products（農産業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | グローバルなスコープ1の総排出量 | 定量的 | CO２排出量（t） | FB-AG-110a.1 |
| | Scope１排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | FB-AG-110a.2 |
| | 車両燃料消費量、再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-AG-110a.3 |
| エネルギー管理 | （1）操業エネルギー消費量<br>（2）グリッド電力の割合<br>（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-AG-130a.1 |
| 水資源 | （1）総取水量<br>（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合 | 定量的 | 千平方メートル（㎥）<br>割合（%） | FB-AG-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-AG-140a.2 |
| | 水量および/または水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数 | 定量的 | 件数 | FB-AG-140a.3 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Agricultural Products（農産業）

## 気候関連の開示項目と会計指標（続き）

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 原材料規格 | 作物の特定、気候変動により発現するリスクと機会の説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-AG-440a.1 |
| | ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域から調達した農産物割合 | 定量的 | 費用割合（%） | FB-AG-440a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 農作物製造量 | 定量的 | トン（t） | FB-AG-000.A |
| 加工拠点数 | 定量的 | 数 | FB-AG-000.B |
| 製造に関連している総面積 | 定量的 | ヘクタール（ha） | FB-AG-000.C |
| 外部原料に基づく農業生産費用 | 定量的 | 報告通貨 | FB-AG-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Alcoholic Beverages（アルコール飲料製造業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-AB-130a.1 |
| 水資源 | （1）総取水量<br>（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合 | 定量的 | 千平方メートル（㎡）<br>割合（%） | FB-AB-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-AB-140a.2 |
| 原材料共有サプライチェーンへの環境・社会影響 | サプライヤーの社会的および環境的責任の監査における（1）不適合率および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率 | 定量的 | 率 | FB-AB-430a.1 |
| 原材料規格 | ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域から調達した飲料原料割合 | 定量的 | 費用割合（%） | FB-AB-440a.1 |
| | 最重要な飲料原材料のリスト、および環境・社会的配慮による調達リスクの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-AB-440a.2 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Alcoholic Beverages（アルコール飲料製造業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 総販売量 | 定量的 | 百万ヘクタール（Mha） | FB-AB-000.A |
| 製造拠点数 | 定量的 | 数 | FB-AB-000.B |
| 総輸送距離 | 定量的 | マイル | FB-AB-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Food Retailers & Distributors（食品販売・輸送業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 車両燃料管理 | 車両燃料消費量、再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-FR-110a.1 |
| 冷媒から発生する排気ガス | 冷媒から発生するグローバルなスコープ1の総排出量 | 定量的 | CO２排出量（t） | FB-FR-110b.1 |
| | オゾン破壊係数ゼロの冷媒消費割合 | 定量的 | 重量あたり割合（%） | FB-FR-110b.2 |
| | 平均冷媒放出率 | 定量的 | 割合（%） | FB-FR-110b.3 |
| エネルギー管理 | （1）操業エネルギー消費量<br>（2）グリッド電力の割合<br>（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-FR-130a.1 |
| サプライチェーンからの環境・社会影響マネジメント | 環境/社会持続性原料基準による第三者認証を受けた製品からの売上 | 定量的 | 報告通貨 | FB-FR-430a.1 |
| | 動物福祉を含む、サプライチェーンに存在する環境・社会リスクの管理戦略に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | FB-FR-430a.2 |
| | パッケージングの環境影響を削減するための戦略に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | FB-FR-430a.3 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Food Retailers & Distributors（食品販売･輸送業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）小売拠点数、（2）物流拠点数 | 定量的 | 数 | FB-FR-000.A |
| （1）小売り面積、（2）物流拠点面積 | 定量的 | 平方メートル（㎡） | FB-FR-000.B |
| 商用利用されている車両 | 定量的 | 数 | FB-FR-000.C |
| 輸送貨物マイル | 定量的 | マイル | FB-FR-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Meat, Poultry & Dairy（畜産業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス | グローバルなスコープ1の総排出量 | 定量的 | CO2排出量（t） | FB-MP-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | FB-MP-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-MP-130a.1 |
| 水資源管理 | （1）総取水量<br>（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合 | 定量的 | 千平方メートル（㎢）<br>割合（%） | FB-MP-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-MP-140a.2 |
| | 水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数 | 定量的 | 件数 | FB-MP-140a.3 |
| 土地利用と環境影響 | 栄養管理計画に準拠して管理されている動物の汚物（ごみ）及び肥料の分量 | 定量的 | トン（t）<br>割合（%） | FB-MP-160a.1 |
| | 自然資源保全局（NRCS）による保存計画により管理されている牧草地・放牧地の割合 | 定量的 | ヘクタールでの割合（%） | FB-MP-160a.2 |
| | 高密度畜産経営体（CAFOs）からの動物性タンパク質製造量 | 定量的 | トン（t） | FB-MP-160a.3 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Meat, Poultry & Dairy（畜産業）

## 気候関連の開示項目と会計指標（続き）

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 飼料調達 | ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域から調達した動物飼料割合 | 定量的 | 重量割合（%） | FB-MP-440a.1 |
| | ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域における生産者との契約割合 | 定量的 | 契約額の割合（%） | FB-MP-440a.2 |
| | 気候変動により発現する、飼料調達・家畜供給のリスク・機会の管理戦略に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | FB-MP-440a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 加工・製造拠点数 | 定量的 | 数 | FB-MP-000.A |
| 動物性タンパク質製造量（分類、アウトソース割合） | 定量的 | 分類<br>割合（%） | FB-MP-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Non-Alcoholic Beverages（ノンアルコール飲料製造業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 車両燃料管理 | 車両燃料消費量、再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-NB-110a.1 |
| エネルギー管理 | （1）操業エネルギー消費量<br>（2）グリッド電力の割合<br>（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-NB-130a.1 |
| 水資源 | （1）総取水量<br>（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合 | 定量的 | 千平方メートル（㎢）<br>割合（%） | FB-NB-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-NB-140a.2 |
| 原材料共有サプライチェーンへの環境・社会影響 | サプライヤーの社会的および環境的責任の監査における（1）不適合率および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率 | 定量的 | 率 | FB-NB-430a.1 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Non-Alcoholic Beverages（ノンアルコール飲料製造業）

## 気候関連の開示項目と会計指標（続き）

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 原材料規格 | ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域から調達した飲料原料割合 | 定量的 | 費用割合（%） | FB-NB-440a.1 |
| | 最重要な飲料原材料のリスト、および環境・社会的配慮による調達リスクの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-NB-440a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 総販売量 | 定量的 | 百万ヘクタール（Mha） | FB-NB-000.A |
| 製造拠点数 | 定量的 | 数 | FB-NB-000.B |
| 総輸送距離 | 定量的 | マイル | FB-NB-000.C |

## 主な意見

＜全般＞

- 業種別開示指標の前提となったSASBは、そもそも任意の開示を前提としており、各項目に対する回答の開示ができない場合はそれに対する理由を記述することが可能であった。また、米国法に則った指標が多いため、域外にあることを理由に別法律を指標とした回答が可能であった。SASBは定期的に項目の見直し、項目への意見募集を行っていたため、これらの項目についても、定期的に項目の見直し、項目への意見募集を行っていただきたい。これまで同様の柔軟な運用を継続することを希望する。

＜車両燃料管理＞

- 車両燃料のエネルギー消費量のうち、再生可能エネルギーに関する割合の試算は非現実的で負担が大きいと考える。そもそも「Fleet Fuel Management」項目全体が、他の多くのエネルギー消費量と合わせての算出で十分と考え、1項目下の「Energy Management」に含める形で十分ではないか。「Alcoholic Beverages」指標には入っていない項目であり、「Alcoholic Beverages」指標と合わせる形で良いと考える。（付属書p206）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Processed Foods （加工食品製造業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | （1）操業エネルギー消費量<br>（2）グリッド電力の割合<br>（3）再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-PF-130a.1 |
| 水資源 | （1）総取水量<br>（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合 | 定量的 | 千平方メートル（㎢）<br>割合（%） | FB-PF-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明と、それらのリスクを軽減するための戦略と取り組みの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-PF-140a.3 |
| | 水量および/または水質の許可、標準、規制に関連するコンプライアンス違反の件数 | 定量的 | 数量 | FB-PF-140a.2 |
| 原材料共有サプライチェーンへの環境・社会影響 | 第三者機関の環境基準および/または社会基準に認証されている、調達された食品成分の割合、および基準別の割合 | 定量的 | 費用割合（%） | FB-PF-430a.1 |
| | サプライヤーの社会的および環境的責任の監査における（1）不適合率および（2）（a）メジャーおよび（b）マイナーな不適合に関連する是正措置率 | 定量的 | 率 | FB-PF-430a.2 |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Processed Foods （加工食品製造業）

## 気候関連の開示項目と会計指標（続き）

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 原材料規格 | ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域から調達した食品原料割合 | 定量的 | 費用割合（%） | FB-PF-440a.1 |
| | 最重要な食品原材料のリスト、および環境・社会的配慮による調達リスクの説明 | 議論及び分析 | n/a | FB-PF-440a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 販売された製品の重量 | 定量的 | トン（t） | FB-PF-000.A |
| 生産施設の数 | 定量的 | 数 | FB-PF-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Restaurants（飲食店業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | FB-RN-130a.1 |
| 水資源 | （1）総取水量<br>（2）総消費水量、ベースライン水ストレス（利用可能な水供給量に対する総取水量の比率）が高いまたは極端に高い地域におけるそれぞれの割合 | 定量的 | 千平方メートル（㎡）<br>割合（%） | FB-RN-140a.1 |
| サプライチェーン管理、食品原料 | 以下の食品購入割合：<br>（1）環境及び社会資源基準に適合している<br>（2）第三者機関の環境基準および/または社会基準に認証されている | 定量的 | 費用割合（%） | FB-RN-430a.1 |
| | 動物福祉を含む、サプライチェーンに存在する環境・社会リスクの管理戦略に関する議論 | 議論及び分析 | n/a | FB-RN-430a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| （1）直営店舗数、（2）フランチャイズ店舗数 | 定量的 | 数 | FB-RN-000.A |
| （1）直営拠点の従業員数、（2）フランチャイズ拠点の従業員数 | 定量的 | 数 | FB-RN-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# ヘルスケアセクター

# Drug Retailers（医薬品販売業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 小売業におけるエネルギー管理 | (1) 総エネルギー消費量、(2) 系統電力の割合、(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定性的 | ギガジュール (GJ)、割合 (%) | HC-DR-130a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 薬局の店舗数 | 定量的 | 数字 | HC-DR-000.A |
| 店舗の総面積 | 定量的 | ㎡ | HC-DR-000.B |
| 処方箋記入件数、規制薬物の割合 | 定量的 | 数字、% | HC-DR-000.C |
| 薬剤師の数 | 定量的 | 数字 | HC-DR-000.D |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Health Care Delivery（ヘルスケア・デリバリー*）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1) 総エネルギー消費量、(2) 系統電力の割合、(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | GJ、% | HC-DY-130a.1 |
| 廃棄物管理 | 医療廃棄物の総量、(a) 焼却、(b) リサイクル又は処理、(c) 埋め立ての割合 | 定量的 | t | HC-DY-150a.1 |
| | (1) 有害及び(2) 無害の医薬品廃棄物の総量、(a) 焼却、(b) リサイクル又は処理、(c) 埋め立ての割合 | 定量的 | t、% | HC-DY-150a.2 |
| 気候変動による健康・インフラへの影響 | 以下に対処するための方針と実務の説明<br>(1) 異常気象の頻度と強度の物理的リスク、(2) 気候変動に伴う疾病の罹患率と死亡率の変化 | 議論・分析 | n/a | HC-DY-450a.1 |
| | メディケア・メディケイドサービスセンター（CMS）緊急時対応規則に準拠した医療施設の割合 | 定量的 | % | HC-DY-450a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 種類別の(1) 施設数及び (2) ベッド数 | 定量的 | 数字 | HC-DY-000.A |
| (1) 入院患者数及び(2) 外来患者数 | 定量的 | 数字 | HC-DY-000.B |

＊ ヘルスケア・デリバリー業界

- 病院、クリニック、その他ヘルスケア関連施設を所有・管理する。
- 入院・外来治療、手術、メンタルヘルス、リハビリテーション、臨床検査サービス等、様々なサービスを提供する。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Health Care Distributors（ヘルスケア販売業*）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 燃料管理 | 燃費 | 定量的 | ガロン、ショートトン、マイル | HC-DI-110a.1 |
| | 物流の環境負荷低減の取組に関する説明 | 議論・分析 | n/a | HC-DI-110a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 製品カテゴリー別医薬品販売数 | 定量的 | 数字 | HC-DI-000.A |
| 製品カテゴリー別医療機器販売数 | 定量的 | 数字 | HC-DI-000.B |

*ヘルスケア販売業界
- 病院、薬局、医師向けに医薬品や医療機器を仕入れ、在庫を確保し、販売する。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Managed Care（マネージド･ケア*）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 気候変動による人々の健康への影響 | 気候変動が事業に及ぼす影響に対処するための戦略、及び、疾病の地理的な発生率、罹漢率、死亡率の変化によってもたらされる特定のリスクがどのようにリスクモデルに組み込まれているかについての議論 | 議論･分析 | n/a | HC-MC-450a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| プランタイプ別登録者数 | 定量的 | 数字 | HC-MC-000.A |

*マネージドケア業界
- マネージドケア業界は、個人、商業、メディケア、メディケイドの加入者に健康保険商品を提供する。
- また、自己資金保険プランの管理サービスやネットワークアクセスの提供、薬剤給付管理も行う。

**主な意見**

<全体>

- 会計指標につき、個社として研究･検討が進められている内容ではあり、このように、明示されることで、業界内での展開が期待される一方で、世界的に定まった見解がないと理解していることから、日本の生保業界としてのパイロットが示されると、各社の理解が進み、様々な好事例が生まれると思料。
- また、マネージド･ケア業界対象の会計指標として位置付けられているが、健康保険商品だけでなく、保障性保険商品に対しても、気候変動の影響は発生することから、保険業界の指標として位置付けることの検討も必要であり、その方が保険事業の物理的リスク分析が促進すると思料。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Medical Equipment & Supplies（医療機器）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 製品デザイン及びライフサイクル管理 | 製品に含まれる化学物質に関連した環境及び健康への配慮を評価・管理し、持続可能な製品への需要に応えるためのプロセスに関する議論 | 議論・分析 | n/a | HC-MS-410a.1 |
| | 引き取り、再利用、リサイクル、寄付された製品の総量（内訳：(1)機器・装置、(2) 消耗品） | 定量的 | t | HC-MS-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 製品カテゴリー別販売数 | 定量的 | 数値 | HC-MS-000.A |

**主な意見**

＜製品デザイン及びライフサイクル管理＞

- リサイクルについては、日本では購入者が産業廃棄物として処理しているため、メーカーとして情報を追う事ができない。各国の法律に準拠したものにして欲しい。
- 会計指標として「take-back and reused, recycled, or donated, broken downされた製品の重量」が挙げられているが、指標としての重量と気候変動との関係が不明確である。（付属書p254）
- 活動指標として、「製品カテゴリー別販売台数」が挙げられているが、製品種別の定義が曖昧であり、また同じ種別の製品でも製品タイプによって性能差がある。それらを一括で数量として指標化し、比較に使うことは適切ではない。（付属書p254）

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# インフラセクター

# Electric Utilities & Power Generators（電気事業･発電）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量及びエネルギー源計画 | （1）スコープ1排出量<br>（2）排出規制下におけるスコープ1排出量の割合<br>（3）排出量報告義務下におけるスコープ1排出量の割合 | 定量的 | t $CO_2$-e<br>% | IF-EU-110a.1 |
| | 電力供給に伴う温室効果ガス排出量 | 定量的 | t $CO_2$-e | IF-EU-110a.2 |
| | スコープ1排出量の短期･長期の管理戦略又は計画、排出削減目標、上記目標に対する実績の分析 | 議論･分析 | n/a | IF-EU-110a.3 |
| | （1）RPS規制下市場の顧客数<br>（2）RPS規制下市場におけるRPS目標達成割合 | 定量的 | 数字、% | IF-EU-110a.4 |
| 水資源管理 | （1）総取水量、（２）水総消費量、及びそれぞれにおける水ストレスが高い又は極めて高い地域の割合 | 定量的 | 1000$m^3$、% | IF-EU-140a.1 |
| | 取水･水質に係る法令等違反件数 | 定量的 | 数字 | IF-EU-140a.2 |
| | 水資源管理のリスクの説明及びリスク緩和戦略･実務の議論 | 議論･分析 | n/a | IF-EU-140a.3 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Electric Utilities & Power Generators（電気事業･発電）

**気候関連の開示項目と会計指標（続き）**

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 最終用途の効率と需要 | （1）販売電力収入のうちデカップリングの割合<br>（2）販売電力収入のうち逸失売上補填（LRAM）の割合 | 定量的 | % | IF-EU-420a.1 |
| | 電力供給量 (MWh) のうち、スマートグリッドによる供給の割合 | 定量的 | % | IF-EU-420a.2 |
| | 省エネの取り組みによる削減電力量（市場別） | 定量的 | MWh | IF-EU-420a.3 |
| 原子力安全と危機管理 | 原子力発電機（ユニット）数の合計（米国原子力規制委員会のアクションマトリックスコラムでの分類に基づく） | 定量的 | 数字 | IF-EU-540a.1 |
| | 原子力の安全管理･危機管理に関する説明 | 議論･分析 | n/a | IF-EU-540a.2 |
| 系統強靭性 | サイバーセキュリティ･物理リスクに関する規制の不遵守件数 | 定量的 | 数字 | IF-EU-550a.1 |
| | （1）需要家1軒当たりの年間平均停電時間（SAIDI）<br>（2）需要家1軒当たりの年間平均停電回数（SAIFI）<br>（3）1回の停電が復旧するまでの平均時間（CAIDI）<br>（一定規模以上の災害による停電も含む） | 定量的 | 分、数字 | IF-EU-550a.2 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Electric Utilities & Power Generators（電気事業･発電）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| (1) 家庭用、(2) 業務用、(3) 産業用の顧客数 | 定量的 | 数字 | IF-EU-000.A |
| （1）家庭用、(2) 業務用、(3)産業用、(4) その他、(5) 卸の顧客に対して供給した電力量の合計 | 定量的 | MWh | IF-EU-000.B |
| 送電線･配電線の長さ | 定量的 | km | IF-EU-000.C |
| 全発電量、主要資源による発電割合、規制市場における発電割合 | 定量的 | MWh、% | IF-EU-000.D |
| 卸電力購入量 | 定量的 | MWh | IF-EU-000.E |

## 主な意見

＜最終用途の効率と需要＞

➢「省エネの取り組みによる削減電力量（市場別）」を削除すべき。

（理由）供給エリア内の省エネは、電気事業者からの提案や普及･啓蒙活動の有無、また、省エネ機器導入･電化など、多数のパターンがある。これらの内容･量を電気事業者が実績集計/相応の精度をもって市場別に試算することは技術的に困難であるため。

＜系統強靭性＞

➢「サイバーセキュリティに関する不遵守件数」を削除すべき。

（理由）本件情報開示は、サイバー攻撃の標的抽出を手助けすることになり、その結果、安定供給に支障を生じる可能性があるため。

＜活動指標＞

「(1)家庭用，(2)業務用，(3)産業用の顧客数」および「卸電力購入量」の項目について。顧客数を示すことで、その経年の変動等から競合企業に自社の営業活動の状況を類推されてしまうリスクがあり、また卸電力購入量を示すことは、既に卸電力の購入金額を示しているため、調達単価の開示につながり、調達交渉において不利となるリスクがある。このように競争上の悪影響が懸念されるため，当該項目は削除すべき。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Engineering & Construction Services（エンジニアリング・建設サービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| プロジェクト開発による環境への影響 | 環境に関する許可、基準、規制への不遵守件数 | 定量的 | 数字 | IF-EN-160a.1 |
| | プロジェクトの設計、立地、建設に関連する環境リスクを評価・管理するためのプロセスに関する議論 | 議論・分析 | n/a | IF-EN-160a.2 |
| 構造上の安全性 | 欠陥や安全性に関する修正コストの金額 | 定量的 | 報告通貨 | IF-EN-250a.1 |
| | 欠陥や安全性に関連する事故に関連した法的手続きの結果としての金銭的損失額 | 定量的 | 報告通貨 | IF-EN-250a.2 |
| 建築物・インフラのライフサイクルへの影響 | (1) 第三者による多属性サステナビリティ規格の認証を受けた受託プロジェクトの数、(2) そのような認証を求めているアクティブプロジェクトの数 | 定量的 | 数字 | IF-EN-410a.1 |
| | 運用段階のエネルギー効率・水効率に関する考慮をプロジェクトの計画及び設計に組み込むためのプロセスの議論 | 議論・分析 | n/a | IF-EN-410a.2 |
| ビジネスミックスの気候への影響 | (1) 炭化水素関連のプロジェクトの受注残額<br>(2) 再生可能エネルギー関連プロジェクトの受注残額 | 定量的 | 報告通貨 | IF-EN-410b.1 |
| | 炭化水素関連プロジェクトに関連する受注残のキャンセル額 | 定量的 | 報告通貨 | IF-EN-410b.2 |
| | 気候変動緩和に関連する非エネルギープロジェクトの受注残額 | 定量的 | 報告通貨 | IF-EN-410b.3 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Engineering & Construction Services（エンジニアリング・建設サービス）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| アクティブ・プロジェクトの数 | 定量的 | 数字 | IF-EN-000.A |
| 受託プロジェクトの数 | 定量的 | 数字 | IF-EN-000.B |
| 受注残合計 | 定量的 | 報告通貨 | IF-EN-000.C |

**主な意見【1/2】**

＜構造上の安全性＞

- 機器納入業者・下請工事業者の責めに帰す場合であっても、元請業者が当該修復費用を開示する義務があるかのようにも読める。機器納入業者・下請工事業者の責めに帰す場合の瑕疵は当該業者が自己負担で修復すべきものであるため、その費用は元請業者が知るべき立場にはない。開示する義務がある者につき、より明確に規定すべきと考える。また、損害が発生した場合であっても、工事保険等で填補される場合もあり、修復費用全額が必ずしも、そのまま財務情報のマイナス要素に直結するということでもない。上記より、当該項目は次のように変更すべき考える。「自己の責めに帰すべき事由による場合又はその恐れがある場合であって、欠陥や安全性に関する修正により自己の財務情報に著しく影響が生じる場合、その修正に関わる実損額を開示すること。」また、混乱が生じぬよう、現在の日本の開示基準（投資判断に与える影響が軽微なものは開示義務の対象外とする軽微基準）の考え方も反映すべき。
- 法的手続きの結果としての金銭的損失額の開示を求められているが、当該費用は第三者賠償責任保険で填補される場合もあり、必ずしも財務情報のマイナス要素に直結するというわけでもない。ここは、「欠陥や安全性に関連する事故に関連した法的手続きの結果により、財務情報に著しく影響を与える金銭的損失額」に変更すべきと考える。また、混乱が生じぬよう、日本の開示基準（投資判断に与える影響が軽微なものは開示義務の対象外とする軽微基準）の考え方も反映すべきと。さらに、東証には訴訟手続きが提起された場合、判決が下された場合等についての開示基準が既にあるため、類似開示基準が別に設定されると混乱が生じかねないため、調整が必要。
- 気候関連とは関係ない場合の欠陥や安全性関連の開示も求められているが、当テーマの本来の趣旨に沿って、気候関連に限定していただきたいと考える。なお、「欠陥や安全性」については、別途、「安全」というテーマを策定し、そのテーマの中で開示を求められるのが適切かと思う。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Engineering & Construction Services（エンジニアリング・建設サービス）(2)

## 主な意見【2/2】

＜ビジネスミックスの気候への影響＞

- 炭化水素関連の受注残やキャンセル額の開示を求めており、炭化水素関連のビジネスからの即時の撤退を求める感があるが、低炭素LNG、CCS、ブルー水素・アンモニアなどの活用を通じた炭化水素ベースでのエネルギートランジションへの取組みが視野から欠落しているのは不適切であるため、これらを評価できるような開示項目の追加を要望する。また、プラスチックのリサイクルなどが気候変動緩和に資する非エネルギープロジェクトとしてカウントできるようにすることも期待する。
- (2)において「再生可能エネルギー関連プロジェクトの受注残額」とあるが、CCSと一体化したブルー水素や小型原子力発電によるイエロー/ピンク水素等、カーボンニュートラルに効果的な対応措置を特別排除する意図がないのであれば、「再生可能エネルギー関連プロジェクトの受注残額」という表現ではなく、「脱炭素関連プロジェクトの受注残額」に変更すべき。または、現実的な低炭素社会への移行促進を図るのであれば、例えば、旧式石炭火力発電からＬＮＧ発電への転換といった実際的な対応措置等をもカバーする「カーボンニュートラル関連プロジェクトの受注残額」といった表現に変更するという検討も必要かと思う。
- 「Amount of backlog for non-energy projects associated with climate change mitigation」を日本語訳すると「気候変動緩和に関連する非エネルギープロジェクトの受注残額」となりますが、どのようなプロジェクトが該当するのか。

＜全般＞

- 以下の項目は、客観的な判断基準・定義付け、定量的な測定方法の特定が難しく、開示が不可と思われる。

「環境に関する許可、基準、規制への不遵守件数」、「欠陥や安全性に関する修正コストの金額定」、「欠陥や安全性に関連する事故に関連した法的手続きの結果としての金銭的損失額」「(1) 第三者による多属性サステナビリティ規格の認証を受けた受託プロジェクトの数、(2) そのような認証を求めているアクティブ プロジェクトの数」、「炭化水素関連プロジェクトに関連する受注残のキャンセル額」

＜活動指標＞

- ここでは、Active projects、Commissioned projects、Total backlogのプロジェクトの数の記載を求められているが、気候関連との関係がよくわからない。プロジェクトには金額的にも大・中・小と様々あり、その業務内容も異なるため、プロジェクトの数だけを見て何かを適切に判断することは難しい。また、要求されている「受注残合計(Total backlog)」についても、気候関連とは関係のない数値と思われる。これらは、気候変動の項目で、開示を要求されるのではなく、例えば一般財務情報にて開示を求められてはいかがかと考える。いずれにせよ、ここでのテーマは気候であるため、気候に関連のない開示項目は外し、気候関連の項目のみで纏めていただきたい。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Gas Utilities & Distributors（ガス事業･配給）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 最終用途の効率 | 以下の料金体系によるガス事業の収益の割合<br>（1）分離された料金体系<br>（2）喪失売上補償メカニズム（LRAM）を含む料金体系 | 定量的 | % | IF-GU-420a.1 |
| | 効率化施策により顧客が節約したガスの量（市場別） | 定量的 | 百万Btu | IF-GU-420a.2 |
| ガス供給インフラの完全性 | （1）報告すべきパイプライン事故、（2）是正措置命令（CAO）、（3）違反の可能性に関する通知（NOPV）の件数 | 定量的 | 数字 | IF-GU-540a.1 |
| | （1）鋳鉄および/または錬鉄、および（2）保護されていない鋼製のパイプラインの割合 | 定量的 | 長さ別割合（%） | IF-GU-540a.2 |
| | 検査が実施された（1）ガス輸送および（2）ガス流通パイプラインの割合 | 定量的 | 長さ別割合（%） | IF-GU-540a.3 |
| | 安全性および排出量に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性を管理するための取り組みに関する記述 | 議論･分析 | n/a | IF-GU-540a.4 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| (1) 家庭用、(2) 業務用、(3) 工業用　の顧客数 | 定量的 | 数字 | IF-GU-000.A |
| (1) 家庭用、(2) 業務用、(3) 工業用、(4) 第三者への譲渡　の天然ガス供給量 | 定量的 | 百万Btu | IF-GU-000.B |
| (1) ガス輸送用パイプラインの長さ、(2)ガス供給用パイプラインの長さ | 定量的 | キロメートル | IF-GU-000.C |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Gas Utilities & Distributors（ガス事業・配給）

## 主な意見

＜最終用途の効率＞

- 日本国内においては、記載されている料金体系やLRAM等に該当する制度が存在しないため、開示項目とされた場合に対応することができない。また資料に記載されているガスの節約量についても同様に国内には定義が無く、対応することができない。本項目の全体に渡り、米国等の固有の基準や制度を前提とした内容となっているため、国際的な汎用性という観点で重大な課題があると考えている。例えば潜熱回収型給湯器等の省エネ機器の導入割合等、プロトタイプ案に記載された趣旨を踏まえつつ、画一的な基準ではなく、各国の事情等に合わせて、各企業の責任において開示項目を設定すべきと考える。（付属書p294）

＜ガス供給インフラの完全性＞

- 例えば「報告すべきパイプライン事故」について、資料には米国運輸省（DOT）やパイプライン・危険物安全局（PHMSA）が関与する基準やNOPV等が記載されているが、日本国内にはそれらの考え方に相当する基準はない。また鋳鉄・錬鉄に関する記載もあるが、米国連邦規則集の定義が記載されている等、日本国内の定義とは合致していない。本項全体に渡り、米国等の固有の基準や制度を前提とした内容となっているため、国際的な汎用性という観点で重大な課題があると考えている。各国でパイプラインに関する技術基準や水準、設置状況等が異なるため、画一的な基準とすることには問題がある。よってプロトタイプ案に記載された趣旨を踏まえつつ、各国でその事情に合わせて、各企業の責任において開示項目を設定すべきと考える。また事故や是正命令に関する情報公開についても、同様に各国で制度が異なるため、各国の事情に合わせて各企業が責任を以て公開情報の内容を判断すべきと考える。（付属書p294）

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Home Builders（住宅建設業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 土地利用及び生態系への影響 | 再開発用地における<br>(1) 区画数、(2) 住宅引き渡し数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-160a.1 |
| | 水ストレスが高い、又は極めて高い地域における<br>(1) 区画数、(2) 住宅引き渡し数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-160a.2 |
| | 環境規制に関連する法的手続きによる金銭的損失の合計額 | 定量的 | 報告通貨 | IF-HB-160a.3 |
| | 環境配慮を用地の選定、設計、開発及び建設へ統合するプロセスの議論 | 議論・分析 | n/a | IF-HB-160a.4 |
| 資源効率を考慮した設計 | (1) HERS®インデックス・スコアの認証を受けた住宅数<br>(2) 平均スコア | 定量的 | 数字<br>インデックス・スコア | IF-HB-410a.1 |
| | WaterSense®の仕様に合致した水道設備の設置率 | 定量的 | 割合（%） | IF-HB-410a.2 |
| | 多属性のグリーンビルディング規格の第三者認証を受けた住宅の引き渡し数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-410a.3 |
| | 資源効率を住宅設計に取り入れることに関するリスクと機会の説明、及びその利点がどのように顧客に伝えられるかについての記述 | 議論・分析 | n/a | IF-HB-410a.4 |
| 気候変動緩和 | 100年以内の洪水地域にある区画数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-420a.1 |
| | 気候変動リスクエクスポージャー分析、体系的なポートフォリオエクスポージャーの程度、及びリスク緩和戦略の説明 | 議論・分析 | n/a | IF-HB-420a.2 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Home Builders（住宅建設業）

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 管理区画数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-000.A |
| 住宅引き渡し戸数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-000.B |
| アクティブな販売コミュニティ数 | 定量的 | 数字 | IF-HB-000.C |

**主な意見**

＜全般＞

- 住宅建設には様々な供給形態がある。日本の住宅メーカーには、戸建注文住宅事業を中心とした企業もあり、分譲住宅とは違って、個別散在するそれぞれの土地を所有する顧客の注文に応じて邸別に住宅を建築する。ここで示された各種指標は、団地化した分譲住宅の供給を前提とした指標が多く、適用範囲を考慮する必要がある。

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Real Estate（不動産業）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギーマネジメント | 資産サブセクター毎の、総床面積の割合によるエネルギー消費データ計測範囲 | 定量的 | 床面積あたりの割合（%） | IF-RE-130a.1 |
| | 資産サブセクター毎の、<br>(1) データ計測を行っているポートフォリオの総エネルギー消費量<br>(2) 系統電力の割合<br>(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール、<br>割合（%） | IF-RE-130a.2 |
| | 資産サブセクター毎の、データ計測を行っているポートフォリオのエネルギー消費量の同一条件下での変化率 | 定量的 | 割合（%） | IF-RE-130a.3 |
| | 資産サブセクター毎の、<br>(1) エネルギー格付けを取得した適格ポートフォリオの割合<br>(2) ENERGY STAR認証の取得した適格ポートフォリオの割合 | 定量的 | 床面積あたりの割合（%） | IF-RE-130a.4 |
| | 建物のエネルギーマネジメントへの配慮が資産投資分析や事業戦略にどのように組み入れられているかについての説明 | 議論・分析 | n/a | IF-RE-130a.5 |
| 水資源管理 | 資産サブセクター毎の、<br>(1) 総床面積の割合による取水データ計測範囲<br>(2) 水ストレスが高い、又は極めて高い地域の床面積の割合による取水データ計測範囲 | 定量的 | 床面積あたりの割合（%） | IF-RE-140a.1 |
| | 資産サブセクター毎の、<br>(1) データ計測を行っているポートフォリオの総取水量<br>(2) 水ストレスが高い、又は極めて高い地域の割合 | 定量的 | 1000㎥、<br>割合（%） | IF-RE-140a.2 |
| | 資産サブセクター毎の、データ計測を行っているポートフォリオの取水量の同一条件下での変化率 | 定量的 | 割合（%） | IF-RE-140a.3 |
| | 水資源管理におけるリスクの議論、及びリスク低減に向けた戦略と取組に関する説明 | 議論・分析 | n/a | IF-RE-140a.4 |

（資料）IFRS TRWG"Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements"から経済産業省仮訳

# Real Estate（不動産業）

## 気候関連の開示項目と会計指標（続き）

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| テナントのサステナビリティへの影響の管理 | 資産サブセクター毎の、<br>(1) 資源効率に関連する資本改善に対するコスト回収条項を含む新規リースの割合<br>(2) 関連リース床面積 | 定量的 | 床面積あたりの割合（%）、スクエアフィート($ft^2$) | IF-RE-410a.1 |
| | 資産サブセクター毎の、<br>(1) 系統電力消費を個別に、又はサブメーターで計測しているテナントの割合<br>(2) 取水を個別に、又はサブメーターで計測しているテナントの割合 | 定量的 | 床面積あたりの割合（%） | IF-RE-410a.2 |
| | テナントのサステナビリティへの影響を測定、動機付け、改善するためのアプローチに関する議論 | 議論・分析 | n/a | IF-RE-410a.3 |
| 気候変動適応 | 資産サブセクター毎の、100年以内の洪水地域にある資産の面積 | 定量的 | スクエアフィート($ft^2$) | IF-RE-450a.1 |
| | 気候変動リスクエクスポージャー分析、体系的ポートフォリオエクスポージャーの程度、及びリスク低減戦略に関する説明 | 議論・分析 | n/a | IF-RE-450a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 資産サブセクター毎の資産数 | 定量的 | 数字 | IF-RE-000.A |
| 資産サブセクター毎の賃貸可能床面積 | 定量的 | スクエアフィート($ft^2$) | IF-RE-000.B |
| 資産サブセクター毎の間接管理資産の割合 | 定量的 | 床面積当たりの割合（%） | IF-RE-000.B |
| 資産サブセクター毎の平均占有率 | 定量的 | 割合（%） | IF-RE-000.B |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Real Estate（不動産業）

| 主な意見 |
| --- |
| ＜活動指標＞<br>➢ アセットをオフィス商業など各社の主要アセットに限定するほうが良いのではないか。<br><br>※上記意見の理由<br>弊社の場合、オフィス・商業施設はそれぞれの連結全体の貸付面積（所有・転貸）、単体の棟数、オフィス商業合計の空室率は短信補足・四半期報で開示している。物流は国内稼働施設の延床面積を決算説明資料にて開示している。ホテリゾは国内稼働施設室数を決算説明資料にて開示している。住宅は計上戸数と完成在庫は開示しているがその程度の開示レベルに留めている。 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Real Estate Services（不動産サービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| サステナビリティ・サービス | エネルギー及びサステナビリティ・サービスによる収益 | 定量的 | 報告通貨 | IF-RS-410a.1 |
| | エネルギー及びサステナビリティ・サービスを備えた管理下にある<br>(1) 床面積<br>(2) 建物数 | 定量的 | スクエアフィート($ft^2$)、数字 | IF-RS-410a.2 |
| | エネルギーに関する認証を取得している管理下にある<br>(1) 床面積<br>(2) 建物数 | 定量的 | スクエアフィート($ft^2$)、数字 | IF-RS-410a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| プロパティマネジメントの顧客数<br>(1) テナント別<br>(2) 不動産オーナー別 | 定量的 | 数字 | IF-RS-000.A |
| 所有者の運用管理下にある床面積 | 定量的 | スクエアフィート($ft^2$) | IF-RS-000.B |
| 所有者の運用管理下にある建物数 | 定量的 | 数字 | IF-RS-000.C |
| リース取引件数<br>(1) テナント別<br>(2) 不動産所有者別 | 定量的 | 数字 | IF-RS-000.D |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Real Estate Services（不動産サービス）

| 主な意見 |
| --- |
| ＜活動指標＞<br>➢ 現状開示していないデータであり、大変集計も難しいように思われる。<br>➢ 所有者の運用管理下という定義も不明。<br>➢ また、テナント別やオーナー別の開示などは困難なのではないか。<br><br>※上記意見の理由<br>各社の運営管理戸数などは連結一部資料(社内の決算資料)ではあるものの対外的には非開示である。また連結全体でどの程度、といった管理は行っていないため。 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Waste Management（廃棄物管理）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量 | (1) スコープ1排出量<br>(2) 排出規制下におけるスコープ1排出量の割合<br>(3) 排出量報告義務下におけるスコープ1排出量の割合 | 定量的 | トン（t）$CO_2$-e、割合（%） | IF-WM-110a.1 |
| | (1) 埋め立てガス発生量<br>(2) 燃焼率<br>(3) エネルギー利用率 | 定量的 | | IF-WM-110a.2 |
| | スコープ1及びライフサイクル排出量を管理するための長期・短期の戦略又は計画に関する議論、及びそれらの目標に対する実績の分析 | 議論・分析 | n/a | IF-WM-110a.3 |
| 燃料管理 | (1) 燃料消費量<br>(2) 天然ガス比率<br>(3) 再生可能エネルギー比率 | 定量的 | ギガジュール（GJ）、割合（%） | IF-WM-110b.1 |
| | 代替燃料車の保有台数比率 | 定量的 | 割合（%） | IF-WM-110b.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 下記カテゴリー別の顧客数<br>(1) 自治体、(2) 商業、(3) 産業、(4) 住宅、(5) その他 | 定量的 | 数字 | IF-WM-000.A |
| 車両保有台数 | 定量的 | 数字 | IF-WM-000.B |
| (1) 埋立地数、(2) 中継所数、(3) リサイクルセンター数<br>(4) 堆肥化センター数、(5) 焼却炉数、(6) その他全ての施設数 | 定量的 | 数字 | IF-WM-000.C |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Water Utilities & Services（水事業･サービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1) 総エネルギー消費量<br>(2) 系統電力の割合<br>(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール (GJ)、割合 (%) | IF-WU-130a.1 |
| 流通ネットワークの効率性 | 水道管の交換率 | 定量的 | 割合 | IF-WU-140a.1 |
| | 無収入の実質的な水損失の量 | 定量的 | 千㎥ | IF-WU-140a.2 |
| 最終用途の効率正 | 保全と収益の回復を促進するように設計された料金体系による水道事業収益の割合 | 定量的 | 割合（%） | IF-WU-420a.1 |
| | 市場別の、効率化施策による顧客の節水量 | 定量的 | ㎥ | IF-WU-420a.2 |
| 水供給の回復力 | 水ストレスが高い、又は極めて高い地域からの総取水量、第三者からの購入割合 | 定量的 | 千㎥、割合（%） | IF-WU-440a.1 |
| | 顧客に供給する再利用水の量 | 定量的 | 千㎥ | IF-WU-440a.2 |
| | 水資源の質と入手可能性に関連するリスクを管理するための戦略の議論 | 議論･分析 | n/a | IF-WU-440a.3 |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# Water Utilities & Services（水事業･サービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標（続き）

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| ネットワークの回復力及び気候変動の影響 | 100年以内の洪水地域に位置する廃水処理能力 | 定量的 | ㎥/日 | IF-WU-450a.1 |
| | 汚水オーバーフロー（SSO）の<br>(1) 件数<br>(2) 量<br>(3) 回収量の割合 | 定量的 | 数字、㎥、<br>割合（%） | IF-WU-450a.2 |
| | 期間分類別の<br>(1) 計画外のサービス停止の件数<br>(2) 影響を受けた顧客数 | 定量的 | 数字 | IF-WU-450a.3 |
| | 気候変動が配水･廃水インフラに及ぼす影響に関するリスクと機会を特定･管理するための取り組みの説明 | 議論･分析 | n/a | IF-WU-450a.4 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 提供サービス別の<br>(1) 家庭用顧客数、(2) 商業用顧客数、(3) 産業用顧客数 | 定量的 | 数字 | IF-WU-000.A |
| 総取水量、水源別の割合 | 定量的 | ㎥、割合（%） | IF-WU-000.B |
| 下記に提供された水の総量<br>(1) 家庭用、(2) 商業用、(3) 産業用、(4) その他全ての顧客 | 定量的 | 千㎥ | IF-WU-000.C |
| 下記別の一日当たり平均廃水処理量<br>(1) 汚水、(2) 雨水、(3) 合流式下水道別の一日当たり平均廃水処理量 | 定量的 | ㎥/日 | IF-WU-000.D |
| (1) 水道管の長さ、(2) 下水道管の長さ | 定量的 | km | IF-WU-000.E |

（資料）IFRS TRWG”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements”から経済産業省仮訳

# 再生可能資源・代替エネルギーセクター

# Biofuels（バイオ燃料）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | RR-BI-140a.1 |
| | 水質に関する許認可、基準、規制に違反した件数 | 定量的 | 件数 | RR-BI-140a.2 |
| | 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RR-BI-140a.3 |
| ライフサイクル排出バランス | バイオ燃料型によるGHG排出量 | 定量的 | メガジュール（MJ）あたりの$CO_2e$のグラム数 | RR-BI-410a.1 |
| 原料調達と原料生産方法の環境負荷 | 原料生産に伴う環境影響に関連するリスク管理戦略の検討 | 議論及び分析 | n/a | RR-BI-430a.1 |
| | 環境持続可能性基準の第三者認証を受けたバイオ燃料生産量の割合 | 定量的 | ガロンに占める割合（%） | RR-BI-430a.2 |
| 環境法規制の管理 | 国の制度による補助金の受領額 | 定量的 | 報告通貨 | RR-BI-530a.1 |
| | 産業に影響を与える環境および社会的要因に対処するための政府の規制および／または政策提案に関する企業の立場の説明。 | 議論及び分析 | n/a | RR-BI-530a.2 |

**主な意見**

＜水管理＞

- 水管理において、水管理の高い地域の要件を明確にしてほしい

＜ライフサイクル排出バランス＞

- ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を算出するための基準・手法を明らかにして欲しい

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Forestry Management（森林管理）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エコシステムサービスと負荷 | 第三者による森林管理規格の認証を受けた森林の面積、各規格の認証取得率 | 定量的 | エーカー（ac）<br>割合（%） | RR-FM-160a.1 |
| | 保護されている森林の面積 | 定量的 | エーカー（ac） | RR-FM-160a.2 |
| | 絶滅危惧種の生息地である森林の面積 | 定量的 | エーカー（ac） | RR-FM-160a.3 |
| | 林地が提供する生態系サービスからの機会を最適化するためのアプローチの記述 | 議論及び分析 | n/a | RR-FM-160a.4 |
| 気候変動への適応 | 気候変動による森林管理および木材生産の機会とリスクに対処するための戦略の記述 | 議論及び分析 | n/a | RR-FM-450a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 事業者が所有、賃借、管理している森林の面積 | 定量的 | エーカー（ac） | RR-FM-000.A |
| 立木の総数 | 定量的 | 立法メートル（㎥） | RR-FM-000.B |

**主な意見**

- 森林の面積等の表記をエーカーではなくSI単位系に変更。
- 森林面積は、Plantation、Native、それぞれの面積を開示した方が良いのではないか。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Fuel Cells & Industrial Batteries（燃料電池･産業用電池）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RR-FC-130a.1 |
| 製品の効率性 | 電池の平均蓄電量：製品用途、技術タイプ別 | 定量的 | 特定エネルギー(Wh/kg) | RR-FC-410a.1 |
| | 燃料電池の平均エネルギー効率（①電気効率、②熱効率）：製品用途･技術タイプ別 | 定量的 | 割合（%） | RR-FC-410a.2 |
| | 電池の平均効率（クーロン効率）：製品用途･技術タイプ別 | 定量的 | 割合（%） | RR-FC-410a.3 |
| | 燃料電池の平均動作寿命：製品用途･技術タイプ別 | 定量的 | 時間（h） | RR-FC-410a.4 |
| | 電池の平均寿命：製品用途･技術タイプ別 | 定量的 | サイクルの数 | RR-FC-410a.5 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 販売台数 | 定量的 | 数 | RR-FC-000.A |
| 販売した電池の総記憶容量 | 定量的 | メガワット（MW） | RR-FC-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Pulp & Paper Products（パルプ･紙製品）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope1排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO２-e | RR-PP-110a.1 |
| | Scope１排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RR-PP-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3)バイオマスの割合、(4)その他再生可能エネルギーの割合（バイオマスのエネルギー利用に関するリスクと不確実性を議論すべき） | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RR-PP-130a.1 |
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | RR-PP-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RR-PP-140a.2 |
| サプライチェーン管理 | (1)第三者認証を受けた森林から調達した木材繊維の比率及びそれぞれの認証の割合、(2)その他の繊維調達基準それぞれの基準の割合（森林またはその他の基準に照らしてみ認証の繊維に関する調査について議論すべき） | 定量的 | 重量比の割合（%） | RR-PP-430a.1 |
| | リサイクル及び回収された繊維の調達量（リサイクル及び回収された繊維とバージン繊維の調達に関して、環境ライフサイクル分析の活用について議論すべき） | 定量的 | トン（t） | RR-PP-430a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| パルプ生産量 | 定量的 | 空気乾燥トン（t） | RR-PP-000.A |
| 紙生産量 | 定量的 | 空気乾燥トン（t） | RR-PP-000.B |
| 木材繊維調達量（エネルギー用途を除く） | 定量的 | トン（t） | RR-PP-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Pulp & Paper Products（パルプ・紙製品）

**主な意見【1/2】**

＜エネルギー管理＞

➢ 4)その他再生可能エネルギーの割合（バイオマスのエネルギー利用に関するリスクと不確実性を議論すべき）

- 購入再生可能エネルギー（Ｊクレジット等）のオフセットの起源を明確にすることが前提
- リスクと不確実性とはどのような問題を示しているのか具体化すべき。ＲＰＦなどのプラスチック等のサーマルリサイクルを念頭に置いているものか、それ以外の課題なのかを明確化すべき。
- その他再生可能エネルギーとしてカウントすべきエネルギーの種類を明確にすべき。紙パルプ業界の特有な燃料である黒液利用をどのように評価するのか。
- バイオマスエネルギー利用に関するリスクと不確実性の議論はどのように開示するのか。

➢ その他再生可能エネルギーとしてカウントすべきエネルギーの種類は何か。黒液利用をどのように評価するのか。バイオマスエネルギー利用に関するリスクと不確実性の議論はどのように開示するのか。

＜水管理＞

(1)水の総取水量

- 対象の事業所について少量使用の事業所（加工専門の事業所・販売店所等）の除外を要望。

(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合

- 対象の事業所について少量使用の事業所（加工専門の事業所・販売店所等）の除外を要望。
- 水ストレスの高い地域の要件の明確化。（日本は水ストレスが低い地域であるとの認識は国際的な一致を見ていると考えてよいか？）

(3)水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論

- 対象の事業所について少量使用の事業所（加工専門の事業所・販売店所等）の除外を要望

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Pulp & Paper Products（パルプ･紙製品）

**主な意見【2/2】**

＜サプライチェーン管理＞

(1)第三者認証を受けた森林から調達した木材繊維の比率及びそれぞれの認証の割合

- 調達における森林認証比率（特にＦＭ認証比率）は営業戦略にかかわるので、必須開示とされても開示できない。

(2)その他の繊維調達基準それぞれの基準の割合（森林またはその他の基準に照らしてみ認証の繊維に関する調査について議論すべき）

- 古紙の扱いの明確化。

＜活動指標＞

- 木材繊維調達量とは具体的には何をさすのか不明で明確化すべき、古紙も含めるのか。
- 木材繊維調達量が、チップ重量（BDT）を表すのか、またはパルプ重量（BDT）を表すのかが不明。
- パルプ生産量と紙生産量は、一貫生産工場においては重複するが、カウント方法が不明
- 木材繊維は種類によって数量単位が異なるので、総量表示は難しい。
- 測定単位の中でパルプ生産量及び紙生産量が空気乾燥トン（ｔ）の表記は、AirDryトンのことであり、 風乾トン（ｔ）と記載する方が良い。
- 生産量を表すのであれば、BoneDryトン　ＢＤトンの方が適している。
- 「木材繊維調達量」ではなく「木材チップ調達量」の方が分かりやすい表現。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Solar Technology & Project Developers（太陽光技術、プロジェクト・ディベロッパー）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RR-ST-130a.1 |
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | RR-ST-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RR-ST-140a.2 |
| エネルギーインフラの統合と関連法規制のマネジメント | 既存のエネルギーインフラへの太陽光発電の統合に関連するリスクの説明と、それらのリスクを管理するための努力の議論 | 議論及び分析 | n/a | RR-ST-410a.1 |
| | エネルギー政策に関連するリスクと機会、および太陽光発電を既存のエネルギーインフラに統合する際の影響の説明 | 議論及び分析 | n/a | RR-ST-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 太陽電池モジュール生産量の総計 | 定量的 | メガワット（MW） | RR-ST-000.A |
| 太陽光発電システム完成品の総容量 | 定量的 | メガワット（MW） | RR-ST-000.B |
| プロジェクト開発資産合計 | 定量的 | 報告通貨 | RR-ST-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Wind Technology & Project Developers（風力技術、プロジェクト・ディベロッパー）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 素材の効率性 | 消費された素材の上位５つ（重量ベース） | 定量的 | トン（t） | RR-WT-440b.1 |
| | タービン容量あたりの平均トップヘッド質量（風力発電機クラス別） | 定量的 | メガワットあたりのトン（t/MW） | RR-WT-440b.2 |
| | 風力発電機の設計における材料効率の最適化のためのアプローチについての説明 | 議論と分析 | n/a | RR-WT-440b.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 風力発電機納入台数（風力発電機クラス別） | 定量的 | 数 | RR-WT-000.A |
| 風力発電機クラス別、納入済み風力発電機の総容量 | 定量的 | メガワット（MW） | RR-WT-000.B |
| タービン受注残量 | 定量的 | 報告通貨 | RR-WT-000.C |
| タービンバックの総容量 | 定量的 | メガワット（MW） | RR-WT-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# 資源転換セクター

# Aerospace & Defense（宇宙･防衛）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RT-AE-130a.1 |
| 使用段階における燃費と排出量 | 代替エネルギー関連製品からの収益 | 定量的 | 報告通貨 | RT-AE-410a.1 |
| | 製品の燃費および温室効果ガス（GHG）排出量に対処するためのアプローチおよび戦略の説明と議論 | 議論と分析 | n/a | RT-AE-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 報告セグメント別生産高 | 定量的 | 数 | RT-AE-000.A |
| 従業員数 | 定量的 | 数 | RT-AE-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Chemicals（化学品）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO2-e<br>割合（%） | RT-CH-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RT-CH-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合、(4)自家生産エネルギーの割合（エネルギー消費削減及び効率向上に関する取組について議論すべき） | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RT-CH-130a.1 |
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | RT-CH-140a.1 |
| | 水質に関する許認可、基準、規制に違反した件数 | 定量的 | 件数 | RT-CH-140a.2 |
| | 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RT-CH-140a.3 |
| 利用時の効率向上をもたらす製品の設計 | 収入に占める利用時の効率向上をもたらすことを目的とした製品の割合 | 定量的 | 通貨単位 | RT-CH-410a.1 |

## 主な意見【1/2】

＜全般＞

- （化学品の業種別指標全般に対して、）TCFD提言に沿った取り組み及び開示をするだけでも企業にとっては相当な負担である。プロトタイプはそれ以上の開示を求めるものであり、TCFD提言で示されている範囲内の開示要求にとどめるべきと考える。
- RT-CH-140a.2. Number of incidents of non-compliance associated with water quality permits, standards, and regulations軽微なものを含め全ての事案の報告を求めるのは現実的でない。Number of significant incidents…とするなど、一定の要件を超える案件に限ることが適当だと考える。（付属書p447）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Chemicals（化学品）

## 主な意見【2/2】

＜温室効果ガス排出＞

- RT-CH-110a.1. Gross global Scope 1 emissions, percentage covered under emissions-limiting regulationsについて、排出制限規制の対象となる比率は、制限の対象となる場合においても、何らかの優遇策（例えば、排出量取引制度における排出枠の無償割り当て）の有無によっては、当該比率の大小が、そのままリスクの多寡を測る数値にはならず、情報の利用者をミスリードする可能性がある。そのため、排出量そのものの開示に留めるべきである。（付属書 p440）
- 排出量制限規制について各国の状況を把握できないのではないかという懸念があります。規制の例示を充実するまたは利用者が必要と考える規制を明示するなど割合を計算する対象を整理していただきたい。（付属書p440・3・1）

＜水管理＞

- 水管理について、（水リスクが相対的に低い）日本で操業している場合、これらの情報は投資家にとって有益か？開示情報に「必須」「推奨」といったランク付けをすべきではないか。

＜利用時の効率向上をもたらす製品の設計＞

- 『利用時の効率向上をもたらす製品の設計』とあるが、趣旨をより明確にすべき。
- 収入に占める利用時の効率向上をもたらすことを目的とした製品の割合について、（原文：Revenue from products designed for use-phase resource efficiency）「利用時」や「効率向上」の意味が不明。この項目は、Scope3に関連した開示項目なのか。そうであれば上記に示したScope3開示には多くの問題を含むためScope3については制限を加えていただきたい。例えば、サプライチェーンで使用形態の把握が困難な場合、自社にとっての第一段階目の顧客にとってScope1に相当する場合のみ対象にするなど。
- RT-CH-410a.1. Revenue from products designed for use-phase resource efficiency対象製品の選定を個々の企業に委ねることで、自由な企業活動によるイノベーションが促されるものと考えられる。そのため、将来、特定の国や地域の政策や施策により対象製品の範囲が固定化されることがないよう留意されたい。（付属書p450）
- 指標「利用時の効率向上をもたらすことを目的とした製品」は、GHG排出削減性能がある製品（所謂、貢献製品）を指すと推察される。貢献製品の定義は個社独自であり、プロトタイプが求める収入割合の定量化には、共通の基準、定義が必要。また、LCA手法によるGHG削減量算定の例は多いが、最終製品の利用による効率向上（＝GHG削減）に対する化学品の貢献度合い（寄与度）に係る基準・指針等も必要ではないか。
- BtoB企業の製品が中間素材である場合、一般的には、顧客企業から資源効率性に関する情報などは得られ難い場合が大半である。（顧客企業は、秘密情報の一種として開示しない）（付属書p449 1~3）
- 同上（但し、割合を計算する対象→関連しているか否かを検討する対象）改善がslightly lighter と考え除外対象としなければならない製品を例示していただきくか、具体的な程度を明示していただきたい。（付属書p449・2・3）

# Containers & Packaging（容器･包装）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量<br>排出量制限規制の対象となる割合 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | RT-CP-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RT-CP-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合、(4)自家生産エネルギーの割合（エネルギー消費削減及び効率向上に関する取組について議論すべき） | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RT-CP-130a.1 |
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | RT-CP-140a.1 |
| | 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論 | 議論及び分析 | n/a | RT-CP-140a.2 |
| | 水質に関する許認可、基準、規制に違反した件数 | 定量的 | 件数 | RT-CP-140a.3 |
| 廃棄物管理 | 廃棄物生成量、有害廃棄物の割合、リサイクルされた割合 | 定量的 | トン(t)、割合（%） | RT-CP-150a.1 |
| サプライチェーンマネジメント | 調達した木質繊維の総量、認証された供給源からの割合 | 定量的 | トン(t)、割合（%） | RT-CP-430a.1 |
| | アルミニウムの総購入量、認証取得国からの比率 | 定量的 | トン(t)、割合（%） | RT-CP-430a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 生産量（基板別） | 定量的 | トン(t) | RT-CP-000.A |
| 生産高に占める割合(1)紙･木、(2)ガラス、(3)金属、(4)プラスチック | 定量的 | 収益に占める割合（%） | RT-CP-000.B |
| 従業員数 | 定量的 | 数 | RT-CP-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Containers & Packaging（容器･包装）

## 主な意見

＜全般＞

- 米国の規制・基準が主であり、世界基準とするのであれば、個別の国の規制・基準も含めて整理すべきではないか。「パルプ・紙製品」と比べて、「容器・包装」のカテゴリの方が、開示項目が多いが、一般的に素材製造（パルプ・紙製品）の方が、環境負荷が高く、「容器・包装」にとっては厳しいと内容になっている（排出量制限規制の対象割合、水質許認可、廃棄物管理）
- 事業が複数の業種にまたがる場合の開示項目はどのように選択するのか。または、関わる事業全てについて事業ごとの定量開示が求められるのか。
- 特に容器・包装業種においては、製品のリサイクルによる貢献やプラスチック使用量の削減など、recycle、reduceを機会として評価・加味できる項目を設けるべき。（例：販売量におけるリサイクル原料を使用した製品の割合、使用プラスチック量の削減割合など）

＜温室効果ガスの排出＞

- 業種共通で開示しなければならない指標として、Scope1、2、3を挙げているが、業種別で挙がっているのはScope1のみ。どのように理解したらよいのか。排出制限規制の対象となる割合について、キャップアンドトレード制度と、炭素税ではカバー率が大きく異なるため、同列にすべきではないと考える。（付属書p453、RT-CP-110a.1. G）

＜水管理＞

- (1)水の総取水量→対象の事業所について少量使用の事業所（加工専門の事業所・販売店所等）については除外を要望。
- (2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合→少量使用の事業所を除外することが前提であれば可能。
- 水管理リスクの説明及びそれらリスクを緩和する戦略と慣行についての議論→少量使用の事業所を除外することが前提で可能
- 水ストレスの高い地域の要件を明確にしてほしい。日本は水ストレスが低い地域であるとの認識は国際的な一致を見ていると考えてよいか。

＜廃棄物管理＞

- 廃棄物生成量、有害廃棄物の割合、リサイクルされた割合→定義が不明確であり集計が困難、現状ではマニュフェストの集計であれば可能。
- 有害廃棄物の定義づけに「Resources conservation and recovery act (RCRA)」,「Waste framework directive (WFD)」といった海外の法や枠組みを挙げています。国内の場合、日本のどの様な法や枠組が推奨されるのか。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Containers & Packaging（容器･包装）

**主な意見**

＜サプライチェーンマネジメント＞

- アルミニウムを使っていない包装材メーカーもあるため、「該当する場合は」程度にすべきではないか。（RT-CP-430a.1（木質繊維）も同様ではないか）（RT-CP-430a.2）
- 木質繊維の認証された供給源として、具体的にATFS, FSC, PEFC, SFIの4つが挙げられているが、全て、認証材の供給源として相応しいものなのか。
- 調達における森林認証比率（特にＦＭ認証比率）は営業戦略にかかわるので、必須開示とされても開示できない。

＜活動指標＞

- 複数原材料の複合製品の場合、収益に占める割合が100を超える、すなわち重複して集計される可能性があるが、どのように考えたらよいか。

# Electrical & Electronic Equipment（電気･電子機器）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RT-EE-130a.1 |
| 製品のライフサイクルマネジメント | IEC62474の要申告物質を含む製品の売上に占める割合 | 定量的 | 売上に占める割合（%） | RT-EE-410a.1 |
| | ENERGY STAR® 基準を満たす対象製品の売上に占める割合 | 定量的 | 売上に占める割合（%） | RT-EE-410a.2 |
| | 再生可能エネルギー関連製品およびエネルギー効率関連製品の売上 | 定量的 | 売上に占める割合（%） | RT-EE-410a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 製品カテゴリー別の生産台数（発電、配電、照明、室内空調等） | 定量的 | 数 | RT-EE-000.A |
| 従業員数 | 定量的 | 数 | RT-EE-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Electrical & Electronic Equipment（電気･電子機器）

## 主な意見

＜製品のライフサイクルマネジメント＞

- 会計指標として挙げられている「IEC62474」は、化学物質規制対応として含有化学物質の開示手順を規格化したものであり気候関連開示とは目的が異なるため使用に適さない。
- IEC62474の要申告物質には、何らかの法律によって規制されている物質（群）に加え、業界の自主基準などに基づき含有把握を行う物質（群）も含まれる。加えて、法律によって規制されている物質の中にも、鉛などの現在一定量使用されていて、将来的にも回避の困難な物質が含まれている。さらに、含有把握を行う物質（群）として、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤全般も用途は限定されているが、要申告物質に指定されている。これらの物質を全く使用しない製品は一部に限られるため、現時点において気候関連の開示項目や会計基準に組み込む指標としてIEC62474の要申告物質を一律に採用することは適切でないと考えられる。
- IEC62474は気候変動とは関連性が低いため指標として不適切。IEC62474 declarable substances はほぼ全ての電気電子製品が該当するため、指標にする意味がない。また禁止物質ではないため、環境への影響を測る目的に合致しておらず、この指標は投資家の意思決定をミスリードしてしまう恐れがあり、入れるべきでない。
- 会計指標として挙げられている「ENERGY STAR」は、地域限定の任意規格であるため、グローバルを対象とする指標には適さない。使用に際しては、各国、地域で活用されている規制、標準規格の活用を考えるべきである。
- 会計指標として挙げられている「再生可能エネルギー、エネルギー効率関係の製品」においては、製品単体、システムとしての単位など事業範囲が曖昧であり指標にあげる際には共通で明確な区分を設けるべきである。

＜活動指標・製品カテゴリー別の生産台数（発電、配電、照明、室内空調等）＞

- 活動指標における「製品カテゴリー別の生産台数（発電、配電、照明、室内空調等）」では、カテゴリーの定義が曖昧であり、また同じカテゴリー内でも製品タイプによって性能差がある。それらを一括で数量として指標化し、比較に使うことは適切ではない。
- 生産台数は販売計画や顧客から受注状況等に繋がる情報であり、開示することは難しい。販売台数であればある程度開示可能であるが、企業戦略上、細かいカテゴリー別の開示は難しい。
- 活動指標が生産台数で、測定単位が「数」とあるが、製品カテゴリは多岐に渡るため単純な台数での表示は指標として適切さを欠くのではないか。

＜活動指標・従業員数＞

- 活動指標として「従業員数」を指標にすることは、従業員数と気候変動との関係が不明確であり適切ではない。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Industrial Machinery & Goods（産業機械･製品）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | RT-IG-130a.1 |
| 使用段階における燃費と排出量 | 中型車･大型車の売上高加重フリート燃費 | 定量的 | ガロン/1000トンマイル | RT-IG-410a.1 |
| | ノンロード機器の売上高加重燃費 | 定量的 | ガロン/時間 | RT-IG-410a.2 |
| | 定置用発電機の売上高加重燃費 | 定量的 | ワット/ガロン | RT-IG-410a.3 |
| | （1）窒素酸化物（NOx）および（2）粒子状物質（PM）の売上高加重排出量。<br>(a)舶用ディーゼルエンジン<br>(b) 機関車用ディーゼルエンジン<br>(c) オンロード中型･大型エンジン<br>(d) その他の非道路用ディーゼルエンジン | 定量的 | グラム/毎時キロワット | RT-IG-410a.4 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 製品カテゴリー別生産台数 | 定量的 | 数 | RT-IG-000.A |
| 従業員数 | 定量的 | 数 | RT-IG-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# サービスセクター

# Casinos & Gaming（カジノ･ゲーミング）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | SV-CA-130a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| テーブルの数 | 定量的 | 数 | SV-CA-000.A |
| スロットの数 | 定量的 | 数 | SV-CA-000.B |
| オンラインゲームのアクティブな顧客数 | 定量的 | 数 | SV-CA-000.C |
| ゲームフロアの面積 | 定量的 | 平方メートル（㎡） | SV-CA-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Hotels & Lodging（ホテル･宿泊）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | SV-HL-130a.1 |
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | SV-HL-140a.1 |
| 気候変動の適応 | 100年のうちに洪水の発生が想定される区域にある宿泊施設の数 | 定量的 | 数 | SV-HL-450a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 宿泊可能日数 | 定量的 | 数 | SV-HL-000.A |
| 平均稼働率 | 定量的 | 率 | SV-HL-000.B |
| 宿泊施設総面積 | 定量的 | 平方メートル（$m^2$） | SV-HL-000.C |
| 宿泊施設の数およびその割合：(1)管理、(2)所有と賃貸、(3)フランチャイズ | 定量的 | 数、割合（%） | SV-HL-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Leisure Facilities（レジャー施設）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | SV-LF-130a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 入場者数 | 定量的 | 数 | SV-LF-000.A |
| 開園日数 | 定量的 | 数 | SV-LF-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# 技術・通信セクター

# Electronic Manufacturing Services & Original Design Manufacturing（EMS･ODM）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | TC-ES-140a.1 |
| 製品のライフサイクルマネジメント | 使用済み製品の重量、回収率、リサイクル率 | 定量的 | トン（t）<br>割合（%） | TC-ES-410a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 製造施設の数 | 定量的 | 数 | TC-ES-000.A |
| 製造施設の面積 | 定量的 | 平方フィート（ft2） | TC-ES-000.B |
| 従業員の数 | 定量的 | 数 | TC-ES-000.C |

## 主な意見

＜製品ライフサイクルマネジメント＞

- 回収重量および再資源化率については、個社が製品を販売している国・地域の法規制の施行状況や、回収リサイクルのインフラに強く依存しているため、個社の取り組みを反映することができず指標として相応しくない。
- 使用済み製品の情報は、最終メーカーでは把握しているが、EMS/ODMでは把握していない。従ってEMS/ODMは各最終メーカーからその情報を取得する必要があるが、煩雑で工数負担が大きい。
- TC-ES-410a.1. Weight of end-of-life products and e-waste recovered, percentage recycled について回収率の定義を明確にしていただきたい。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Hardware（ハードウェア）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 製品のライフサイクルマネジメント | IEC62474の要申告物質を含む製品の売上高に占める割合 | 定量的 | 割合（%） | TC-HW-410a.1 |
| | EPEATの登録要件または同等の要件を満たす対象製品の売上高に占める割合 | 定量的 | 割合（%） | TC-HW-410a.2 |
| | エネルギースター基準を満たす製品の売上高に占める割合 | 定量的 | 割合（%） | TC-HW-410a.3 |
| | 使用済み製品およびE-wasteの回収重量、再資源化率 | 定量的 | トン（t）、割合（%） | TC-HW-410a.4 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 製品カテゴリー別生産台数 | 定量的 | 数 | TC-HW-000.A |
| 製造施設の面積 | 定量的 | 平方フィート（ft2） | TC-HW-000.B |
| 自社設備による生産比率 | 定量的 | 割合（%） | TC-HW-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Hardware（ハードウェア）

## 主な意見【1/2】

＜製品のライフサイクルマネジメント＞

- 会計指標として挙げられている「IEC62474」は、化学物質規制対応として含有化学物質の開示手順を規格化したものであり気候関連開示とは目的が異なるため使用に適さない。
- IEC62474の要申告物質には、何らかの法律によって規制されている物質（群）に加え、業界の自主基準などに基づき含有把握を行う物質（群）も含まれる。加えて、法律によって規制されている物質の中にも、鉛などの現在一定量使用されていて、将来的にも回避の困難な物質が含まれている。さらに、含有把握を行う物質（群）として、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤全般も用途は限定されているが、要申告物質に指定されている。これらの物質を全く使用しない製品は一部に限られるため、現時点において気候関連の開示項目や会計基準に組み込む指標としてIEC62474の要申告物質を一律に採用することは適切でないと考えられる。
- 「IEC62474の要申告物質を含む製品の売上に占める割合」が何を意味しようとしているのか不明瞭である。IEC62474で禁止されている物質はRoHSの適用除外を適用できる鉛やCdを除き、原則含有しない。よって、REACH規則のSVHCを含有する製品にほぼ等しいと思われ、その点からは確実に順法対応が出来ていればよく、仮に売上に占める割合が小さい場合がサステナビリティに貢献している、となると世の中をミスリードさせるものだと危惧する。
- IEC62474は気候変動とは関連性が低いため指標として不適切。IEC62474 declarable substances はほぼ全ての電気電子製品が該当するため、指標にする意味がない。また禁止物質ではないため、環境への影響を測る目的に合致しておらず、この指標は投資家の意思決定をミスリードしてしまう恐れがあり、入れるべきでない。
- 会計指標として挙げられている「EPEAT」や「ENERGY STAR」は地域限定の任意規格であるため、グローバルを対象とする指標には適さない。使用に際しては、各国、地域で活用されている規制、標準規格の活用を考えるべきである。
- PEATは米国内のプログラムであり、適用するのは適切ではない。EPEAT等の環境配慮製品に関するプログラムは、対象製品を販売するためのマーケティングツールや、政府調達のための基準として使われている。それらプログラムを活用する度合いは、個社の販売方針や、対象製品の有無、プログラムがある国・地域に販売しているかによって異なるため、国際的な会計基準に盛り込まれるのは相応しくない。
- 「使用済み製品およびE-waste」はその定義と気候変動との関係をどのように評価するのか明確にすべきである。
- 回収重量および再資源化率については、個社が製品を販売している国・地域の法規制の施行状況や、回収リサイクルのインフラに強く依存しているため、個社の取り組みを反映することができず指標としては相応しくない。
- 電気・電子製品にはある Energy Management の項目がハードウェアにはない理由が不明。
- 第三者によって収集されたものを含むとある。事業者が委託した第三者であれば情報収集は可能であるが、事業者と無関係の第三者の場合、情報収集は困難である。（TC-HW-410a.4）
- 契約するリサイクル業者の認定が限定的である。今の文言では、“Basel Action Network’s e-Steward® standard or the U.S. EPA’s Responsible Recycling Practices (R2) standard”との記載で限定的で、日本でのリサイクル事業者が認められない可能性があるので、各国政府の法律に基づき、許可を得ているリサイクル業者も認定された事業者と認められるように修正をお願いしたい。（TC-HW-410a.4）

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Hardware（ハードウェア）

## 主な意見【2/2】

＜活動指標＞

- 活動指標として、「製品カテゴリー別生産台数」が挙げられているが、製品種別の定義が曖昧であり、また同じ種別の製品でも製品タイプによって性能差がある。それらを一括で数量として指標化し、比較に使うことは適切ではない。
- 生産台数は販売計画や顧客から受注状況等に繋がる情報であり、開示することは難しい。販売台数であればある程度開示可能であるが、もし細かいカテゴリー別の開示を要求されるのであれば、こちらも企業戦略上、開示は難しいと言わざるを得ない。
- 活動指標の「製造施設の面積」「自社設備による生産比」は、気候変動との関係が不明確であり適切ではない。

# Internet Media & Service（インターネット･メディア＆サービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| ハードウェアインフラの環境フットプリント | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | TC-IM-130a.1 |
| | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | TC-IM-130a.2 |
| | データセンターのニーズに対する戦略的計画の中に、環境配慮を結合するための議論 | 議論及び分析 | n/a | TC-IM-130a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| ユーザ活動の主体的な定義づけの指標 | 定量的 | 注釈参照 | TC-IM-000.A |
| (１)データ処理能力、(２)外部委託率 | 定量的 | 注釈参照 | TC-IM-000.B |
| (１)データ保存量、(２)外部委託率 | 定量的 | ペタバイト<br>割合（%） | TC-IM-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Semiconductors（半導体）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | (1)世界全体のScope 1 排出量<br>(2)ペイフルオロカーボン化合物からの総排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 -e | TC-SC-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TC-SC-110a.2 |
| エネルギー管理 | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | TC-SC-130a.1 |
| 水管理 | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | 1,000立方メートル($m^3$)<br>割合（%） | TC-SC-140a.1 |
| 製品ライフサイクル管理 | IEC 62474の申告対象物質を含む製品の売上高に占める割合。 | 定量的 | 売上に占める割合（%） | TC-SC-410a.1 |
| | システムレベルでのプロセッサーのエネルギー効率<br>(1) サーバー、(2) デスクトップ、(3) ノートパソコン | 定量的 | 製品のカテゴリーによってそれぞれ | TC-SC-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 総生産量 | 定量的 | 注釈参照 | TC-SC-000.A |
| 所有する施設における生産量の割合 | 定量的 | 割合（%） | TC-SC-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Semiconductors（半導体）

| 主な意見 |
| --- |
| ＜製品ライフサイクル管理＞<br>➢ IEC62474は気候変動とは関連性が低いため指標として不適切。IEC62474 declarable substances はほぼ全ての電気電子製品が該当するため、指標にする意味がない。また禁止物質ではないため、環境への影響を測る目的に合致しておらず、この指標は投資家の意思決定をミスリードしてしまう恐れがあり、入れるべきでない。該当するすべての項目のもので且つ売上を最終製品まで追わないといけないものが、その情報を外部にたよらないといけないものもある場合、入手が困難な可能性や、データを最終製品別に持っていない可能性が非常に高い |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Software & IT Services（ソフトウェア・ITサービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| ハードウェアインフラの環境フットプリント | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | — | TC-SI-130a.1 |
| | (1)水の総取水量、(2) ベースライン水ストレスが高い、または極めて高い地域における水消費量の割合 | 定量的 | — | TC-SI-130a.2 |
| | データセンターのニーズに対する戦略的計画の中に、環境配慮を結合するための議論 | 議論及び分析 | — | TC-SI-130a.3 |
| 技術的中断によるシステムリスク管理 | (1)パフォーマンス問題、(2)サービス中断、(3)総顧客ダウンタイムの件数 | 定量的 | — | TC-SI-550a.1 |
| | 業務中断に関連する事業継続リスクの説明 | 議論及び分析 | — | TC-SI-550a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| (1)ライセンス数またはサブスクリプション数、(2)クラウド型比率 | 定量的 | 数、割合（%） | TC-SI-000.A |
| (1)データ処理能力、(2)アウトソーシングの割合 | 定量的 | 注釈参照 | TC-SI-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Software & IT Services（ソフトウェア・ITサービス）

**主な意見**

＜ハードウェアインフラの環境フットプリント＞

- 業種が複数にまたがる場合、当該業種のみの会計指標データ算出が困難な可能性がある。（TC-SI-130a.1）
- 指標データが合計では無く拠点毎場合は開示出来ない可能性がある。（TC-SI-130 a　2）

＜活動指標＞

- 活動指標として挙げられた「ライセンス数またはサブスクリプション数」「クラウド型比率」「データ処理能力」「アウトソーシングの割合」は気候変動との関係をどのように評価するのか明確にすべきである。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Telecommunication Services（テレコミュニケーションサービス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| ハードウェアインフラの環境フットプリント | (1)総電力消費量、(2)系統電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール（GJ）<br>割合（%） | TC-TL-130a.1 |
| 技術的中断によるシステムリスク管理 | (1)システム平均中断頻度、(2)顧客の平均中断時間 | 定量的 | 顧客あたりの中断、<br>顧客当たりの時間 | TC-TL-550a.1 |
| | サービス中断時に支障のないサービスを提供するためのシステムの検討 | 議論及び分析 | n/a | TC-TL-550a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 無線契約者数 | 定量的 | 数 | TC-TL-000.A |
| 有線契約者数 | 定量的 | 数 | TC-TL-000.B |
| ブロードバンド加入者数 | 定量的 | 数 | TC-TL-000.C |
| ネットワークトラフィック | 定量的 | ペタバイト | TC-TL-000.D |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# 運輸セクター

# Air Freight & Logistics（航空輸送･ロジステックス）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 -e | TR-AF-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TR-AF-110a.2 |
| | 燃料消費量<br>(1)道路輸送：割合(a)天然ガス、(b) 再生可能エネルギー<br>(2)航空輸送：割合(a)代替エネルギー、(b)持続可能エネルギー | 定量的 | ギガジュール（GJ）<br>割合（%） | TR-AF-110a.3 |
| サプライチェーンマネジメント | 輸送手段別の温室効果ガス（GHG）総排出量 | 定量的 | トン（t）、トンキロメータあたりのCO2-e | TR-AF-430a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 有償トンキロ（Revenue ton kilometers）<br>：（1）道路輸送、（2）航空輸送 | 定量的 | RTK | TR-AF-000.A |
| 貨物搭載率（Load factor）<br>：（1）道路輸送、(2)航空輸送 | 定量的 | 率 | TR-AF-000.B |
| 従業員数、トラック運転手数 | 定量的 | 数 | TR-AF-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Airlines（航空）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | TR-AL-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TR-AL-110a.2 |
| | (１)総燃料消費量、（２）代替エネルギーの割合、（３）持続可能なエネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール（GJ）<br>割合（%） | TR-AL-110a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 有効座席キロメートル（Available seat kilometers） | 定量的 | ASK | TR-AL-000.A |
| 旅客搭乗率（Passenger load factor） | 定量的 | 率 | TR-AL-000.B |
| 有償旅客キロ（Revenue passenger kilometers） | 定量的 | RPK | TR-AL-000.C |
| 有償トンキロ（Revenue ton kilometers） | 定量的 | RTK | TR-AL-000.D |

## 主な意見

＜活動指標＞

- 活動指標の測定単位のうち、ASK/RPK/RTK を測定する際の「K(キロ)」について、距離の概念が統一されていない状況です。ついては、例えば距離の計測時に「大圏距離」を導入いただくことを提案する。

＜活動指標・全般＞

- 航空では、旅客輸送のほか、貨物専業の事業会社も存在。そのため、貨物航空の場合、旅客に加え貨物に関する指標が必要と思料

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Auto Parts（自動車部品）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー管理 | (1)総エネルギー消費量、(2)系統電力の割合、(3) 再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | TR-AP-130a.1 |
| 燃費の設計 | 燃費向上や排出ガス削減を目的とした製品からの収益 | 定量的 | 報告通貨 | TR-AP-410a.1 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 部品の生産数 | 定量的 | 数 | TR-AP-000.A |
| 生産した部品の重量 | 定量的 | トン（t） | TR-AP-000.B |
| 製造工場の面積 | 定量的 | 平方メートル（㎡） | TR-AP-000.C |

**主な意見**

＜燃費の設計＞

- 自動車の燃費に与える影響について、直接の動力源以外の部品（電装部品等）について、事例を示してほしい。
- 燃費の設計の対象製品の定義がわかりくく、集計する上で障壁になりそう。（日常改善のような軽量化に取り組んだ製品を織り込んでも良いのか）
- 会計指標にて「燃費向上や排出ガス削減を目的とした製品の売上」が挙げられているが、それらの性能向上は自動車トータルとして発揮されるものであり、どの部品が対象となるのか曖昧である。（付属書p543）

＜活動指標＞

- 「部品の生産数」といったあまり意味をなさない定量的な開示（部品会社の性質上、同じ部品が複数個同一車両に使われる場合が多い）である。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Automobiles（自動車）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 燃費と使用段階 | 地域別の売上で加重平均した燃費性能 | 定量的 | Mpg<br>L/km<br>gCO2/km<br>Km/L | TR-AU-410a.1 |
| | (1)ゼロ・エミッション車（ZEV）、(2)ハイブリッド車、(3)プラグイン・ハイブリッド車の販売台数 | 定量的 | 数 | TR-AU-410a.2 |
| | 車両の燃費および排出ガスのリスクと機会を管理するための戦略の検討 検討と分析 | 議論及び分析 | n/a | TR-AU-410a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 自動車の製造台数 | 定量的 | 数 | TR-AU-000.A |
| 自動車の販売台数 | 定量的 | 数 | TR-AU-000.B |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Automobiles（自動車）

**主な意見**

＜燃費と使用段階＞

- 「TR-AU-410a.1」について、単位がMpg 、 L/km 、g CO2/km 、 km/L と複数あり比較可能性上問題があるのではないかと考える 。例えば g CO2/km に統一するなどが必要ではないか？これに伴い、P548 P549のTR AU 410a.1. の項目3の地域毎の燃費の解説の変更も連動する。

＜活動指標＞

- 次の文言の定義の明確化を希望する。販売台数 (小売 /卸売 )・ 製造台数 (子会社のみ /関連会社含む )・ 売上金額定義 (採用会計基準に準拠等 )
- 「販売台数」は自社のコントロールできない定量的な開示（「出荷台数」の方が適切か。）である。（付属書p543）

＜燃費と使用段階、活動指標＞

- ここではZEVの定義として燃料電池車とバッテリーEVのみがZEVと定義されているが、水素燃料を使用した内燃機関車はどの範疇にあるのか？またカーボンニュートラルな燃料を使用した内燃機関はどの範疇にあるのか？ このような内燃機関車はデュアル燃料車という扱いなのか？という疑問が生じる。一方で、P5 50のTR AU 410a.1. の 3. 1 には ZEV 、HEV 、PHEVと共にデュアル燃料車が 先進パワートレイン技術車として取り上げられており、またデュアル燃料車は3.2のバイオマス（エタノール、第一世代バイオ燃料、及び先進バイオ燃料を含む）を包含すると捉えられる。デュアル燃料車は脱炭素に貢献し、特に移行段階において現実的で重要な技術であると考える。こうしたことから、ZEVの定義の再考やデュアル燃料車の位置付けを明確にした上で、ACCOUNTING METRICにはZEV、HEV、PHEVと共にデュアル燃料車も入れるべきではないかと考える。

# Car Rental & Leasing（自動車レンタル･リース）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| フリーと燃料燃費、利用率 | 地域別のレンタル車両燃費の日間加重平均値 | 定量的 | Mpg<br>L/km<br>gCO2/km<br>Km/L | TR-CR-410a.1 |
| | 車両稼働率 | 定量的 | 率 | TR-CR-410a.2 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 平均社齢 | 定量的 | 月 | TR-CR-000.A |
| 総貸出可能日数 | 定量的 | 日 | TR-CR-000.B |
| 平均レンタル台数 | 定量的 | 車数 | TR-CR-000.C |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Cruise Lines（クルーズ船）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 -e | TR-CL-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TR-CL-110a.2 |
| | (1)総エネルギー消費量、(2)重油の割合、(3)陸上電力供給の割合、(4)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール（GJ）<br>割合（%） | TR-CL-110a.3 |
| | 新造船の平均エネルギー効率設計指数（EEDI） | 定量的 | CO2のグラム(g)/トン(t)・海里(nm) | TR-CL-110a.4 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 旅客輸送容量（Available lower berth kilometers） | 定量的 | ALB-KM | TR-CL-000.A |
| 平均旅客運航日数 | 定量的 | APCD | TR-CL-000.B |
| 船舶従業員数 | 定量的 | 数 | TR-CL-000.C |
| クルーズ船乗客者数 | 定量的 | 数 | TR-CL-000.D |
| 船舶の寄港回数 | 定量的 | 数 | TR-CL-000.E |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Marine Transportation（海運）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 -e | TR-MT-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TR-MT-110a.2 |
| | (1)総エネルギー消費量、(2)重油の割合、(3)陸上電力供給の割合、(4)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール（GJ）<br>割合（%） | TR-MT-110a.3 |
| | 新造船の平均エネルギー効率設計指数（EEDI） | 定量的 | CO2のグラム(g)/トン(t)・海里(nm) | TR-MT-110a.4 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 船舶従業員数 | 定量的 | 数 | TR-MT-000.A |
| 船舶の総走行距離 | 定量的 | 海里（nm） | TR-MT-000.B |
| 営業日数 | 定量的 | 数 | TR-MT-000.C |
| 載貨重量トン数 | 定量的 | 千載貨重量トン | TR-MT-000.D |
| 全船舶数 | 定量的 | 数 | TR-MT-000.E |
| 船舶の寄港回数 | 定量的 | 数 | TR-MT-000.F |
| 20フィート換算単位(TEU)の容量 | 定量的 | TEU | TR-MT-000.G |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Marine Transportation（海運）

## 主な意見

＜温室効果ガスの排出＞

- 「新造船の平均エネルギー効率設計指数（EEDI）の開示について」全体的な傾向として、DWT が大きく速力が遅い船種はEEDI 値が小さく、DWTが小さく速力が早い船種はEEDI 値が大きくなり、数字の絶対値は船種によって大きく異なる。その為、様々な船種やサイズの船を建造している船会社では、単純平均の数字を開示してもその年の建造船の船種によって数値が大きくブレるため、「開示してもほとんど意味がない」ということになる。但し、単一の船種のみを扱っている会社の経年変化を見るには利用できるかと思う。
- 各社の船種ポートフォリオは様々であるため、「EEDI」は必ずしも海運業界内での有意義な比較指標とはならないものと考える。また、他の会計指標と比較し限定的な指標であり、企業全体の状況を測る指標としての適切性に疑問が残る。会計指標からの除外を検討すべきと考える。

＜活動指標＞

- 活動指標・全般：船舶は契約によってGHG 排出主体は船主、傭船者、運航受託者等の多岐に渡るため、対象Scope の明示が必要。特にScope1 のみであることを明示することが望ましい。
- 船舶従業員数：船舶では自社保有船・傭船により個船ごとの船舶従業員手配の対応主体が様々であり、自社保有船・傭船においても船舶従業員手配を船主や傭船者でなく船舶管理会社が行っていることも多々ある。また、自社のScope1 に該当する船舶であっても、船舶管理会社が船舶従業員手配を行う。
- 営業日数：営業日数が船舶の稼働日数を対象とするものか、対象船舶のGHG 排出に責任を負う事業者の営業日数を対象とするもの、明確化が必要。また、こちらも自社保有船・傭船により個船ごとに営業日数の把握の可否が異なるため、対象Scope の明示が必要と思料。
- 年間寄港数：船のタイプ（例えばバルク船かコンテナ船か等）によって大きな差があり、輸送量と比例するものでもない。何を見るための指標かが明確化されていないが、海運業種の指標として有意義なものとなるかにつき疑問があり、活動指標からの除外を検討すべきと考える。
- 年間寄港回数：寄港の定義の明確化が必要と思料。特に外航船舶の場合、港至近海域にて燃料補給を行うこと(タッチ・バンカー)が多々あり、荷役目的の寄港や港至近海域での停泊と燃料補給目的での寄港や港至近海域での停泊について峻別が必要と思料。
- 20 フィート換算単位（TEU）の容量：コンテナ船以外の船種での貨物容量のTEU 換算は非現実的であるため、貨物容量のTEU 換算を求める場合は、「コンテナ船に限定する」等の補足説明の明記が必要。

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Rail Transportation（鉄道輸送）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | TR-RA-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TR-RA-110a.2 |
| | 総燃料消費量、再生可能エネルギー割合 | 定量的 | ギガジュール（GJ）<br>割合（%） | TR-RA-110a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| 自動車輸送台数 | 定量的 | 数 | TR-RA-000.A |
| インターモーダル輸送台数 | 定量的 | 数 | TR-RA-000.B |
| 走行距離 | 定量的 | マイルズ | TR-RA-000.C |
| レベニュー・トン・マイルズ（Revenue ton miles） | 定量的 | RTM | TR-RA-000.D |
| 従業員数 | 定量的 | 数 | TR-RA-000.E |

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳

# Road Transportation（道路輸送）

## 気候関連の開示項目と会計指標

| トピック | 会計指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの排出 | 世界全体のScope 1 排出量 | 定量的 | トン（t）<br>CO 2 排出量割合（%） | TR-RO-110a.1 |
| | Scope 1 排出量の排出量を管理するための長期的および短期的な戦略または計画、排出量削減目標、およびそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての議論 | 議論及び分析 | n/a | TR-RO-110a.2 |
| | (1)総燃料消費量、(2) 天然ガスの割合、(3)再生可能エネルギーの割合 | 定量的 | ギガジュール(GJ)<br>割合（%） | TR-RO-110a.3 |

## 活動指標

| 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|---|---|---|---|
| レベニュー・トン・マイルズ（Revenue ton miles） | 定量的 | RTM | TR-RO-000.A |
| 貨物搭載率（load factor） | 定量的 | 数 | TR-RO-000.B |
| 従業員数、ドライバーの数 | 定量的 | 数 | TR-RO-000.C |

**主な意見**

＜活動指標＞

- レベニュー・トン・マイルズはトンキロへの変更を希望
- 宅配便事業は特別積み合わせ貨物運送であることから、貨物搭載率が常に変動するため取得が困難。除外を希望

（資料）IFRS TRWG ”Climate-related Disclosures Prototype Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements” から経済産業省仮訳